

長崎県口蹄疫防疫マニュアル

平成22年9月制定

(令和6年3月改訂)

目 次

基本方針等	P . 1
本県における組織体制及び連絡体系	- 1
1 F M D 発生時危機管理体制	- 2
2 口蹄疫警戒連絡会議及び防疫対策本部	- 3
3 長崎県農林部防疫対策本部	- 5
4 連絡体系	- 6
異常通報（疑い事例発生）時	- 6
検体搬送決定時	- 7
患畜又は疑似患畜決定時	- 8
隣県から検体搬送決定の連絡があった場合	- 9
隣県から患畜又は疑似患畜決定の連絡があった場合	- 10
防疫対策の概要	- 1
1 リスクレベルの区分	- 2
2 リスクレベル評価	- 3
3 発生時の防疫措置の流れ	- 5
4 発生時防疫対応タイムフロー	- 6
5 防疫対応イメージ図	- 10
6 発生時における市町の役割	- 11
7 発生時における畜産関係団体等の役割	- 12
8 発生時におけるその他の団体等の役割	- 12
9 発生防止対策のための家畜飼養者の役割	- 13
関係機関・団体等の役割分担	- 14
異常通報から病性鑑定検体搬送までの対応	- 1
1 異常家畜の症状	- 2
2 異常家畜の通報（届出）	- 2
3 通報を受けた家保等の対応	- 3
4 初動防疫の準備	- 4
5 農場への立入検査	- 7
6 国による写真判定から検体搬送までの作業	- 7
7 病性鑑定材料の輸送	- 8
8 隣県からの通報に対する本県の対応	- 10
警戒連絡会議設置から患畜決定までの作業	- 1
1 警戒連絡会議の設置	- 2
2 疑い事例（検体搬送決定）のプレスリリース等	- 2
3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明	- 2
4 緊急防疫作業	- 2
5 初動防疫の準備	- 3
6 動員の考え方	- 6
発生規模別必要人員数	- 11 ~ 21
殺処分班の班編成	- 22 ~ 28

7	防疫作業従事者の輸送バスの確保	- 3 4
8	必要資材調達と運搬	- 3 7
9	準備状況のチェック及び報告	- 3 9
10	後方支援センター、農場拠点の設営	- 3 9
	患畜決定後の作業	- 1
1	対策本部の設置	- 2
2	患畜決定のプレスリリース等	- 2
3	制限区域内農家等への周知	- 2
4	通行の制限又は遮断	- 2
5	家畜等の評価	- 3
6	防疫作業	- 4
	(1) 現地の防疫態勢	- 4
	(2) 作業員サポート体制	- 5
	(3) 現場作業態勢	- 1 1
	(4) 情報伝達・共有体制	- 1 2
	(5) 農場での防疫作業	- 1 3
	(6) 埋却地での作業	- 3 3
	(7) 汚染物品の埋却以外の処理方法	- 5 1
	(8) 畜舎等の消毒	- 5 1
	(9) 撤収作業	- 5 1
7	安全管理対策等	- 5 2
8	制限区域内の周辺農場の調査	- 5 3
	消毒ポイントの設置と作業	- 1
1	消毒ポイントの決定	- 2
2	消毒ポイントでの作業	- 8
3	消毒ポイント作業の委託	- 1 1
4	道路・港湾等占用・使用許可の手続き	- 1 3
5	警察機関への協力依頼	- 1 4
6	関係機関等への周知	- 1 4
	移動制限措置の解除	- 1
1	制限の解除	- 2
	野生動物への対応	- 1
1	対策本部の設置	- 4
2	感染の疑いが生じた場合の対応等	- 4
3	陽性判定時に備えた準備	- 4
4	病性の判定	- 4
5	報道機関への公表等	- 4
6	通行の制限又は遮断	- 5
7	移動制限区域の設定	- 5
8	移動制限の対象	- 5
9	移動制限の対象外	- 6
10	家畜等の所有者への連絡	- 6

1 1	移動制限区域内の農場への指導	- 6
1 2	移動制限区域の変更	- 6
1 3	移動制限区域の解除	- 6
1 4	家畜集合施設の開催等の制限等	- 6
1 5	消毒ポイントの設置	- 6
1 6	ウイルスの浸潤状況の確認等	- 7
1 7	周辺の野生いのししにおけるウイルス拡散防止対策	- 7
1 8	飼養衛生管理基準の遵守状況の確認	- 7

長崎県口蹄疫防疫マニュアル

1 目的

平成 22 年 4 月に宮崎県で発生した口蹄疫は畜産業のみならず、関連産業、一般県民の生活にまで影響が及んだ。口蹄疫が発生した場合は、初発農場だけで封じ込め、早期終息を図る防疫対応が求められる。

このマニュアルは、万一、口蹄疫が本県で発生した際に、本県畜産業の被害を最小限に抑えるために必要な対策を、迅速かつ的確に実施するために策定するものである。

2 基本方針

- (1) 口蹄疫の防疫措置は、「家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)」、「長崎県家畜伝染病予防法施行細則(昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則第 44 号)」、「長崎県家畜伝染病規則(昭和 27 年 8 月 12 日長崎県規則第 45 号)」、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表、令和 3 年 10 月 1 日一部変更)」。以下、「口蹄疫指針」という。)」、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について(令和 2 年 7 月 1 日 2 消安第 1567 号及び令和 3 年 10 月 1 日付け 3 消安第 3495 号農林水産省消費・安全局長通知、以下、「口蹄疫留意事項」という。)」に基づき実施する。
- (2) 口蹄疫は極めて伝染力が強く、ほとんどの偶蹄類動物が感染し、甚大な経済的被害を生じるため、口蹄疫発生時には患畜等の迅速な殺処分により、短期間のうちにまん延防止を図ることが重要である。
- (3) 口蹄疫の発生時には、国、県、市町及び関係団体等が連携をとり、迅速かつ的確な防疫措置を強力に推進することにより、早期清浄化を図る。

本県における組織体制及び連絡体系

1 口蹄疫発生時の危機管理体制



2 口蹄疫警戒連絡会議及び防疫対策本部

(1) 口蹄疫警戒連絡会議及び防疫対策本部構成員及び所掌事務

	構成員	所掌事務
本部長	知事	
副本部長	副知事（農林部担当）	
本部長	秘書・広報戦略部長	・報道等情報提供に関すること
	危機管理部長	・自衛隊の派遣調整等
	企画部長	・各部局間の調整等
	総務部長	・各部局間の調整、報道情報の提供等
	地域振興部長	・市町との連携
	文化観光国際部長	・観光客等への理解醸成による風評被害対策等
	県民生活環境部長	・食肉の安全についての風評被害対策等 ・と畜場の衛生管理等 ・発生農場の汚染物品処理等
	福祉保健部長	・防疫作業従事者の健康管理
	こども政策局長	・防疫作業従事者の健康管理
	産業労働部長	・商工関係団体等の経営対策等
	水産部長	・防疫作業従事者動員等
	農林部長	・家畜伝染病予防法に基づく防疫対策の総括
	土木部長	・道路・港湾における消毒ポイントの設置等
	交通局長	・防疫作業従事者の移動手段の確保等
	教育長	・防疫作業従事者動員等
県警本部警備部長	・移動制限措置の支援等	
九州農政局長 崎県拠点地方 参事官	・防疫作業従事者動員等	
各振興局長	・各地域における防疫対策等	
事務局	畜産課	・家畜の防疫対策に関すること ・情報の収集分析及び提供に関すること ・生産者等への支援対策に関すること

(2) 口蹄疫警戒連絡会議及び防疫対策本部の役割

本部事務局は畜産課が運営し、構成員となる各課・室と連携をとり、必要な防疫対策を実施する。

具体的な防疫対策の決定

現地警戒連絡会議との連絡・調整

国との連絡・調整

各制限区域・消毒ポイントの決定・告示

隣県、県関係部局、県警察本部、市町及び関係団体への通報・連絡及び防疫活動への協力要請

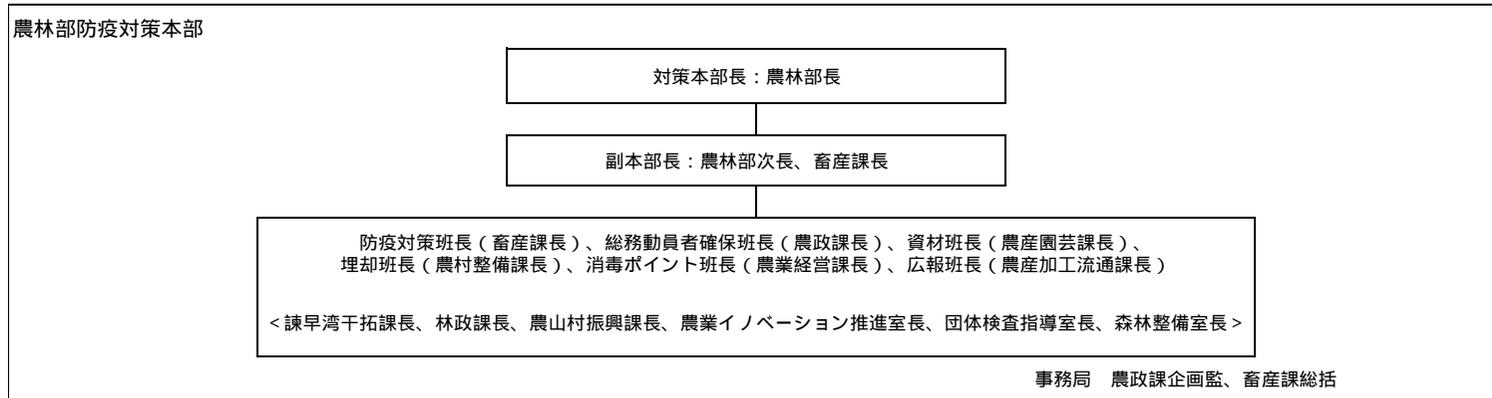
緊急防疫対策会議の開催

報道機関に対する情報提供

県民に対する情報提供、広報活動、相談受付

防疫作業従事者の派遣要請（県職員、国職員、自衛隊等）

3 長崎県農林部防疫対策本部



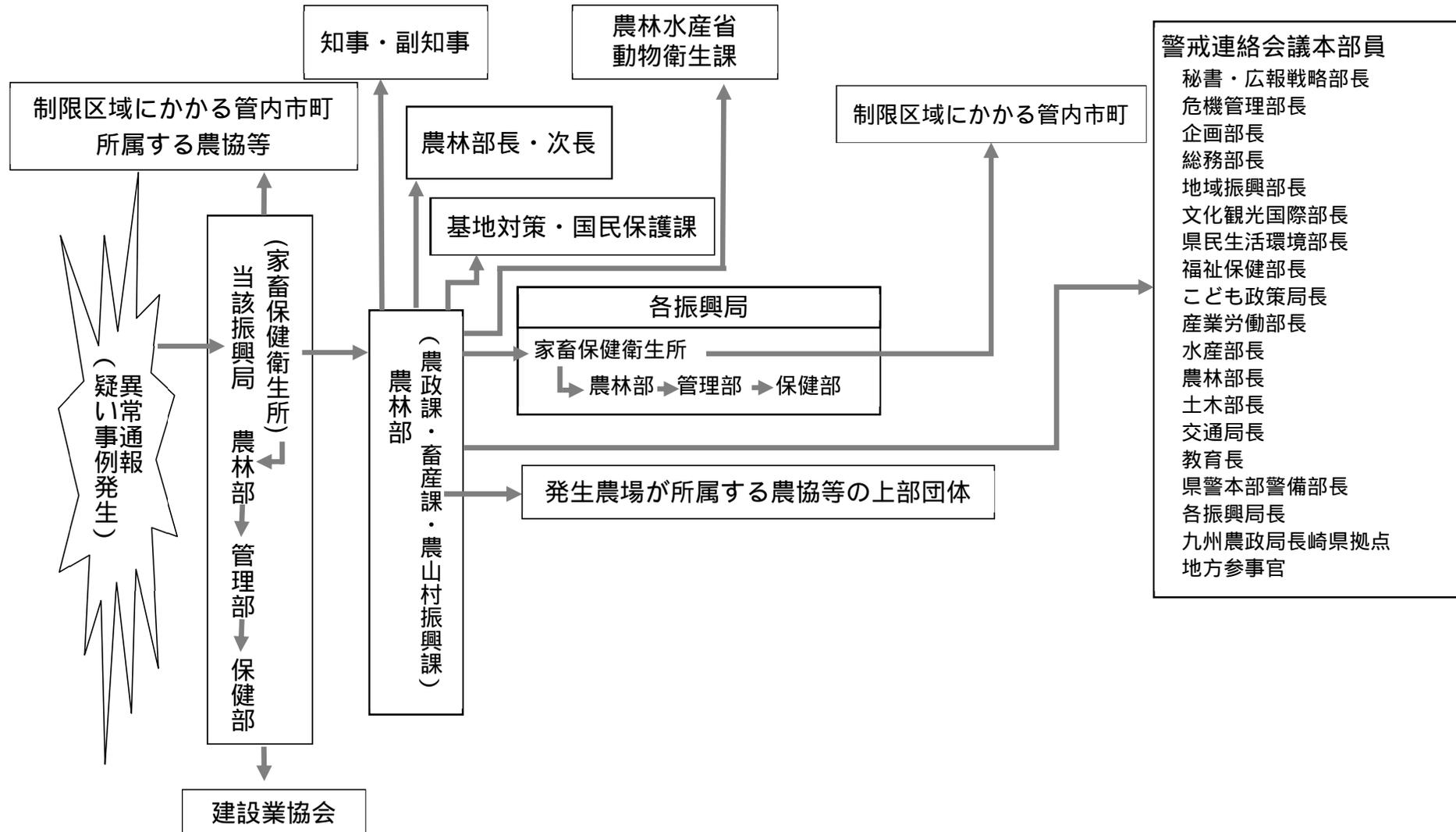
防疫対策班 （畜産課）	総務動員者確保班 （農政課・農山村振興課）	資材班 （農産園芸課、農業イノベーション推進室）	埋却班 （農村整備課）	消毒ポイント班 （農業経営課・林政課・森林整備室）	広報班 （農産加工流通課・団体検査指導室）
<p>防疫方針に関すること 現地の防疫対策に関する指示・調整・進捗管理に関すること</p> <p>農林水産省動物衛生課との連絡調整、協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限の例外措置 ・清浄性確認検査結果を受けての制限措置解除等 <p>九州各県畜産課との連絡調整 防疫対策会議の開催案内 動員要請（獣医師（県職員獣医師・県獣医師会会員獣医師） 県内の対象農場への防疫対策（消毒命令等） 県内の対象農場に対し消毒命令を行う場合の配布用消石灰の購入作業</p> <p>異常家畜通報以降の発生情報等を関係団体へ連絡 各班の支出負担行為。 県民からの相談・問い合わせ（家畜の病気関係）への対応 その他、各班の緊急支援</p>	<p>警戒連絡会議、対策本部会議、防疫対策会議に係る日程調整や設置に関すること 異常家畜通報以降の発生情報を庁内、議員、県警へ連絡 庁内の連絡調整 予算に関すること 動員者の確保 本庁、各振興局の動員者の移動手段の確保 本庁動員者へスケジュール等を事前説明、点呼</p>	<p>発生地対策本部（現地対策本部）から必要資材の数量一覧を受理 不足する資材のうち、国で備蓄している資材を農林水産省動物衛生課へ調達要請 現地調達が必要な数量一覧を現地対策本部へ提出 県備蓄資材の搬送 ・搬送用トラックの確保（県トラック協会へ依頼） ・トラックへの積み込み作業員（県央地区）の確保</p>	<p>埋却地情報の受理（初動防疫報告票） 先遣隊による現地確認情報を受理（防疫対策班経由） 埋却地掘削に関すること（現地との連絡調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機の確保状況の確認 ・技術的支援 ・重機手配の調整 <p>・現地で確保できない場合は、他の対策本部から建設業協会各支部へ照会をかけてもらい、確保可能な支部を発生現地本部へ紹介する。</p>	<p>消毒ポイント設置場所情報の受理 発生地対策本部及び半径10km圏内の他地域対策本部から移動制限、搬出制限区域の情報受理 移動制限区域及び搬出制限区域の公示 県境を跨って制限区域が設置される場合の、隣県との消毒ポイント設置場所調整 消毒ポイント設置の周知文書施行 消毒ポイント作業の外部委託事務（患畜決定2～3日後から委託） 消毒ポイントにおける交通誘導警備業務委託（患畜決定後2～3日後から委託） 県警及び関係部局との連絡調整</p>	<p>各種情報のHP原稿作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患畜決定 ・移動制限措置 ・消毒ポイント設置 ・防疫措置完了 ・清浄性確認検査結果 ・制限措置の解除 <p>広報課との調整 定時の記者会見の調整 マスコミ各社への現地取材の自粛要請 防疫作業の画像データの撮影、提供 公表の内容について防疫対策班と事前協議</p>

4 連絡体系

異常通報（疑い事例発生）時の連絡体系

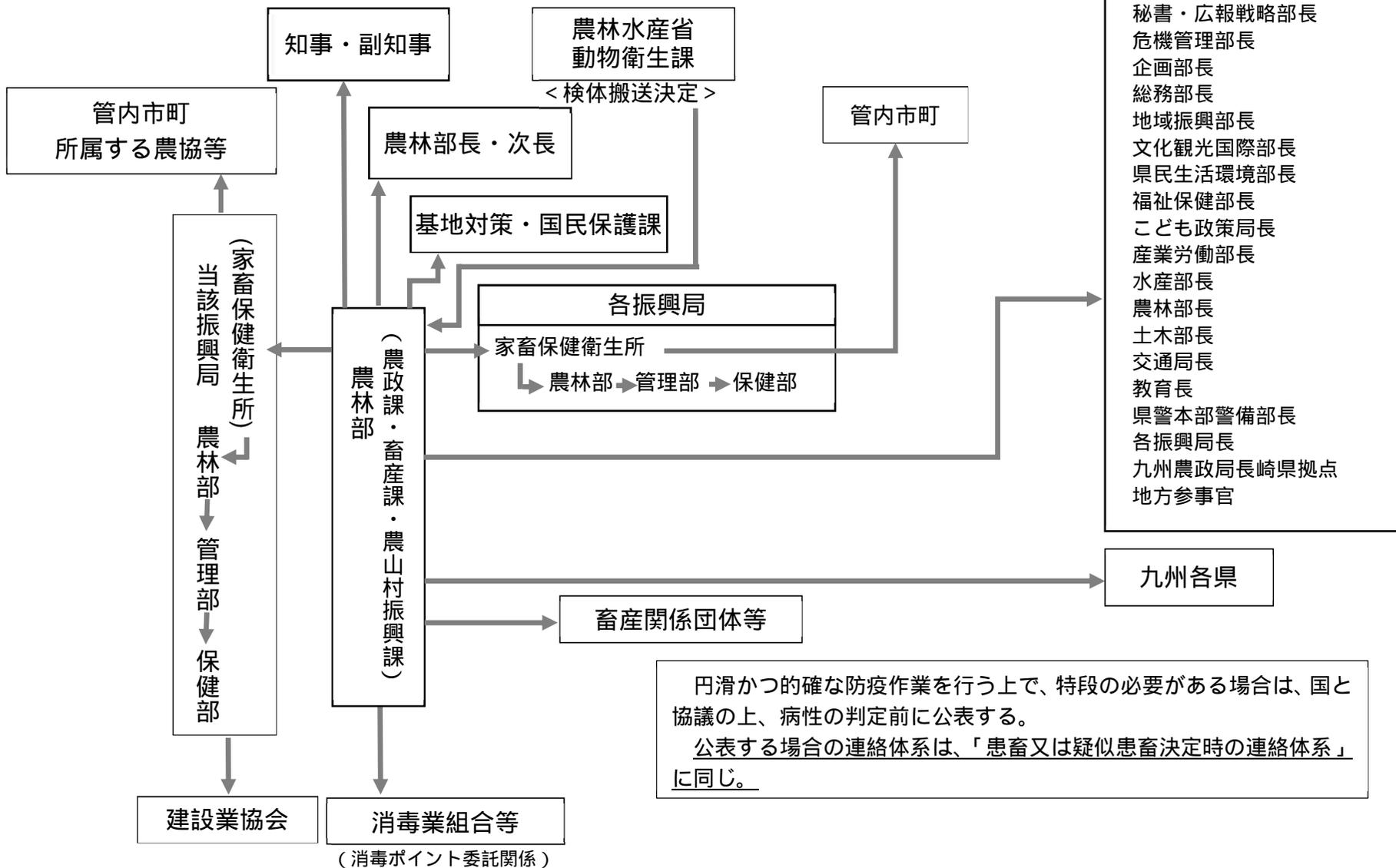
（異常通報による立入検査等で特定症状を確認した場合及び抗原検出キットで陽性を確認した場合）

疑い通報段階（情報は原則非公表）

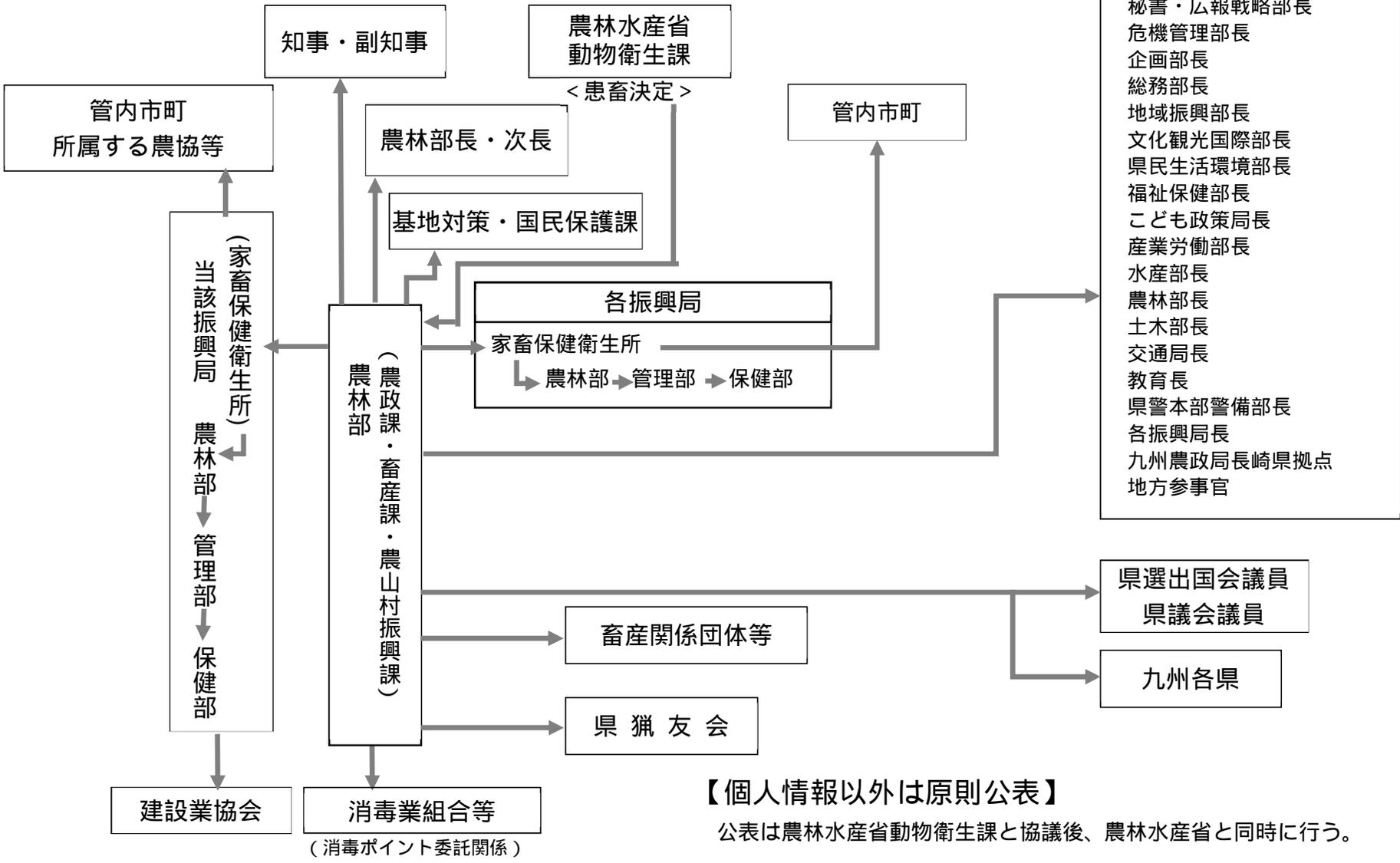


検体搬送決定時の連絡体系

【非公表】



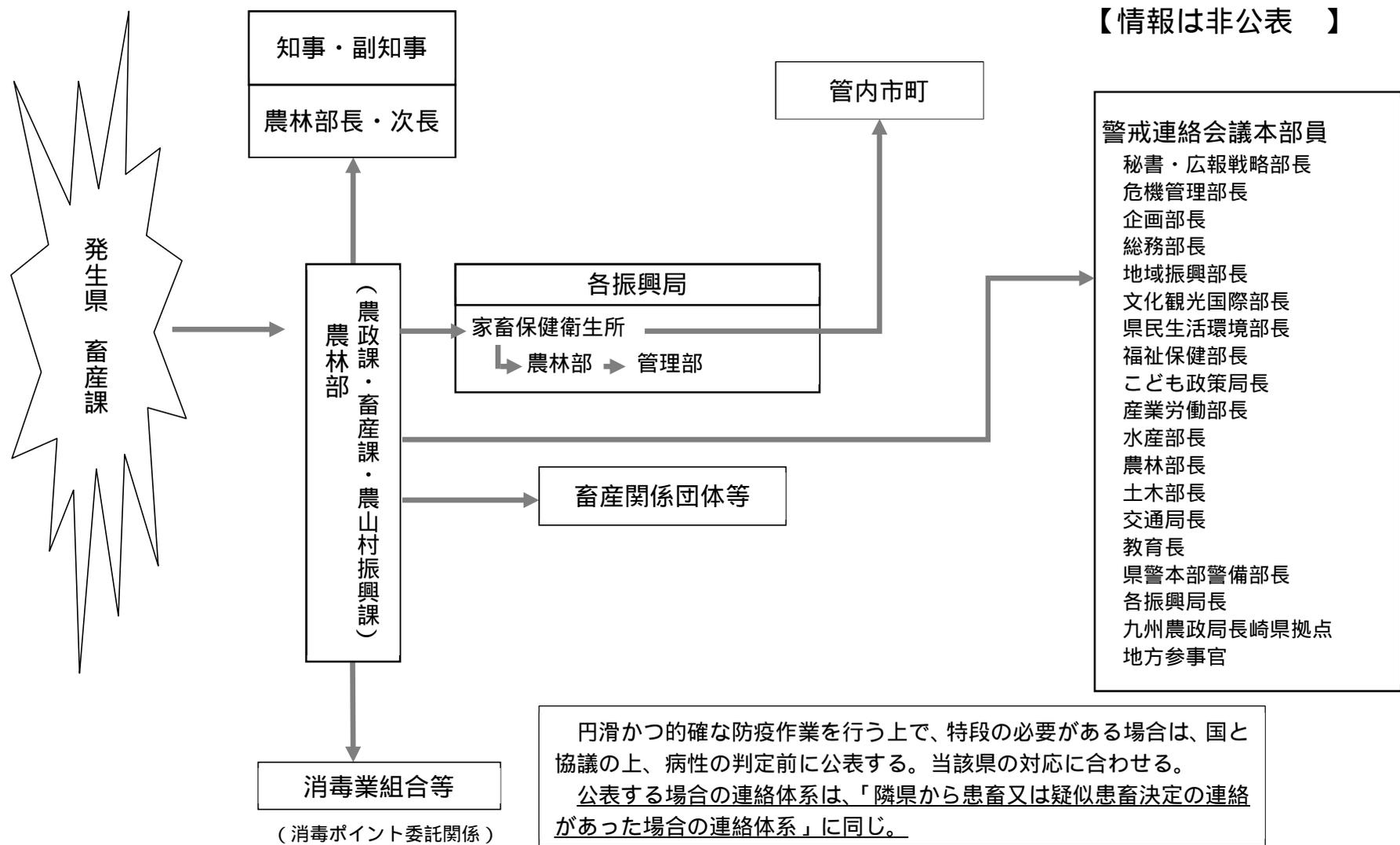
患畜又は疑似患畜決定時の連絡体系



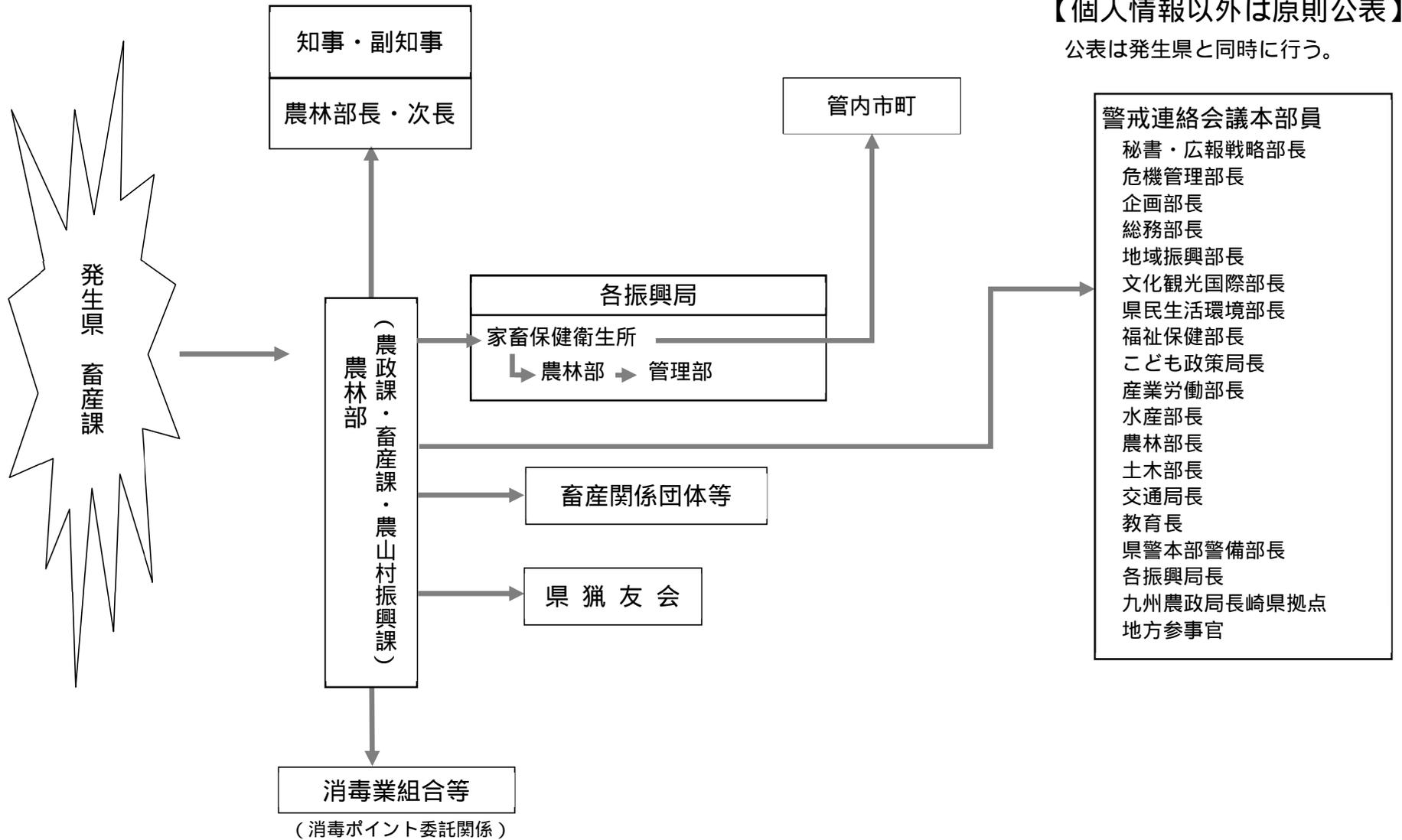
【個人情報以外は原則公表】

公表は農林水産省動物衛生課と協議後、農林水産省と同時に行う。

隣県から検体搬送決定の連絡があった場合の連絡体系（本県の一部が制限区域に入る場合）



隣県から患畜又は疑似患畜決定の連絡があった場合の連絡体系（本県の一部が制限区域に入る場合）



防疫対策の概要

1 リスクレベルの区分

レベル 近隣諸国・地域 飼養家畜での発生又は野生動物での感染確認

韓国等において、飼養家畜で口蹄疫が発生した場合、又は野生動物で口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合。

レベル 国内（九州以外）の飼養家畜での発生又は野生動物での感染確認

九州以外の国内において、飼養家畜で口蹄疫が発生した場合、又は野生動物で口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合。

レベル 九州（沖縄県を除く）の飼養家畜での発生又は野生動物での感染確認

沖縄県を除く九州内において、飼養家畜で口蹄疫が発生した場合、又は野生動物で口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合。

レベル 本県飼養家畜での発生（隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む）又は野生動物での感染確認（隣県での確認で本県の一部が当該地点から 20km に入る場合を含む）

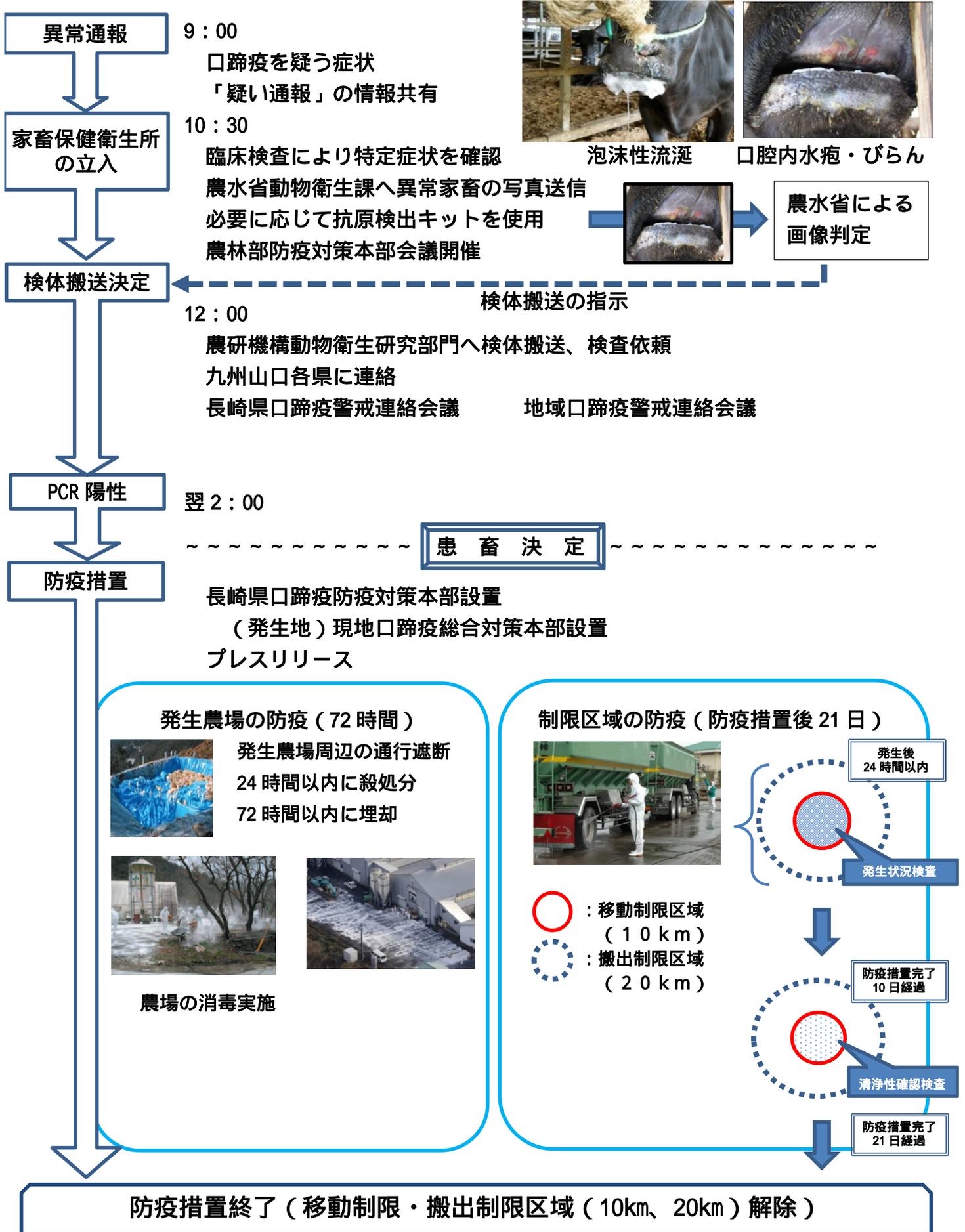
本県において、飼養家畜で口蹄疫が発生した場合、又は野生動物で口蹄疫ウイルスの感染が確認された場合。隣県で飼養家畜に発生又は野生動物で感染が確認され、本県の一部が制限区域又は当該地点から 20 km に入る場合を含む。

2 リスクレベル評価

危険度区分 (発生場所等)	近隣国 (韓国・中国など)	国内 (九州以外)	九州内	本県で発生(隣県での発生等で本県の一部が制限区域等に入る場合を含む)		根拠
				(制限区域外)	(制限区域内)	
ウイルス伝播要因	家畜、輸入畜産物、人、携行品、飼料、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物	家畜、人、飼料、車両、野生動物、空気、衛生害虫	家畜、人、飼料、車両、野生動物、空気、衛生害虫	
警戒体制	必要に応じて防疫対策会議	防疫対策会議	警戒連絡会議	長崎県口蹄疫防疫対策本部設置		
使用消毒液の種類	通常(逆性石鹼等)	口蹄疫用(強いアルカリ性又は酸性を有する消毒薬等)				指針第7の4
農場						
農場出入口	必要最小限の数		出入口1箇所に制限		出入口1箇所に制限 (発生農場)	飼養衛生管理基準8 指針第7の1の(2)
人の出入り	制限					飼養衛生管理基準13
車の出入り	必要最小限					
家畜の移動(導入)	-	自粛		中止		指針第9の4、県予防規則第2条
畜舎消毒	畜舎入口+畜舎周り+畜舎内					飼養衛生管理基準(牛)31(豚)33
衛生害虫	畜舎・畜体		畜舎・畜体+畜舎周辺環境			
野生動物	給餌設備、給水設備、飼料の保管場所に排せつ物等の混入防止					飼養衛生管理基準(牛)28(豚)30
放牧	-	-	-	中止	中止	指針第10の1及び2、県予防規則第4条
観光牧場						
人の消毒	-	靴底、手指の消毒				飼養衛生管理基準13 平成22年4月30日付事務連絡 に準じる
来場者の畜舎内立入	-	制限				
来場者が他の飼養施設へ立ち入らないこと		周知(1週間立ち入らないこと)				
家畜市場						
開催	可	状況を見て検討	中止	中止		指針第10の1及び2、県予防規則第3条
人の消毒	靴底	靴底、全身				
車両消毒	タイヤ	全体				
と畜場						
事業実施	可			移動制限区域内は停止		指針第10の1及び2、県予防規則第3条
人の消毒	靴底					
車両消毒	タイヤ		全体			
畜産関係車両(飼料運搬車、集乳車、家畜運搬車、畜産関係機関車等)						
車両消毒	-	タイヤ・車底		全体		指針第9の5
消毒噴霧器の携行	-	実施				

種雄牛						
凍結精液	-	-	分散保管		移動禁止 (21日前に採取され、区分管理されていたものを除く)	指針第9の4、指針第25
避難	-	-	状況を見て検討	分散飼育	移動禁止	指針第9の4、指針第25
消毒ポイント						
港の消毒(検疫港を除く)						
人の消毒	-	-	靴底		靴底	法第28条の2、規則第36条
車両消毒	-	-	タイヤ・車底		タイヤ・全体	法第28条の2、規則第36条
空港の消毒	-	-	靴底		靴底	法第28条の2、規則第36条
道路(畜産関係車両)	-	-	タイヤ・車底		全体	法第28条の2、規則第36条、指針第11
道路(一般車両)	-	-	タイヤ		タイヤ	法第28条の2、規則第36条、指針第11
イベントの開催						
畜産関連イベント						
共進会等(家畜を扱うもの)	-	-	自粛	中止	中止	指針第10の1及び2、県予防規則第3条
その他(家畜を扱わないもの)	-	-	自粛	自粛	中止(靴底、手指の消毒)	留意事項第34
一般イベント	-	-	-	状況を見て検討	自粛(靴底、手指の消毒)	留意事項第34
畜産関係者の行動						
発生地およびその周辺への移動	自粛					
畜産関係会合・集会の実施	-	-	自粛		中止	
家畜診療	-	-	-	消毒を徹底して実施する(巡回診療は行わない)	緊急を要するものに限る(身体、器具、車両等の消毒を徹底)	留意事項第28の5
家畜人工授精	-	-	-	自粛	中止(身体、器具、車両等の消毒を徹底)	留意事項第28の2
登記・登録、生産検査	-	-	-	自粛	中止	
<p>法 = 「家畜伝染病予防法」(昭和26年5月31日法律第166号)</p> <p>指針 = 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)、令和3年10月1日一部改正</p> <p>留意事項 = 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」(全部改正 令和2年7月1日、2消安第1567号、一部改正 令和3年10月1日、3消安第3495号)</p> <p>県予防規則 = 「長崎県家畜伝染病予防規則」(昭和27年8月12日長崎県規則第45条)</p> <p>発生地域の拡大状況、九州各県の実施状況等を見て実施すべきか検討する。</p>						

3 発生時の防疫措置の流れ



4 口蹄疫発生時の防疫対応タイムフロー(異常通報から患畜決定まで)

人、場所、物(資材、重機等)、その他作業(連絡、資料作成等)

経過 日数	時間	経過 時間	事項	現地総合対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域総合対策本部
1	9:00	0:00	異常通報	異常通報		
				農家から異常通報受理 畜産課、振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡(情報は非公表)	(防疫対策班)発生地家保から異常通報の報告受理 (総務動員者確保班)警戒連絡会議構成員、基地対策・国民保護課、全振興局、 農林部各課・室へ連絡 (防疫対策班)知事、副知事へ報告 (防疫対策班)農水省へ報告 (防疫対策班)農協上部団体へ連絡(情報は非公表)	
	10:00	1:00				
	10:30	1:30	家保立入 検査	○病変部の画像データを県本部(防疫対策班)へ報告 畜産課から抗原検出キット使用の指示受理 畜産課へ抗原検出キットの検査結果報告 ○航空貨物便の時間を確認し、県本部(防疫対策班)へ報告 制限区域の設定準備 県本部へ報告(初動防疫報告票)(~13:00) 防疫作業に必要な人員数を算定 県本部へ提出(初動防疫報告票)(~13:00) 防疫作業に必要な資材数量を算定 県本部へ提出(初動防疫報告票) (~13:00) 消毒ポイント設置場所 県本部へ提出(初動防疫報告票)(~13:00) 埋却地情報の提供 県本部へ提出(初動防疫報告票)(~13:00) ✓以降、随時、県本部へ作成資料や情報を発信	○(防疫対策班)画像データを農水省へ送信 農水省から抗原検出キット使用の指示受理 農水省へ抗原検出キットの検査結果報告 (防疫対策班)航空貨物便の時間を東京事務所へ連絡 農林部防疫対策本部会議の開催(第1回) (総務動員者確保班)県本部動員名簿作成準備 (防疫対策班)現地からの情報受理 警戒連絡会議資料作成 (広報班)プレスリリース準備 ✓(各作業班)随時、現地からの情報受理	○検体搬送決定情報を受理 制限区域内の市町へ連絡 動員名簿作成準備
	11:00	2:00		検体の搬送(農場 現地家保)		
	12:00	3:00	検体搬送 決定	検体搬送決定		
				検体搬送決定情報を受理 振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡(情報は非公表) 消毒ポイント動員(市町、関係団体)については現地振興局から動員要請	(総務動員者確保班)検体搬送決定情報を、警戒連絡会議構成員、 基地対策・国民保護課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 (農林部)知事、副知事へ報告(併せて自衛隊の出動要請について協議) (防疫対策班)九州・山口・沖縄各県へ連絡 (防疫対策班)関係団体等に連絡 (農林部長)基地対策・国民保護課へ自衛隊の出動要請電話連絡 農林部防疫対策本部会議の開催(第2回)	○検体搬送決定情報を受理 制限区域内の市町へ連絡
	12:30	3:30		先遣隊(家保、振興局畜産及び農業土木担当、市町、建設業協会)出発		
	13:00	4:00		農場出入口への消毒機器の設置完了(~13:30) 不足資材の調達作業開始(13:30~) 検体の搬送(現地家保 空港)	(資材班)トラック協会へ備蓄資材搬送依頼(~13:30)	
	14:00	5:00		長崎県口蹄疫警戒連絡会議【非公表】		
			不足人員がある場合は、県本部(動員者確保班)へ動員要請(~14:00) マイクロバスの運行要請完了(~14:30) 先遣隊調査開始	(資材班)国へ資材の供出を要請(~14:00) (資材班)県央へ備蓄資材積込作業者動員要請完了(~14:00) (資材班)現地へ国資材の数量報告完了(~14:30) (動員者確保班)他振興局へ動員要請完了(~14:30) (動員者確保班)移動用バスの運行要請完了(~14:30)	動員要請受理(~14:30)	
15:00	6:00			(動員者確保班)バス会社の担当者等を各振興局へ連絡(~15:00)		
15:30	6:30		地域口蹄疫警戒連絡会議		各地域口蹄疫警戒連絡会議	

1	16:00	7:00	先遣隊調査終了(～16:00) 検体搬送(空港 羽田空港) ○周辺住民への説明(家保、保健所、市) 重機手配(16:00～) 県防疫対策本部へ報告 移動用バス、マイクロバスの確保完了(～16:30)	(各作業班)先遣隊の調査結果受理(16:00) (総務動員者確保班)農林部各課室動員名簿完成(～16:30) (動員者確保班)発生現地への移動用バス等の確保(～16:30)	発生現地への移動用バス等の確保(～16:30)
	17:00	8:00	県本部及び他振興局の動員名簿受理(17:00)	(動員者確保班)農林部及び他振興局の動員名簿を現地对策本部へ提出完了(～17:00) (消毒ポイント班)制限区域等公示案作成完了(17:00) (広報班)プレスリリース(消毒ポイント設置等)作成完了(17:00)	動員名簿を県本部へ提出(～17:00) 備蓄資材積込要員が備蓄倉庫へ移動開始(17:00)
	18:00	9:00	動員者の班編制完了、県本部へ名簿を提出(～18:00) (東京事務所)羽田空港で検体受取後、動物衛生研究部門(海外病研究拠点)へ搬送	現地对策本部から動員名簿を受理(18:00)	トラック到着後直ちに備蓄資材の積込作業開始(18:00)
	19:00	10:00			備蓄資材トラック出発(19:00)
	20:00	11:00	PCR検査開始 動物衛生研究部門(海外病研究拠点)に検体到着		
	21:00	12:00	備蓄資材を後方支援センターへ搬入完了(21:30)		
	22:00	13:00	後方支援センター設置完了(22:30) 防疫作業動員者移動開始(22:00) 消毒ポイント現地動員者移動開始(22:30)	防疫作業動員者移動開始(22:00)	防疫作業動員者移動開始(22:00)
	23:00	14:00	農場拠点設置完了(23:30) 消毒ポイント動員者(管理者)到着(23:30)		
	0:00	15:00	防疫作業動員者後方支援センター到着(0:00) 消毒ポイント資材及び動員者到着(0:00)		各消毒ポイントの資材準備完了(0:00)
	1:00	16:00	防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(1:00) 消毒ポイント設置完了(1:00)		
	2:00	17:00	PCR検査陽性	P C R 検 査 陽 性	
			農林部防疫対策本部会議(第3回) 長崎県口蹄疫警戒連絡会議から長崎県口蹄疫防疫対策本部へ改組		
			長崎県口蹄疫防疫対策本部会議(第1回)		
			患 畜 決 定		

予定時間は、発生場所により変動する。

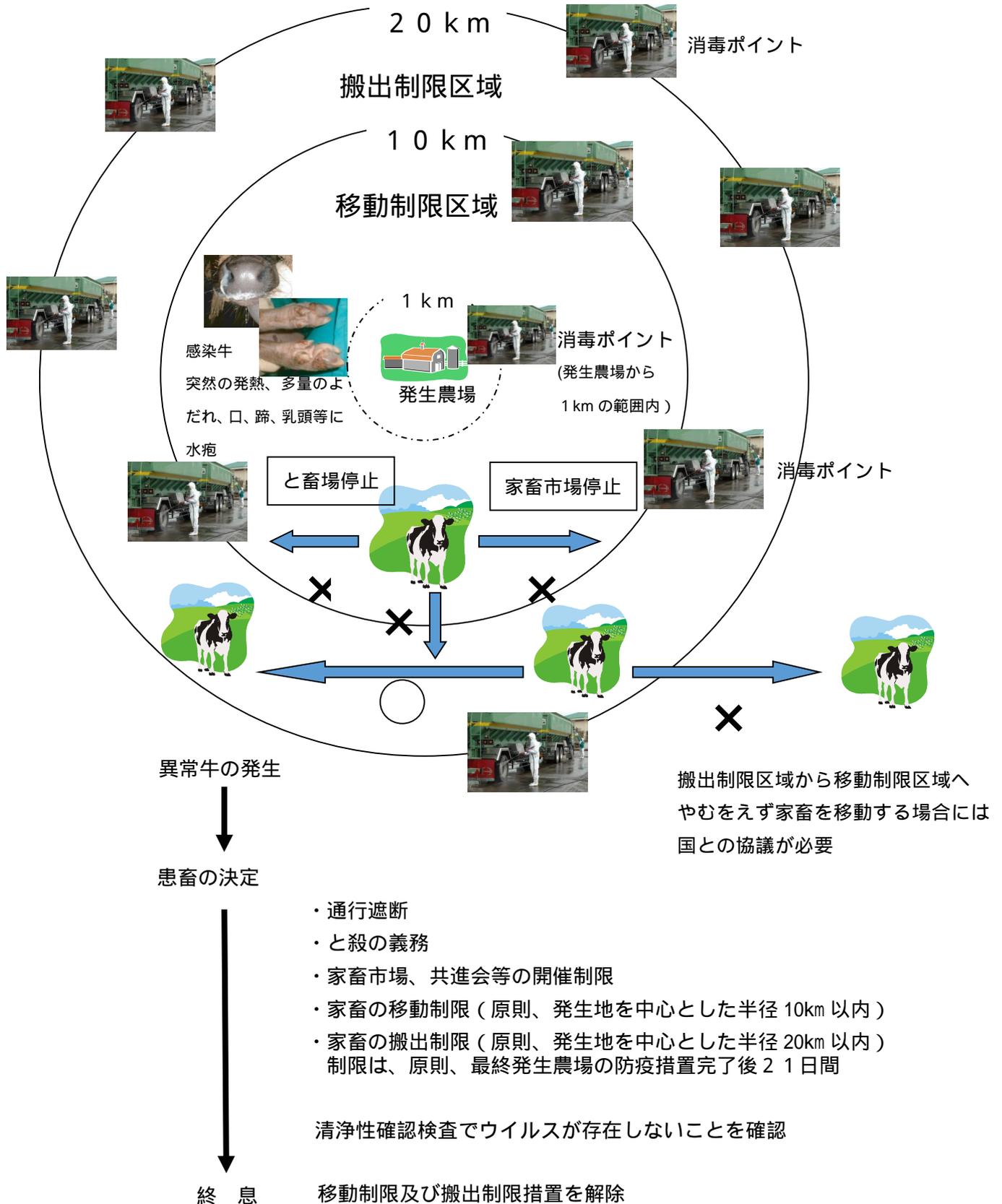
4 口蹄疫発生時の防疫対応タイムフロー（患畜決定から制限措置解除まで）

（殺処分2.4時間以内、埋却処理7.2時間以内に完了する場合の目安）

経過 日数	時間	事項	現地総合対策本部（発生地）	県防疫対策本部	地域総合対策本部	
2	2:00	PCR検査 陽性	P C R 検 査 陽 性			
			長崎県口蹄疫等防疫対策本部会議（第1回）			
			患 畜 決 定			
2	3:00	防疫作業 開始	殺処分・埋却等作業 ↓ 殺処分 ↓ 埋却・清掃・消毒 ↓ 埋却	発生状況確認検査 ↓ 周辺農場の立入検査 ↓ 検査	消毒ポイント設置 ↓ 消毒ポイント設置（制限区域にかかる場合）	必要に応じて記者会見 （総務動員者確保班）基地対策・国民保護課、全振興局、県議会議員へ連絡 （防疫対策班）九州各県へ連絡 （防疫対策班）関係団体へ連絡 （防疫対策班）告示（患畜決定、催物の制限） （消毒ポイント班）告示（制限区域の設定） （広報班）プレスリリース（患畜決定、制限区域の設定、消毒ポイントの設置）
3	10:00				(広報班) プレスリリース(防疫作業進捗状況)	
	3:00	殺処分 終了	殺 処 分 終 了			
4					(広報班) プレスリリース(殺処分終了)	
	10:00				(広報班) プレスリリース(防疫作業進捗状況)	
5	3:00	防疫措置 終了	防 疫 措 置 終 了			
					(広報班) プレスリリース(防疫措置終了)	
			長崎県口蹄疫等防疫対策本部会議（第2回） 以降、必要に応じて開催			
6~7					(広報班) プレスリリース(発生状況確認検査の結果)	
8~11						
12			畜舎等の消毒(2回目)			
13~14						

15			清浄性確認検査 ↓ 立入検査	消毒ポイント設置		消毒ポイント設置(制限区域にかかる場合)	
16~17			↓ 検査				
18		清浄性 確認検査 結果判明	清浄性確認検査で陰性確認後、農水省と協議して 搬出制限区域(半径20km区域)を解除		(広報班)プレスリリース(清浄性確認検査の結果) (消毒ポイント班)搬出制限区域解除の告示 (広報班)プレスリリース(搬出制限区域の解除)		
19			畜舎等の消毒(3回目)				
20~25							
26					(消毒ポイント班)制限区域解除の告示 (広報班)プレスリリース(制限区域の解除、消毒ポイントの廃止)		
	0:00	制限区域 解除	制限区域解除				
	10:00		長崎県口蹄疫等防疫対策本部会議(第3回)				
27							

5 防疫対応イメージ図



6 発生時における市町の役割

(1) 事前に検討しておく事項

- 市町対策本部を設置する場合の構成等
- 現地防疫活動（消毒ポイント等）への動員方法、動員者数
- 埋却のための公有地のリスト化及び地域住民への説明方法
- 市町道の通行自粛・遮断等の対応
- 車両消毒ポイント等（水及び電気の確保）
- 防疫作業従事者の後方支援センターの選定（使用の可否の確認）
- 住民への情報提供の方法、相談窓口の設置

(2) 自市町において検体搬送決定が発生した場合

- 市町対策本部の設置
（混乱を招かないように情報は、慎重に取り扱う）
- 防疫活動の準備
 - ア 防疫活動の補助業務を行う作業者の確保
 - ・処分家畜等の評価
 - ・通行遮断
 - イ 消毒ポイント選定箇所の使用可否確認・従事者の確保
 - ウ 埋却場所の選定・準備（公有地の場合）
 - エ 防疫作業従事者後方支援センター（体育館・公民館等）・農場拠点の設営作業
 - オ 発生地周辺の通行遮断（住民への説明）
 - カ 移動制限区域、搬出制限区域設定の協力
 - キ 防疫作業に係る電源・水源の確保
 - ク 後方支援センター、農場拠点、消毒ポイントで使用するテント、机、椅子等の供出（必要に応じ）
 - ケ 発生農場近隣の住民を対象にした説明会の開催（準備・出席）

(3) 患畜に確定した場合

- 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- 後方支援センター、農場拠点、埋却地拠点（必要な場合に設置）での防疫作業
者へのサポート業務
- 家畜飼養者等への移動制限区域、搬出制限区域に係る内容の周知
- 住民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策含む）
- 発生状況確認検査、清浄性確認検査への協力（巡回車両、案内人の確保）

7 発生時における畜産関係団体等の役割

(1) 関係する家畜飼養農場で異常通報があった場合

家畜防疫員の要請に基づき、異常通報があった家畜飼養農場に係る農協、飼料会社、と畜場等は、出荷、集荷、配送業務を停止する

(2) 管内において検体搬送が決定した場合

県から検体搬送決定した旨の通報があった場合

家畜飼養農家、飼料会社等への情報伝達

家畜、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況調査への協力

(3) 患畜に決定した場合

処分家畜等の評価

消毒ポイントにおける通行車両等の消毒

家畜飼養農家、飼料会社等への情報伝達、相談窓口の設置(風評被害対策含む)

8 発生時におけるその他の団体等の役割

(1) 異常通報があった場合

異常通報があった家畜飼養農場の所在地の建設業協会支部は、検体搬送決定後の先遣隊の派遣の準備をする

(2) 管内において検体搬送が決定した場合

県から検体搬送決定した旨の通報があった場合

先遣隊の派遣(長崎県建設業協会支部)

防疫資材の確保(資材供給協定締結事業者)

家畜伝染病発生時資材供給契約者一覧(資料編)参照

防疫作業従事者の動員(長崎県獣医師会、長崎県建設業協会支部)

重機の確保(長崎県建設業協会支部)

防疫作業従事者の輸送(長崎県バス協会)

(3) 患畜に決定した場合

殺処分された家畜等の埋却地への運搬作業(長崎県建設業協会支部)

埋却作業(長崎県建設業協会支部)

消毒ポイントの管理および運営(長崎県消毒業協同組合、長崎県造園建設業協会、長崎県ビルメンテナンス協会、長崎県警備業協会)

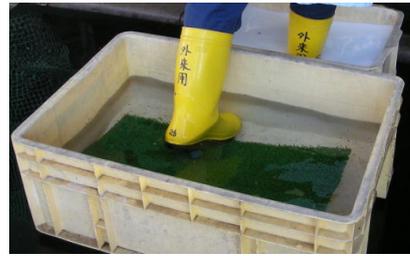


連絡方法について

各関係機関、関係団体等への連絡は、電子メール・FAXに加えて、電話での受信確認を実施すること。

9 発生防止対策のための家畜飼養者の役割

- (1) 日頃から、法に定める「飼養衛生管理基準」を遵守する。また、日々の来訪者や自分の外出先などを記録するよう心がける。また、農場出入者については確実に記録するとともに、出入時の消毒を徹底する。



- (2) 口蹄疫に関するパンフレットなどにより、本病についての知識を習得するとともに、県や農林水産省のホームページ等で発生情報等を随時確認する。
- (3) 飼養家畜が、法第13条の2第1項の農林水産大臣が定める症状(以下「特定症状」という。)を呈していることを発見したときは、同項に基づき直ちに家保に通報しなければならない。

関係機関・団体等の役割分担

作業内容	県防疫対策本部	現地防疫対策本部							消毒業協会等	自衛隊	農家
		同等	家保	保健所	市町	警察	畜産関係団体	建設業協会			
対策本部の設置（県本部・現地）	○	○									
広報（作業全般）	○				○						
先遣隊		○	○	○	○			○			
家畜農家への情報伝達			○		○		○				
飼料会社等への情報伝達	○						○				
防疫作業従事者の動員	○	○	○		○			○		○	
防疫資材の確保	○	○	○		○					○	
防疫作業計画の策定	○	○	○								
発生農場防疫措置	家畜等の評価		○		○		○				
	殺処分作業		○	○							
	農場清掃消毒		○	○							
	埋却作業		○	○				○			
	水源等確保				○					○	
	機械確保		○					○		○	
	機械操作	○						○		○	
通行遮断（規制）	作業者の健康相談			○							
	農場周辺の交通規制		○		○	○					
埋却作業	道路使用の調整		○		○	○					
	埋却地の選定（平時）		○	○						○	
	必要面積算定（平時）			○							
	現地調査（平時）		○	○						○	
制限措置	重機の確保		○					○			
	制限区域の設定	○		○							
サポート業務	フォークリフト確保（資材荷下ろし）		○	○							
	後方支援C・農場拠点の選定・確保			○		○					
	サポート業務の運営・管理		○	○	○	○					
防疫作業者の移動手段確保	同等	○									
	後方支援C 後方支援C 農場拠点		○								
発生状況確認 検査・清浄性 確認検査	対象農場の確認			○							
	計画策定			○							
	獣医師動員要請	○		○							
	案内人・車両確保				○						
住民説明	案内				○						
	会場確保				○						
	説明者			○	○	同席					
消毒ポイント 作業	候補地の選定	○	○	○	○						
	許認可事務（道路使用許可・道路占用許可等）		○			○					
	水源確保				○						
	管理・運営		○					○			
業務委託事務	○										

：必要に応じて対応

Ⅲ 異常通報から病性鑑定検体搬送までの対応

1 異常家畜の症状

口蹄疫は、感染家畜、汚染農・畜産物の流通、船舶や航空機の汚染厨芥、風や人、鳥によって物理的に運ばれるものなど原因は様々である。

本病の被害を最小限に食い止めるためには、早期発見がもっとも大切である。そのためには、偶蹄類の飼養者は症状について熟知し、毎日の飼養畜の状態を観察し、早期に異常畜を発見し、通報することが極めて重要である。

<本病の主な症状>

- ・発熱
- ・食欲不振
- ・泡状のよだれ
- ・口、鼻、ひづめ、乳房に水疱



泡沫性流涎(黒毛和種)



歯床部粘膜のびらん(黒毛和種)



乳頭の水疱(黒毛和種)



蹄冠部皮膚のびらん



蹄の剥離



鼻平面の潰瘍

2 異常家畜の通報(届出)

法第13条の2に規定される特定症状を呈する異常畜を発見した場合、家畜の飼養者又は関係者は同法同条同項に基づき、速やかに最寄りの家畜保健衛生所(以下、家保という)に通報しなければならない。なお、特定症状以外の異常にあっても速やかに通報する。

(1) 特定症状

口蹄疫の特定症状は以下のいずれかの症状。

- ①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という。)に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕(外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。)があること(鹿にあつては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること。)
- ②同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を

飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

○家畜保健衛生所連絡先

家畜保健衛生所名	電話番号
長崎県中央家畜保健衛生所	0957-25-1331
〃 県南家畜保健衛生所	0957-68-1177
〃 県北家畜保健衛生所	0956-48-3831
〃 五島家畜保健衛生所	0959-72-3379
〃 壱岐家畜保健衛生所	0920-45-3031
〃 対馬家畜保健衛生所	0920-54-2179

3 通報を受けた家保等の対応

(1) 家保の対応

1) 通報者からの異常発生状況の聞き取り

通報を受けた家畜防疫員は、指針別記様式1(様式集)及び様式1(様式集)により症状の電話聞き取りし、畜産課へメール報告する。なお、FMD 指針別記様式1(様式集)及び様式1(様式集)については、確認された事項から報告することとし、確認に時間を要する事項については、確認が取れ次第報告することとする。

2) 通報者等への指導

聞き取りにより、本病を疑う場合は、万が一の発生時に備え、ウイルス拡散防止対策の措置を指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせる。

3) 報告(聞き取りの結果、特定症状が疑われる場合)

- ①異常家畜、同居家畜の臨床検査を実施し、結果を様式3(様式集)及び指針別記様式2(様式集)により畜産課に報告する。
- ②口蹄疫が否定できなかった場合、すべての異常畜(多数の場合は代表的な数頭)の病変部位及び症状の好発部位(畜舎内状況も含む)をデジタルカメラにて鮮明かつ多角的に撮影する。
- ③臨床検査結果ならびに撮影した写真について、家保は畜産課へ電子メール送信する。
- ④動物衛生課へ写真送信後、同課から抗原検出キットを使用するよう指示があった場合、家保は同キットによる検査を実施し、その結果を畜産課へ報告する。
- ⑦本病を否定できない場合あるいは動物衛生課から検体の提出を求められた場合は、病変部位を採材し農場外で待機していた1名が材料の搬送を行う。
- ⑧家保は、農場に関する疫学情報等について、指針別記様式4(様式集)により畜産課へ報告する。



報告様式には農場名等の情報が記載されており、風評被害防止のため取扱いを注意すること。

(2) 県畜産課の対応

1) 国（動物衛生課）への報告

畜産課は、家畜防疫員による臨床検査（体温測定を含む。）の結果、特定症状を確認した場合は、異常家畜の写真および同居家畜の状況等の情報を添えて農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下、「動物衛生課」という。）に報告し、その結果について、農政課は様式5（様式集）により各振興局へ連絡する。

2) 動物衛生課へ写真送信後、同課から抗原検出キットを使用するよう指示があった場合、検査結果を動物衛生課へ報告する。

2) 関係者への異常通報受理情報伝達

畜産課は、「異常通報（疑い事例発生）時の連絡体系」（I-6）に基づき、関係者へ様式2（様式集）をメール送信する。

4 初動防疫の準備

(1) 現地防疫対策本部（発生地振興局）の対応

■家保の対応

- ①家保は、初動防疫報告票1～6（様式集）を作成し、電子メール又は大容量ファイル一時受渡しフォルダを介し県防疫対策本部へ提出する（フォルダ名：「年月日」（地域）牛 初動防疫報告票）「例：20200822(中央)牛初動防疫報告票」



作成した初動防疫報告票を大容量ファイル一時受渡しフォルダに保管する場合、受渡しフォルダの農林部畜産課に「年月日」（地域）牛 初動防疫報告票」のフォルダを作成し保存する。
※ファイルの取り扱いは厳重に注意すること。

- ②現地防疫対策本部内で情報を共有する。

- ③異常通報農場が属する組合等に、情報管理を徹底の上、電話で内容を伝える。

○初動防疫報告票

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
1 (発生農場の概要)	発生農場の概要	位置図、農場、埋却地平面図、バス経路図、テント配置図	【平時の対応】 ○後方支援センターは駐車可能台数を確認しておく。 ○農場拠点は可能な限り農場に近い場所とする。 ○埋却予定地は年に一回は現地確認をしておく。また所有者を確認しておく。自己の所有する土地でない場合は、埋却への合意書等を書面で交わす指導を行う。 ○農場に立ち入りした際に、農場所有の機械の種類・台数。操作資格者を確認しておく。
	関連農場・施設等の概要	位置図	
	後方支援センター	位置図	
	農場拠点	位置図	
	自衛隊前進拠点		
	埋却（焼却等）予定地		
	農場所有の機械類 農場の特記事項（農場敷地面積、豚舎面積、農場出入口箇所数、通行遮断場所箇所数）	位置図	
発生状況確認検査			
2 (制限区域情報1)	制限区域情報（区域内の飼養戸数・羽数）	プロット図	※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
	制限区域内の関連施設	プロット図	
2 (制限区域情報2)	移動制限区域（市町区域名）		
	搬出制限区域（市町区域名）		

初動防疫報告票	主 な 内 容	添付資料	注意事項
3 (消毒ポイント)	ポイント情報	設置位置図	【平時の対応】 ○年に一度はリストアップされた場所を現地で確認しておく。 ※制限区域が他の振興局に跨る場合は、次項「■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法」を参照
4 (防疫作業従事者 必要人員数)	発生農場防疫作業		
	発生状況確認検査		
	消毒ポイント		
5 (発生農場の疫学 関連情報1)	家畜に関する疫学情報		
	人・車両に関する疫学情報		
5 (同2)	疫学関連農場一覧		
6 (必要機材・資材 数量)	基礎数値入力表		【平時の対応】 備蓄資材の確認を定期的を実施する。
	防護服関連資材 (1クール (4時間) ごと)		
	防護服関連資材 (24時間ごと)		
	必要資材 (防護服関連以外) (作業箇所ごと)		
	必要資材 (防護服関連以外) (品目ごと)		
	備蓄資材搬出数量		
	資材振り分け先		
	作業箇所別資材管理表		
	資材購入関係		



初動防疫報告票6 関係

県備蓄資材数量は、平時は中央家保が数量管理を行い、変動がある度、随時最新のデータを県対策本部資材班と各家保で共有する。



初動防疫報告票は全てを完成させて報告するのではなく、項目ごとに出来た分
から報告すること

■制限区域が他の振興局に跨る場合の情報伝達方法

	発生地管轄 (●)	制限区域が跨る等の管轄外 (○)
<p>9:00 異常通報・ 家保立入・ 血液検査 等実施</p>	<p><制限区域情報の速報> ●発生地家保 ・防疫マップで区域設定 ・制限区域の速報伝達 「発生農場名」、「制限地域及び制限農場」を電話連絡</p> <p><様式1 (発生情報)> ●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式1」をメール送信し、制限地域を電話連絡</p> <p><初動票 2-1、2-2 (制限区域情報)> ●発生地家保 ・「初動票 2-1、2-2」を作成 ・制限区域情報の伝達 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票 2-2」を大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合は、「初動票 2-1」も提供</p> <p><初動票 3 (消毒ポイント情報)> ●発生地家保 ・事前共有したポイントを確認し、該当家保へポイント変更の有無を電話確認 ・該当家保からの回答を受け、ポイントを決定</p> <p>●発生地家保 ⇒ 県本部 ⇒ 局、管轄市町 ・「初動票 3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ・該当家保からの報告を受け、最終的なポイントを決定</p>	<p>○管轄外家保 (制限区域が跨る) ・制限区域の速報受理</p> <p><様式2 (個人情報なし)> ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式2」をメール送信し、制限地域を電話連絡</p> <p>○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「初動票 2-2」大容量フォルダ (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※発生地管轄外の農場が含まれる場合は、「初動票 2-1」も提供</p> <p>○管轄外家保 ・事前共有したポイントを確認し、電話回答 ・変更がある場合は、直ちに所長決裁後の「初動票 3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信</p> <p>○管轄外家保 ⇒ 局、消毒Pを設置する市町 ・「初動票 3 (詳細情報含む)」を大容量フォルダ又はメール (市町はメール) で提供し、電話連絡 ※変更する場合は、所長決裁後の「初動票 3 (詳細情報含む)」を発生地家保あてメール送信</p>
<p>13:00 国による 写真判定</p>	<p><様式5 (写真判定結果)> ●畜産課 ⇒ 農政課 ⇒ 局、管轄市町 ・「様式5」をメール送信し電話連絡</p>	<p><様式5 (写真判定結果)> ○管轄外家保 ⇒ 局、制限区域が跨る市町 ・「様式5」をメール送信し電話連絡</p>

■各作業班の対応

防疫作業に必要な準備作業に当る。

○作業動員者：各所属へ動員可能者を照会

○資材調達

【リース資材】連絡先（東建リース（株）長崎北営業所）へ異常通報の内容を電話連絡。

【購入資材】内容・数量の確認及び発注様式の準備（初動防疫報告票6）

○動員者輸送用バス（後方支援センター⇄農場拠点）の確保

【バス会社】バス運行計画作成

【農大】農大バス借用の可否を電話確認

【レンタカー会社】必要台数を電話連絡、【局】運転士の派遣要請

○埋却作業準備：建設業協会該当支部へ異常通報の内容を連絡

(2) 市町の対応

- ・市町は、家保から送信された初動防疫報告票1に記載の後方支援センターや自衛隊前進拠点（必要に応じて設置）に充てる施設や農場拠点を設置する場所が使用可能か否かを確認して家保へ連絡する。
- ・使用不可である場合は、代替施設や場所の提案を行う。
- ・市町職員が担当する作業要員の確保に当る。

5 農場への立入検査

家畜防疫員は、原則3名で農場立入を行う。農場到着後、異常牛（豚）が確認された牛（豚）舎以外の牛（豚）舎において、異常の有無を確認する。その後、異常牛（豚）が確認された牛（豚）舎を観察し、異常を呈する牛（豚）群の写真を撮影し、FMDの特定症状を確認した場合は、画像データ等を現地から家保へメール送信する。

また、異常牛（豚）の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液（血清用）を採取する。

6 国による写真判定から検体搬送までの作業

- (1) 検査材料の動衛研への持ち込みについては、畜産課と動物衛生課で打ち合わせを行う。
- (2) 検査材料の入った密閉容器等は空港の貨物受付窓口到手渡すまでは、原則、県職員が搬送する。東京国際空港（羽田空港）から搬送先の動物衛生研究部門までは東京事務所に依頼する。なお、貨物便受付窓口との連絡調整については、発生地家保が行う。
- (3) 動物衛生研究部門への検体の輸送
 - ①当該家保は、指針別記様式3（様式集）により病性鑑定依頼書を作成して畜産課（家畜衛生班）へ電子メールにて送付する。
 - ②家畜衛生班は、病性鑑定依頼書を動物衛生課に電子メールにて送付する。

- ③動物衛生課は動物衛生研究部門と検体受入の調整を行う。
- ④調整後、当該家保は、病性鑑定依頼書（公印押印済み）、疫学情報及び病性鑑定送付材料リストを材料に同梱して動物衛生研究部門（海外病研究拠点）へ航空機で物として搬送する。

※写真判定で検体搬送の指示があった場合は当該家保が対応

7 病性鑑定材料の輸送

確定診断のため、検査材料を国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門（海外病研究拠点）へ輸送する。

(1) 検体発送

- 1) 写真判定の結果、農水省から検体搬送の指示があった場合

<動物衛生研究部門（海外病研究拠点）への検体発送>

○航空貨物を利用する場合

役 割	畜産課	現地家保	東京事務所
動物衛生課との連絡調整	○		
貨物受付窓口との連絡調整		○	
病性鑑定依頼書の作成		○	
材料の搬送（貨物受付窓口まで）		○（振興局）	
材料の搬送（貨物受取から動物衛生研究部門 海外病研究拠点まで）			○

【現地家保】

- ①材料として口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液（血清用）を採取し、梱包。
- ②指針別記様式3（検査依頼文書）を作成。
- ③作成した指針別記様式3（検査依頼文書）を畜産課（家畜衛生班）へメール送信。
- ④指針別記様式3（検査依頼文書）に公印を押印した原本の写しと指針別記様式1を材料と同梱して動物衛生研究部門へ航空機で貨物として輸送。なお、指針別記様式3（検査依頼文書）の原本は別途郵送。
- ⑤畜産課へ搭載予定の航空機便名及び出発・到着時間・荷姿及び個数を畜産課へメール及び電話で報告。

【畜産課】

- ①東京事務所へ検体輸送依頼及び搭載予定の航空機便名、出発・到着時間等について電話連絡。
- ②航空貨物は、荷受人以外は引取り不可であるため、連絡時に羽田空港で検体を受け取る荷受人及び代理人の2名の東京事務所職員の氏名を確認。
- ③荷受人及び代理人の氏名を現地家保へ伝える（メール送信後電話連絡）。

【現地振興局】

- ①公用車等で検査材料を空港へ搬送。
- ②日通又は航空貨物受付窓口での貨物受付時に荷受人及び代理人の氏名を伝え、その際発行される運送状番号を畜産課へ伝える（メール送信後電話連絡）。

○空港貨物受付窓口連絡先

長崎空港	ANA 0957-53-6918	JAL 0957-53-8253
	日通 0957-53-6043	
五島福江空港	ANA 0959-72-8119	日通 0959-74-1401
対馬空港	ANA 0920-54-3939	日通 0920-54-2320
福岡空港	ANA 092-415-0200	JAL 092-621-4038

※ 天候不良による欠航等を想定し、別途可能な交通手段がないか、事前に検討しておくこと。

【畜産課】

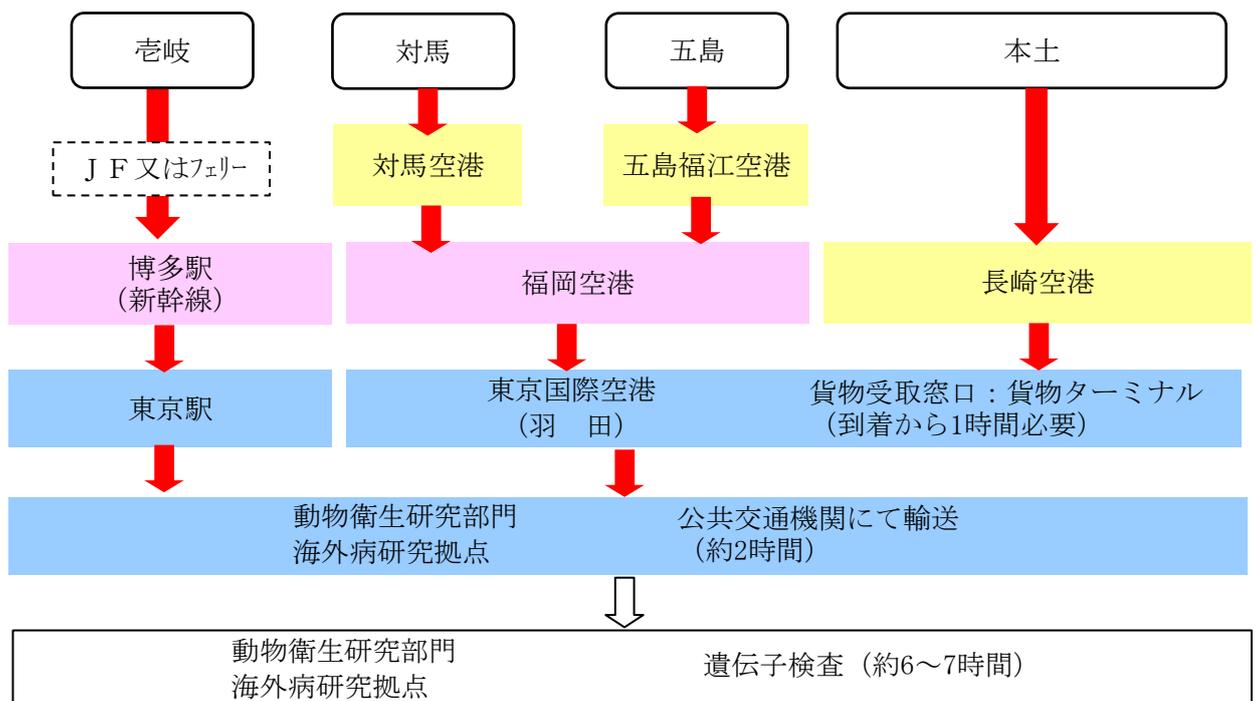
①検査材料搬送依頼書（様式集）を作成し東京事務所へ FAX またはメール送信（メール送信後電話確認）。

○鉄道を利用する場合

【現地家保】

- ①材料として口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液（血清用）を採取し、梱包。
- ②指針別記様式 3（検査依頼文書）を作成。
- ③作成した指針別記様式 3（検査依頼文書）を畜産課（家畜衛生班）へメール送信。
- ④指針別記様式 3（検査依頼文書）に公印を押印した原本の写しと指針別記様式 1を材料と同梱。現地振興局が動物衛生研究部門へ鉄道で手荷物として輸送。なお、指針別記様式 3（検査依頼文書）の原本は別途郵送。
- ⑤畜産課へ出発・到着時間をメール及び電話で報告。

<検体の輸送フロー>



2) 写真判定の結果、農水省から検体搬送の指示が無かった場合

【現地家保】

①一般病性鑑定へ移行。

(2) 貨物受取から農研機構 動物衛生研究部門（海外病研究拠点）への搬入

【東京事務所】

①羽田空港の貨物ターミナルで受け取り



- 入構ゲートで手続きを行い、搭載された航空機の航空貨物（ANACargo、JALCargo）で検査材料を受け取る。
- 入構の際は、入構ゲートで指示に従うこと。
- 入構には身分を証明するもの（運転免許証等）が必要。
- ※貨物便が羽田空港到着後 1 時間後に受取が可能。受け取りには「運送状番号」が必要。
- ※ANACargo は羽田空港東貨物地区、JALCargo は西貨物地区で営業

②荷物（検査材料）を受け取り後、下記の検査機関へ搬送する

検査機関名	農研機構 動物衛生研究部門（海外病研究拠点）
所在地	〒187-0022 東京都小平市上水本町6-20-1
電話	042-321-1441
F A X	042-325-5122
受取窓口	企画管理部 管理課 小平管理チーム



航空機各社が減便や終日欠航の場合で、検査機関への到着が航空機利用よりも明らかに早くなる場合は、JR 等鉄道を利用して輸送する。
その場合は、検体輸送者（振興局職員）が検査機関へ直接輸送する。

8 隣県（佐賀県・熊本県）からの通報に対する本県の対応

隣県である佐賀県又は熊本県で発生した際に、本県の一部が制限区域に入る場合の対応は、下記のとおりとする。



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部と隣県で協議を行う。

隣県からの通報内容	本県の報告様式		通報を受けて対応する内容
	様式	件名	
隣県で、口蹄疫の疑い事例が発生し、県における農場への立入検査の結果、検体を送付 ↓ 検体の搬送を決定した段階	様式7 (様式集)	〇〇県における口蹄疫の疑い事例の情報について	本県での「異常家畜通報（疑い事例発生時）」の対応を実施

警戒連絡会議設置から患畜決定までの作業

1 警戒連絡会議の設置

家保における検査の結果、国から検体搬送指示を受けた場合は、長崎県口蹄疫、CSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）警戒連絡会議設置要領に基づき、本庁では、知事を本部長とする長崎県口蹄疫警戒連絡会議を設置する。

2 疑い事例（検体搬送決定）のプレスリリース等

農林部防疫対策本部と農林水産省動物衛生課は、公表の内容、今後の防疫方針について調整の上、県と農林水産省がそれぞれ公表を行う。

農林部防疫対策本部は、検体搬送が決定した場合は、県警戒連絡会議構成員、各家保、県域関係団体、九州各県等へ通知する。

農林部防疫対策本部は、防疫措置等に関し、必要に応じ報道機関に適宜情報提供を行う。また、まん延防止のため、マスコミに対して疑い事例をはじめ、本庁一括で対応（広報班）するため、発生地域等への取材は自粛するよう要請する。

3 発生農場等周辺住民への防疫措置の説明

地域警戒連絡会議は、発生農場、埋却地等の周辺住民に対して、法に基づく防疫措置を行う旨を十分に説明する。

4 緊急防疫作業

畜産課と動物衛生課が協議して患畜と決定されるまでの間、まん延防止対策として、次の緊急防疫作業を実施する。

（1）家保の対応

家保職員は、関係機関等と協力し、次の措置を講じる。

- 1) 衛生管理区域を確認し、境界が不明瞭であれば、ロープ等で境界を明確に示した後、農場外部の見やすいところにロープ等で出入口を封鎖するとともに、農場出入口を1か所に限り、消毒槽及び噴霧消毒（動噴）施設を設ける。
- 2) 当該農場への部外者の出入を制限する。
- 3) 飼養場所の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、可能な限り流出しないようにする。
- 4) 振興局、市町に協力を仰ぎ、農場周辺の通行の自粛、道路への消毒薬の散布などを行う。
- 5) 法第32条第1項の規定に基づき、次の物品の移動を制限する。

生きた家畜

生乳

採取された精液及び受精卵等

家畜の死体

家畜の排せつ物等

敷料、飼料及び家畜飼養器具

(2) 地域警戒連絡会議の対応

地域警戒連絡会議構成員は、(1)の対応を行うため、関係機関に協力を要請する。

(3) 振興局・市町の対応

- 1) 農場周囲の通行自粛の対応及び通行制限の準備。
- 2) 農場周辺の通行自粛・制限に係る警察への連絡・協議
- 3) 消毒等に使用する水、電気および動力噴霧器の確保。
- 4) 家畜防疫員による消毒等の防疫作業に対する協力。

(4) 県警戒連絡会議の対応

県警戒連絡会議は、口蹄疫のまん延を防止するため、法に基づく(1)の5)の移動制限を決定するとともに、地域警戒連絡会議へ指示する。

5 初動防疫の準備

患畜決定後の初動防疫を迅速かつ的確に実施するため、地域警戒連絡会議構成員は初動防疫の準備を迅速に行う。

(1) 先遣隊の派遣と現地調査

1) 先遣隊の構成員

構成員は下記の通りとする。(はリーダー)

家保	1名
振興局農業土木職	1～2名
振興局畜産担当	1名
市町担当	1名
建設業協会担当	1名

2) 調査事項

発生現地に出向き、先遣隊調査票(様式集)を使用して各構成員は連携をとり調査を行う。現地での調査には、事前調査情報(防疫作業場所、発生農場及び周辺の見取り図、農場拠点の見取り図等)を使用する。



- 先遣隊の構成員に畜産技術職員を追加。
- 先遣隊の確認内容のうち、平時に確認できる内容については、事前に済ませておくこと。(機械の所有状況、水源、畜舎間口、その他施設概要)
- データを確認しておくこと(年に1回は農場等を確認しデータ更新)。

調査箇所及び確認内容

区域	施設等	確認内容
農場	農場敷地	<ul style="list-style-type: none"> ・農場内通路幅 ・排水溝 ・防疫資材（特にガスボンベ）の収容場所 ・作業者の動線 ・汚染物品の搬出経路等 ・防疫フェンスの設置内容（必要な場合） ・その他
	農場設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する機械の種類・数量及び操作可能者の人数 ・電源・基盤 ・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・その他
	畜舎	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜の飼養状況 ・ローダー等機械類の進入の可否 ・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・電源の場所 ・糞の量 ・排水溝 ・その他
	堆肥舎	<ul style="list-style-type: none"> ・照明機器の設置状況（追加設置場所・数量） ・堆肥の量 ・その他
	飼料タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・数量・容量（残飼の推定量） ・排出弁の状態 ・その他
	水源 （水道栓等）	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 ・水タンク保有数量・容量 ・水圧の確認 ・その他
農場周辺	通行遮断ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイントの場所と数 ・ポイントの運営に必要な人員 ・照明器具の設置場所・数量 ・案内掲示板の設置場所の確認 ・その他
	農場拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所と規模（面積） ・設置に必要な資材 ・着脱場所 ・ゾーニングの実施 ・簡易トイレの設置場所 ・照明器具の設置場所・数量 ・農場から離れて位置する場合は、農場そばに仮設ポイントの設置を検討（トイレ休憩時の脱着用等に利用）
	農場拠点から農場 までの経路	<ul style="list-style-type: none"> ・外灯の設置状況 ・必要であれば照明器具の設置場所・数量、道案内掲示板の設置の要否

区域	施設等	確認内容
埋却地		<ul style="list-style-type: none"> ・確保場所の規模（面積） ・埋却溝のレイアウト ・埋却可能数量（家畜の死体、飼料、堆肥） ・トラック及び重機の進入の可否 ・必要な重機の種類・台数 ・照明器具の設置場所・数量 ・その他 【埋却地が農場敷地外にある場合の追加項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・動力噴霧器の設置場所

（２）防疫作業計画の策定

地域警戒連絡会議は、患畜決定後のまん延防止措置を迅速かつ的確に実施するため、先遣隊の情報を基に、下記作業ごとに作業班編成と進捗管理ができる工程表を作成し、県警戒連絡会議と内容を確認する。

作成した工程表は、県警戒連絡会議と地域警戒連絡会議で共有する。

- １）殺処分作業
- ２）糞の除去作業（又は畜舎内での封じ込め作業）
- ３）飼料除去作業（飼料タンク、飼槽）
- ４）畜舎消毒
- ５）堆肥舎内の糞等の除去作業（又は発酵消毒作業）
- ６）汚染物品の運搬及び埋却作業
- ７）埋却地の掘削・埋却作業



- 進捗管理が可能な防疫計画資料を作成する。
- 糞の除去作業等で機械を使用する場合は、作業箇所ごとに機械を使用する時間帯、機械の種類・台数を記載すること。
- 併せて、機械オペレーター（農林部職員）の動員計画も作成する。

（３）全体防疫作業計画の決定

県警戒連絡会議は、地域警戒連絡会議から提出のあった初動防疫報告票並びに防疫計画の内容を確認し、作業計画を決定する。

- 動員計画
- 作業計画
- 消毒ポイント設置箇所



県境での発生時は、消毒ポイントの設置箇所に関し県防疫対策本部（発生確定前は県警戒連絡会議）と隣県で協議を行う。

(4) 初動防疫作業準備

1) 地域警戒連絡会議

- 動員要請（一般、建設業協会等）
- 資材調達（購入資材・リース資材・食糧）
- 資材運搬用赤帽トラック（後方支援センター 農場拠点）の確保
- 移動用マイクロバス（後方支援センター 農場拠点）の調達
- 後方支援センター及び農場拠点の設営

2) 県警戒連絡会議

- 国との連絡調整
- 動員要請・調整
- 移動用バス（各振興局 後方支援センター）の調達
- 県備蓄資材輸送準備
- 自衛隊への動員要請（必要な場合）
- 隣県との消毒ポイント設置場所調整（制限区域が隣県に跨る場合）

6 動員の考え方

共通

全体動員計画は、発生規模別必要人員数の表のとおりとする。

各地域の動員計画は、毎年度別に定める。

農場作業者が確保できない場合は、総務動員者確保班（農政課）から他部へ動員を要請する。

農場作業に協力する九州農政局等の国職員の動員は、母豚400頭を超える養豚場での発生を要請の目安（自衛隊動員要請の規模）とする。国からの動員者調整は、県本部で行う。

農場内の糞等の処理に農技センター畜産研究部門、農業大学校畜産学科、肉用牛改良センターの、ホイールローダーの有資格者を動員する。有資格職員は、県防疫対策本部動員枠とするため、地域の動員者リストには含めない。

防疫作業従事者に対しては、防疫作業従事除外基準（慢性心疾患で通院加療中の者等）に基づく確認や作業前の健康調査を行う。

各作業箇所には作業管理者として責任者と情報連絡員を配置する。

責任者と情報連絡員は、一般職員の動員リストとは別に動員者を選定する。

獣医師動員

24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24時間及び72時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育牛飼養農場で150から300頭、肥育豚飼養農場で1,000から2,000頭（母豚200頭以下）の飼養規模を想定している（口蹄疫留意事項24）。

県内動員

と殺作業（殺処分）に携わる獣医師を迅速に確保するためには、現地防疫対策本部が管轄内獣医師を確保し、不足する人数については、まず県内で必要数を確保するものとする。

県外動員要請の考え方

県内獣医師で不足する人員については、県本部から県外への動員要請を行う。県外獣医師の動員要請を行った場合、殺処分開始24時間以降から配置できると想定し、県内獣医師の確保見込みにより、迅速に国へ動員要請を行う。

保定員

保定作業は家畜の取扱いに慣れた者を優先する。県内の保定員動員者リストから先ず、発生地域で確保し、不足する場合には、他地域に動員要請を行う。

子豚については、家畜の扱いについて熟練を要しないことから、一般の職員を当てることも想定している。

自衛隊動員

動員要請の考え方

原則として、初発の場合は母豚400頭を越える規模での発生時から、自衛隊への動員要請を行う。

作業依頼内容

基本は殺処分作業時の保定・搬出作業とする。

作業班

○後方支援センターサポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳						作業時間
		班長	受付係	誘導係	資材係	連絡係	資材運搬係	
50名	9名	1	2	2	2	1	1	8時間
100名	15名	1	4	4	4	1	1	
150名	21名	1	6	6	6	1	1	
200名	27名	1	8	8	8	1	1	

上記表には、家畜防疫員は含まない。サポート班人数は、200名時の数を上限とする。

○農場拠点サポート班員（一般職員）

農場・埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳			作業時間 /クール
		班長	資材係	消毒係	
50名	6名	1	3	2	8時間
100名	9名	1	6	2	
150名	12名	1	9	2	
200名	15名	1	12	2	
250名	18名	1	15	2	

上記表には、家畜防疫員は含まない。サポート班人数は、250名時の数を上限とする。

(埋却地拠点サポート班員) (一般職員)

埋却地防疫作業従事者数	人数	内訳		作業時間 /クール
		資材係	消毒係	
関係なし	2名 (固定)	1 (固定)	1 (固定)	8時間

農場と埋却地が離れている場合に設置
上記表には、家畜防疫員は含まない。

(自衛隊対応サポート) (一般職員)

自衛隊動員数	役割	人数	配備箇所	作業時間/クール
関係なし	連絡係	2名(固定)	前進拠点 ¹	8時間
	資材係	2名(固定) ²	後方支援センター	

1：状況によって、情報伝達のため前進拠点と支援センターを往復することがある。

2：資材係は第1クール(0～8時間)のみ配置する

防疫作業員（獣医師・保定員・一般職員）

作業班	作業箇所	人数/班			作業時間/クール	作業内容等
農場通行規制	農場外	2名			8時間	発生農場に至る通路の遮断
車両等消毒係	農場内	2名			4時間	農場から出る車両・作業員の消毒
殺処分係	農場内	獣医師	保定員	一般	4時間 獣医師と保定員は8時間	
【牛】鎮静剤 + 薬液注射		1名	2名	1名 + 固定9名		牛の殺処分
【豚】鎮静剤 + 電殺器 + 薬液注射		3名	10名	10名		繁殖豚・育成豚の殺処分
		3名	0名	20名		肥育豚の殺処分
【豚】ガス殺	1名	0名	10名	子豚（哺乳豚・離乳豚）の殺処分		
農場消毒係	農場内	10名			4時間	殺処分作業後の豚舎、堆肥舎等の清掃・消毒
埋却地班	埋却地	衛生班長（家保）			8時間	
		土木班長（農業土木職）			8時間	
		4名（班数は固定） （6名）			4時間	埋却補助4名（埋却地が農場敷地外にある場合は、車両消毒係を2名追加）
消毒ポイント班	農場外	5名			8時間	作業開始3日後頃から外部委託に切り替え
ローダー有資格者	農場内	2名			8時間	糞除去等におけるホイールローダー等の操作

班数によらず、9名を加える（搬出補助および資材調達要員として）

ローダー有資格者は1農場につき、1クール（8時間）あたり2名配置する。

埋却作業（建設業協会）・・・患畜決定後の作業内容を反映させる

役割	飼養規模		
	牛（肥育・繁殖）500頭 母豚150頭以下	牛500頭、母豚150頭を 超える	母豚800頭を超える
現場管理係	1名	1名	1名
掘削係	4名：バックホウ2台 （OP2、玉掛技能2）	6名：バックホウ3台 （OP3、玉掛技能3）	8名：バックホウ4台 （OP4、玉掛技能4）
搬出積込係	3名	3名	3名

記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。

埋却地が農場から離れた場所に位置する場合は、別途搬送業務（トラック輸送）が必要となる。

作業管理者

○作業責任者

責任者	人数	作業時間	管理区域
後方支援センター責任者（家保）	1名	8時間	後方支援センター
農場拠点責任者（家保）	1名	8時間	農場拠点
埋却地拠点責任者（家保）	1名	8時間	埋却地
農場全体責任者（畜産関係職員）	1名	8時間	農場
農場防疫責任者（家保）	1名	8時間	農場（防疫作業に限定）

埋却地拠点は、埋却地が農場から離れた場所に位置する場合のみ設置するが、埋却地拠点責任者は、埋却地衛生班長が兼務する。

○情報連絡員

配置箇所	配置職員	人数	作業時間	備考
後方支援センター	畜産関係職員	1名	8時間	
農場拠点	〃	1名	8時間	
農場	〃	2名	8時間	肉改C、農技畜研部門、 農大畜産学科
埋却地	〃	1名	8時間	農業敷地外の場合に配置



農場での業務管理と情報伝達体制を改善するため、新たに各作業箇所に責任者と情報連絡員を配置した。

発生規模別必要人員数(豚)

2 埋却地が農場敷地内、埋却地が農場敷地外
埋却地が農場敷地外であるが、農場近隣のため埋却地敷地不要

発生規模	日数	発生農場作業												農場、埋却地必要人員										通行区間		サブパート(7)										計									
		防疫関係		消毒関係		殺菌関係		飼料関係		その他		農務関係		防疫関係		その他		農務関係	防疫関係	その他	家畜防疫員	農務関係	防疫関係	その他	家畜防疫員	農務関係	防疫関係	その他	家畜防疫員	農務関係	防疫関係	その他	家畜防疫員	農務関係	防疫関係	その他									
母豚 50頭 (650頭)	1	8	1	1	1	1	7	10	40	2	3	1	1	5	2	6	7	10	45	0	8	4	1	9	1	2	1	15	9	7	10	75	0	8	22	13	10	333	0	24					
	母豚 51-100頭 (100頭)	1	8	1	2	9	10	60	2	3	1	1	4	5	2	4	9	10	65	0	8	4	1	9	1	2	1	15	9	10	10	95	0	8	23	22	20	433	0	24					
		母豚 101-150頭 (150頭)	1	8	1	3	10	10	80	2	3	1	1	4	5	2	5	10	10	85	0	8	4	1	9	1	2	1	15	9	10	10	95	0	8	24	29	30	473	0	30				
			母豚 151-200頭 (200頭)	1	8	1	3	10	10	100	2	3	1	1	4	5	2	6	10	10	90	0	8	4	1	9	1	2	1	15	9	10	10	95	0	8	25	30	30	493	0	30			
				母豚 201-300頭 (300頭)	1	8	1	3	10	10	120	2	3	1	1	4	5	2	7	10	10	95	0	8	4	1	9	1	2	1	15	9	10	10	95	0	8	27	30	30	513	0	30		
					母豚 301-500頭 (500頭)	1	8	1	3	10	10	140	2	3	1	1	4	5	2	8	10	10	100	0	8	4	1	9	1	2	1	15	9	10	10	95	0	8	30	30	30	543	0	30	
						母豚 501-1000頭 (1000頭)	1	8	1	3	10	10	160	2	3	1	1	4	5	2	10	10	10	105	0	8	4	1	9	1	2	1	15	9	10	10	95	0	8	33	30	30	573	0	30

発生規模別必要人員数(豚)

2 埋却地が農場敷地内 1. 埋却地が農場敷地外 2

埋却地が農場敷地外であるが、農場近隣のため埋却地敷外不要 3

Table with columns for disaster scale (発生規模), date (日), and various personnel counts (必要人員数) for different types of landfills (埋却地). The table is organized into sections for different dates (e.g., 9-19日, 9-21日, 9-23日) and includes detailed sub-categories for family and public landfills.

○ 殺処分班の班編成（豚）

母豚	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）				肥育豚（3か月齢～出荷）						合計										
	班数	獣医師	保定				搬出		班数	獣医師	保定		班数	獣医師	保定			搬出			獣医師	県内	県外	保定員	一般	自衛隊			
			県内	県外	保定員	自衛隊	一般	自衛隊			県内	県外			保定員	一般	一般	自衛隊	一般	自衛隊									
母豚 50	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	1	3	3	0	10	0	10	0	7	7	0	10	40	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
母豚 100	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
24															1	3	3	0	10	0	10	0	3	3	0	0	20	0	
母豚 150	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
24															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
32															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
母豚 200	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
24															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
32															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
40															2	6	6	0	20	0	20	0	6	6	0	0	40	0	
母豚 300	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
24															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
32															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
40															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
48															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
56															1	3	3	0	10	0	10	0	3	3	0	0	20	0	
母豚 400	8	1	3	3	0	10	0	10	0	1	1	1	0	0	10	2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0
16															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
24															2	6	6	0	20	0	20	0	10	10	0	10	60	0	
32															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
40															2	6	6	0	20	0	20	0	9	9	0	10	50	0	
48															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
56															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
64															3	9	9	0	30	0	30	0	9	9	0	0	60	0	
72															1	3	3	0	10	0	10	0	3	3	0	0	20	0	

母豚 900	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊
			県内	県外	保定員	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外			保定員	一般	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	0	0	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
72	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
80	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
88	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
母豚 1000	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊
			県内	県外	保定員	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外			保定員	一般	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	0	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
80	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
88	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
96	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
母豚 1100	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊
			県内	県外	保定員	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外			保定員	一般	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	0	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
88	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
96	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
104	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	

母豚 1200	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計												
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊					
			自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊	一般			自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊																
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
80	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
88	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
96	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
112	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60					
母豚 1300	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計												
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊					
			自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊	一般			自衛隊	一般	自衛隊	一般	自衛隊																
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40				
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60				
88	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
96	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60					
120	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60					
124	1	3	0	3	0	10	10	0																3	0	3	0	10	10				

母豚 1400	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般	班数	獣医師			県内	県外	一般	自衛隊	一般	自衛隊	獣医師	県内			県外						
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
132	1	3	0	3	0	10	10	0																3	0	3	0	10	10
母豚 1500	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般	班数	獣医師			県内	県外	一般	自衛隊	一般	自衛隊	獣医師	県内			県外						
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
140	2	6	0	6	0	20	20	0																6	0	6	0	20	20

母豚 1600	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊	
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般	班数	獣医師			県内	県外	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
104	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
136	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
144	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
148	2	6	0	6	0	20	20																6	0	6	0	20	20	
母豚 1700	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）						合計								
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊	
			保定員	自衛隊	一般	自衛隊	保定員	一般	班数	獣医師			県内	県外	一般	自衛隊	一般	自衛隊	県内	県外									
4	1	3	3	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	0	0	30	40	
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
104	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
112	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
120	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
136	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
144	1	3	0	3	0	10	0	10							5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
152	2	6	0	6	0	20	0	20							4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
156	3	9	0	9	0	30	30																9	0	9	0	30	30	

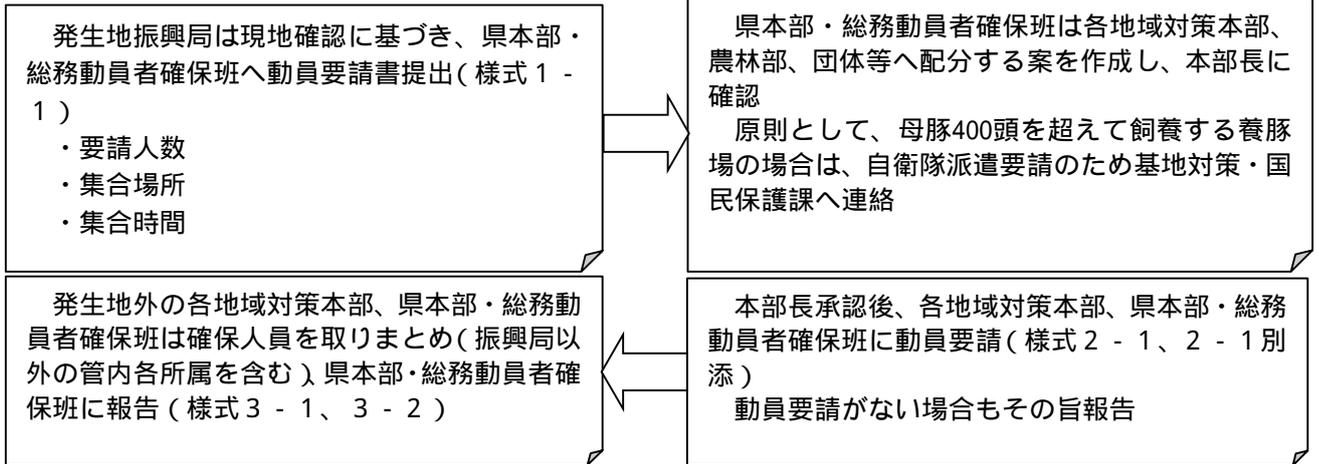
母豚 1800	繁殖豚、繁殖育成豚、種雄豚								哺乳豚・離乳豚（～3か月齢）						肥育豚（3か月齢～出荷）								合計							
	班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定		搬出		班数	獣医師	県内		県外		保定員	一般	自衛隊	
			班数	獣医師	県内	県外	保定員	一般	自衛隊	班数			獣医師	県内	県外	保定員	一般	自衛隊	班数	獣医師			県内	県外	保定員	一般				自衛隊
4	1	3	3	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	0	10	0	10	10	0	0	30	0
8	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
16	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
24	1	3	3	0	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	2	6	6	0	10	10	10	10	10	10	0	0	30	40
32	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
40	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
48	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
56	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
64	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
72	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
80	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
88	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
96	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
104	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
112	1	3	0	3	0	10	0	10	1	1	1	1	0	0	0	10	5	15	0	15	30	20	30	20	19	1	18	0	70	60
120	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
128	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
136	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
144	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
152	1	3	0	3	0	10	0	10								5	15	0	15	30	20	30	20	18	0	18	0	60	60	
160	2	6	0	6	0	20	0	20								4	12	0	12	30	10	30	10	18	0	18	0	60	60	
164	3	9	0	9	0	30	30	0																	9	0	9	0	30	30

24時間以降の県外獣医師の人数は、県内獣医師のリポート対応者の数によって変動する。

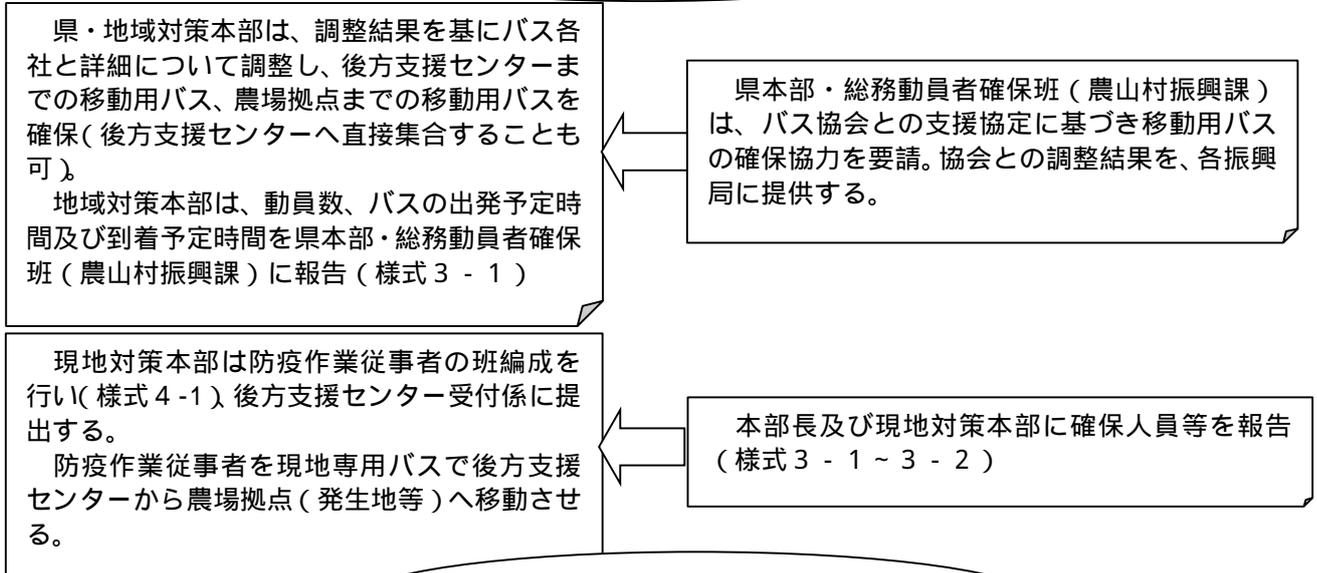
口蹄疫発生時防疫作業従事者確保

検 体 搬 送 決 定

獣医師、保定員動員は、別途定める動員手順書に従い実施する。



各振興局と動員人員調整*



追加要請には、同手順で対応

- ・動員要請は、段階的に行い、追加調整を同手順で行う。
- ・防疫作業従事者の後方支援センター(駐車場が広く、多数の人員が収容できる場所。体育館、公民館等) 農場拠点(農場の近くでコンテナやテント等が設置できる場所)は現地対策本部で決定する。

各種様式については様式集の動員関係様式を参照

獣医師の動員

1 基本的な考え

発生農場・埋却地でのリーダー等

- ・農場防疫責任者、後方支援センター責任者、農場拠点責任者、埋却地衛生班長（埋却地拠点責任者を兼ねる）、殺処分・消毒班長には本土家保等（農林技術開発センター畜産研究部門、農大を含む）の獣医師を充てる。
- ・農場疫学調査班には、原則として、離島家保の獣医師を充てる。
- ・実作業時間は、原則1クール8時間とする。

殺処分班

- ・食検（保健所）獣医師及び民間獣医師等（開業・JA・NOSAI・市の家畜診療獣医師、家保OB獣医師）を充てる。
- ・実作業時間は、原則1クール8時間（作業前後の準備時間を除く）とする。

発生状況確認検査班

- ・原則、民間獣医師を充てるが、状況によっては食検（保健所）獣医師を充てる。

2 動員（基本形）

家保獣医師

- ・農場防疫責任者、後方支援センター責任者、農場拠点責任者、埋却地衛生班長（埋却地拠点責任者を兼ねる）は本土家保各所単位の4名セットで動かす。
- ・発生規模別の人員数割り当ては口蹄疫等発生時の獣医師動員手順書記載の人員表のとおりとする。

民間獣医師等

- ・発生地の家保は、自地域で事前にリストアップした獣医師に動員を要請する。不足する場合は、県防疫対策班へ動員要請を行い、同班は各振興局（家保）へ各地域でリストアップし獣医師から必要人数を確保する。
- ・なお、不足する場合は県防疫対策班から農林水産省へ動員要請を行う。

食検・保健所獣医師

- ・発生地家保から動員要請に基づき、県防疫対策班は生活衛生課へ動員を依頼する。

3 動員者の移動手段

- ・農場防疫責任者、後方支援センター責任者、農場拠点責任者、埋却地衛生班長（埋却地拠点責任者を兼ねる）は4名乗り合わせで、各家保から公用車で後方支援センターへ移動する。集合時間は、第1陣（0～8時間）が国遺伝子解析等検査結果判明予定時間の6時間前、第2陣以降は、作業開始予定時間の2時間半前を目安とする。（一般動員者の集合時間を考慮する必要があることから、動員担当班と調整を図ること。）
- ・殺処分・消毒班長は、各家保から公用車で後方支援センターへ移動する。集合時間は、第1陣（0～8時間）が国遺伝子解析等検査結果判明予定時間の2時間半前、第2陣以降は、作業開始予定時間の2時間半前を目安とする。（一般動員者の集合時間を考慮する必要があることから、動員担当班と調整を図ること。）
- ・作業終了後は公用車で自家保へ帰庁する。（風評被害防止のため、帰庁後は、その公用車で豚家畜飼養施設への出入を当分の間控える。）
- ・後方支援センターと農場拠点間の移動は、発生地家保の公用車1台を配備させておく。埋却地が農場敷地外の場合は、別に1台を配備させる。
- ・離島動員者の移動手段については、長崎港又は長崎空港からタクシーで中央家保に集合（タクシーチケットを中央家保に常備する）後、現地に移動することとするが、状況に応じ臨機応変に対応するものとする。
- ・発生状況確認検査作業を担当する獣医師は、可能な限り同じ作業時間帯の作業従事者同士乗り合わせて各々発生地の家保へ移動する。
- ・殺処分作業を担当する獣医師等は、原則、一般動員者と同じ移動手段（借上げバス等）で後方支援センターへ移動する。バス発車地までは各々で移動する。なお、離島からの動員獣医師は状況に応じた手段で、臨機応変に後方支援センターへ移動する。

獣医師動員手順

1 発生地家保からの動員要請

(発生地家保 他地域家保・県防疫対策班(畜産課)・発生現地動員班)

発生地家保から他地域家保と畜産課へ動員要請書をメール送信する。

また、発生地域総合対策本部内で動員要請を行うことの情報共有するために現地総合対策本部動員班へメール送信する。

【送信ファイル】

「獣医師動員様式」の

様式1(動員要請書)(様式集)

様式2(動員要請書(発生農場・埋却地でのリーダー等))(様式集)

様式3(動員要請書(殺処分実務者))(様式集)

様式4(動員要請書(発生状況確認検査担当者))(様式集)

2 動員者名簿の作成・提出

(他地域家保 発生地家保、県防疫対策班、他地域(自地域)動員班)

動員要請を受けた他地域の家保は、動員者名簿を作成し、発生地家保と畜産課へメールで提出する。

また他地域内で情報を共有するため他地域(自地域)の動員班へメールで提出する。

【送信ファイル】

「獣医師動員様式」の

様式5(動員者報告表(発生農場・埋却地でのリーダー等))(様式集)

様式6(動員者報告表(殺処分実務者))(様式集)

様式7(動員者報告表(発生状況確認検査担当者))(様式集)

(県防疫対策班(畜産課) 生活衛生課、農林水産省 発生地家保)

動員要請を受けた県防疫対策班は、食検・保健所からの動員が必要な場合は、生活衛生課へ動員要請を行う。また県外からの動員が必要な場合は、農林水産省と協議する。

生活衛生課は、食検、保健所獣医師から動員者報告表を作成し、畜産課へ提出する。畜産課は、生活衛生課から受理した名簿を現地家保へメールで提出する。

【送信ファイル】

「獣医師動員様式」の

様式5(動員者報告表(発生農場・埋却地でのリーダー等))(様式集)

様式6(動員者報告表(殺処分実務者))(様式集)

様式7(動員者報告表(発生状況確認検査担当者))(様式集)

3 動員者名簿の作成・提出

(発生地家保 他地域家保、県防疫対策班(畜産課)、発生現地動員班)

発生地家保は、動員者の班編成等を行い、名簿を作成のうえ、他地域家保と畜産課へメールで提出する。併せて、発生現地で情報を共有するため、現地総合対策本部動員班へメールで提出する。

【送信ファイル】

「獣医師動員様式」の

様式8(動員者班編成(発生農場・埋却地でのリーダー等))(様式集)

様式9(殺処分実務者名簿)(様式集)

様式10(発生状況確認検査担当者名簿)(様式集)

保定員の動員

1 基本的な考え

保定員

殺処分作業時の家畜の保定作業を担当する。

- ・基本は、県、市町、関係団体職員等を充てる。
- ・毎年度当初、動員者アンケート調査を実施し、動員者可能リストを作成し、畜産課家畜衛生班と各家保が情報を共有する。さらに、各地域の動員者確保班とも同情報を共有しておく。
- ・動員は家畜の取扱いに慣れた者を優先し、県内の動員可能者リストから先ず、発生地域で確保し、不足する場合他地域に動員要請を行う。
- ・動員可能者人員数を越える必要人員の場合（母豚 400 頭を超える規模）は、自衛隊に派遣を要請する。
- ・他地域（家保）へ動員を要請する場合は、各地域の管外対応可能者に応じて案分した人数とする。
- ・家保は保定員が一般動員者と重複しないよう、各地域対策本部の一般動員担当課等と情報共有を行う。
- ・家畜の扱いに慣れた職員が少ないため、大規模発生時に殺処分班が多数になる場合は、家畜の扱いに慣れた職員と不慣れな職員を組み合わせる班編成を行う。
- ・作業時間は、原則 8 時間（作業前後の準備時間等を除く）とする。

2 動員者の移動手段

- ・殺処分作業を担当する保定員は、原則、一般動員者と同じ移動手段（借り上げバス等）で後方支援センターへ移動する。バス発車地までは各々で移動する。
- ・支援センターへの集合時間は、防疫作業開始 2 時間前とする。

保定員動員手順

1 発生地家保からの動員要請

（発生地家保 他地域家保・県防疫対策班（畜産課）・発生現地動員班）

発生地家保から他地域家保へ動員要請書をメール送信する。

また、情報を共有するため畜産課と現地総合対策本部動員班へメール送信する。

【送信ファイル】

「保定員動員様式」の

様式 1 - 1（保定員動員要請書）（様式集）

様式 1 - 2（保定員集合場所・日時等）（様式集）

様式 2（保定員動員者報告）（様式集）

2 動員者名簿の作成・提出

（他地域家保 発生地家保、県防疫対策班、他地域（自地域）動員班）

動員要請を受けた他地域の家保は、動員者名簿を作成し、発生地家保と畜産課へメールで提出する。

また他地域内で情報を共有するため他地域（自地域）の動員班へメールで提出する。

【送信ファイル】

「保定員動員様式」の

様式 2（保定員動員者報告）（様式集）

3 動員者名簿の作成・提出

（発生地家保 他地域家保、県防疫対策班（畜産課）、発生現地動員班）

発生地家保は、動員者の班編成等を行い、名簿を作成のうえ、他地域家保と畜産課及び現地総合対策本部動員班へメールで提出する。

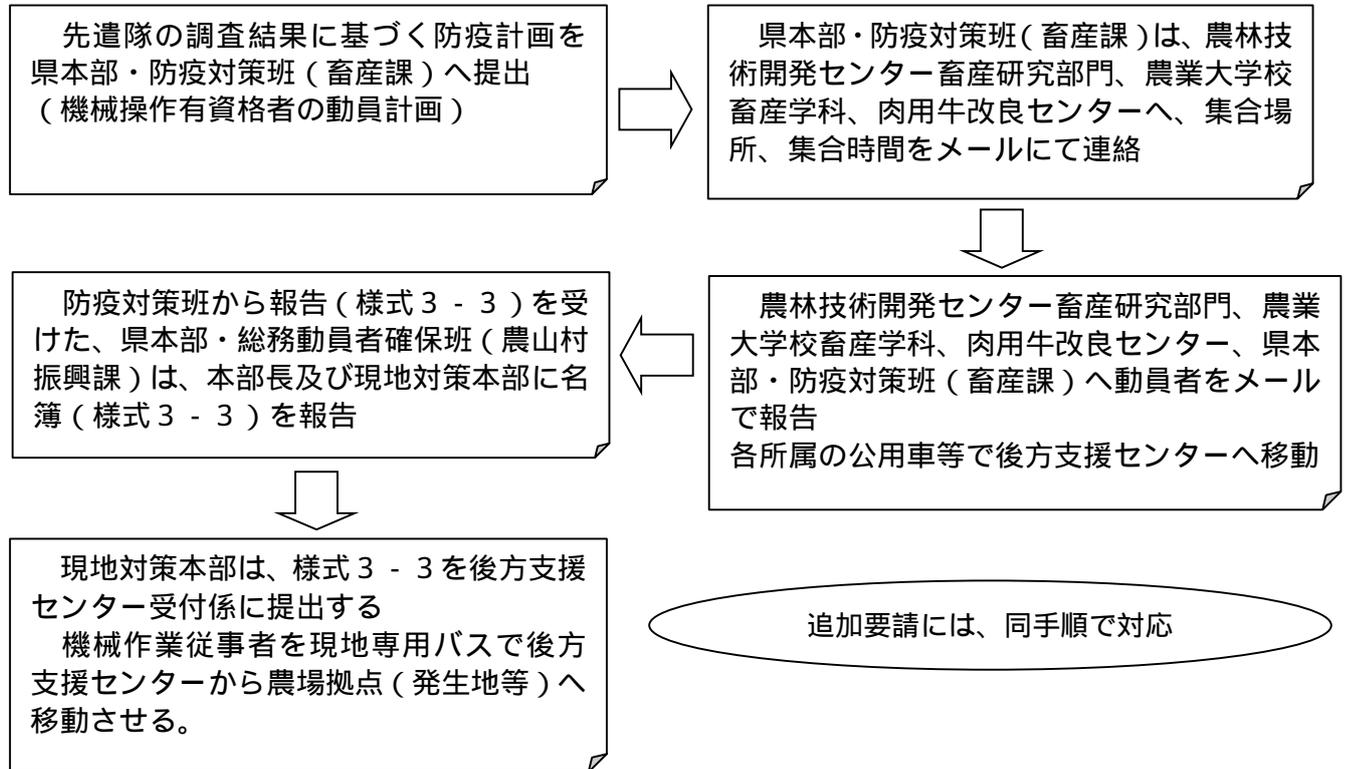
【送信ファイル】

「保定員動員様式」の

様式 3（保定員動員者名簿）（様式集）

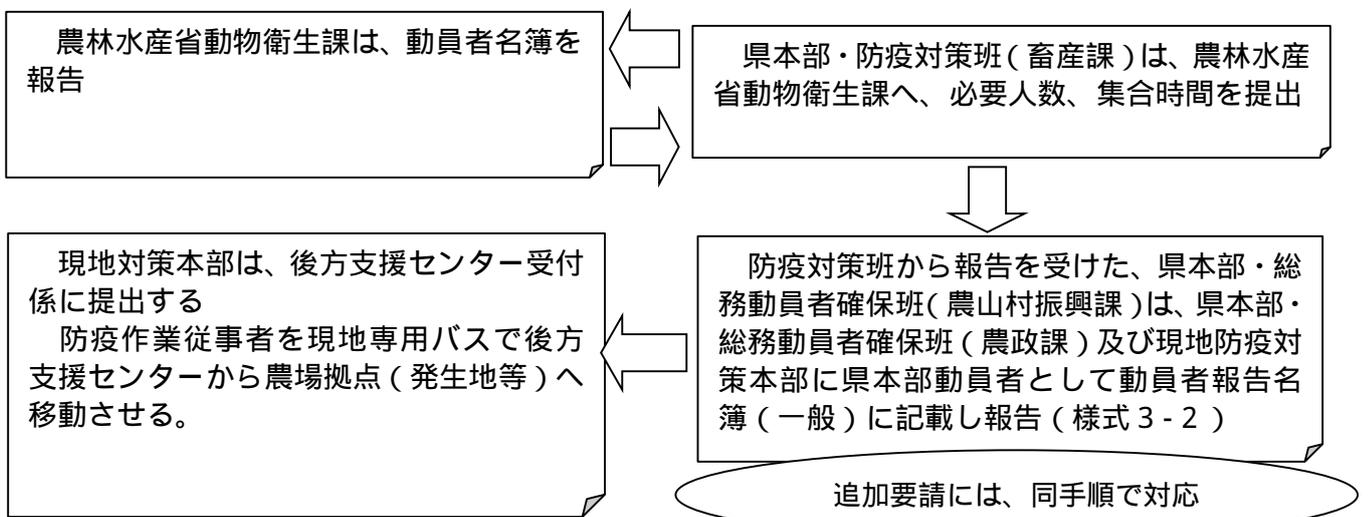
農場機械作業従事者確保手順

検体搬送決定



国職員作業従事者(一般)確保手順

検体搬送決定



7 防疫作業従事者の輸送バスの確保

一般社団法人長崎県バス協会との支援協定により行う。

- 県庁及び各振興局から後方支援センターまでの防疫作業従事者が移動するための貸切バスの運行
- その他、必要と認める貸切バスの運行

(1) 県庁及び各振興局から後方支援センターまでのバス運行

県対策本部は、次頁のスキーム図のとおりバス協会代表幹事会社等と連携しバスを確保する。また、バス協会での確保が不足した場合は、県議会事務局へバスの運行を要請する。

下記の点に留意し、運行計画案を事前に作成しておく。

出発地、経路地を明確にし、目的までの所要時間を算定

後方支援センターにバスの待機場所が確保できない場合は、近辺（片道 30 分以内を目安）にバスの待機場所を確保し、平時に土地管理者の許可を得ておく
バス運転手の拘束時間（バス営業所を出発し、営業所に戻るまで）を 13 時間以内とする

バス運転手との連絡担当者

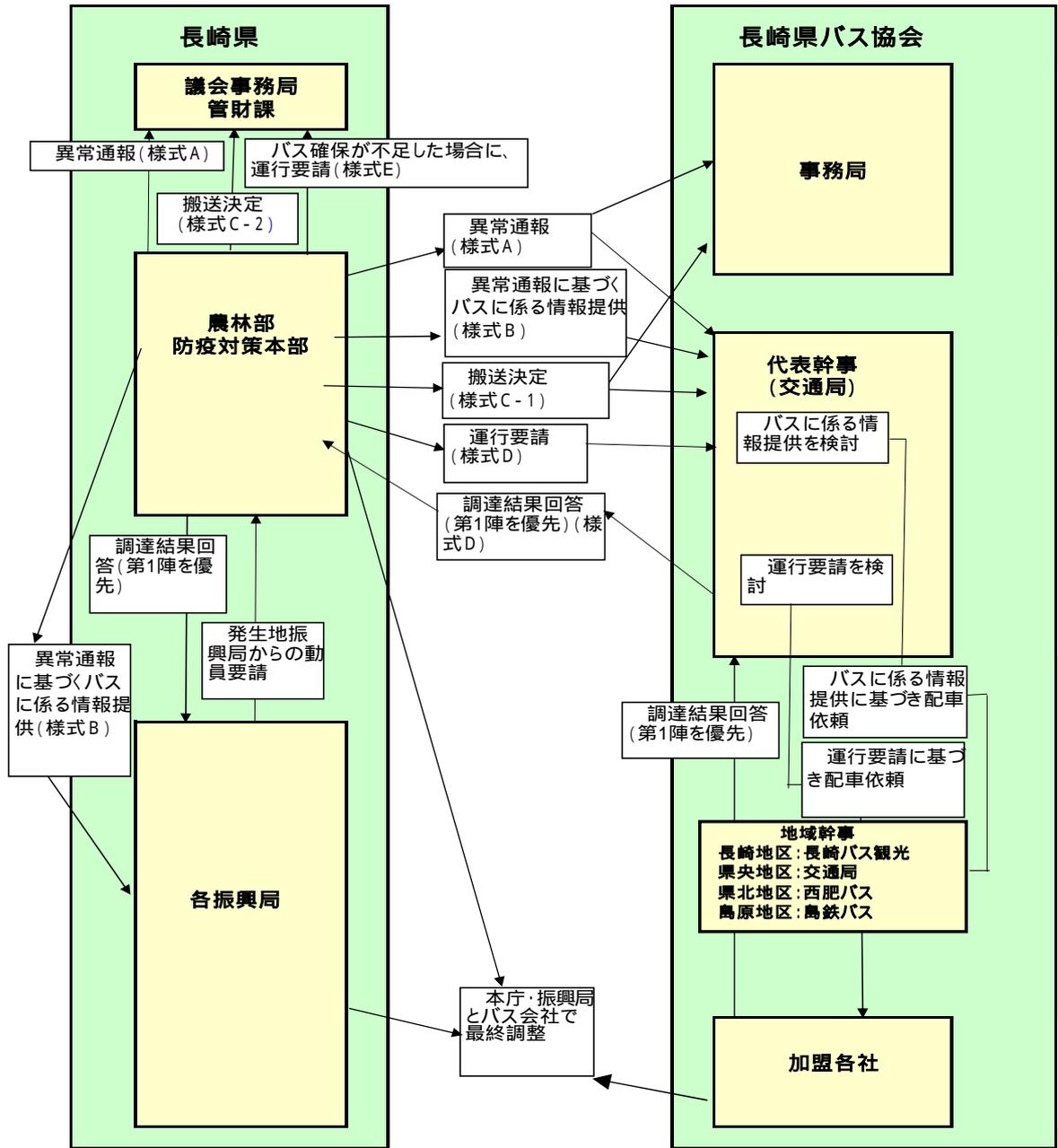
< 想定されるルート >

振興局、県庁出発 諫早駅経由 目的地（後方支援センター）



- 島原、県北地域勤務職員は、振興局（島原・県北）以外にも諫早駅での乗降車を可能とした。
- 長崎、県央地域勤務職員が乗るバスは、発生地によって、出発地を県庁発又は諫早駅西口発の可変とし、県庁と諫早駅での乗降車が可能とした。

家畜伝染病発生時の防疫作業従事者輸送バス確保にむけたスキーム図

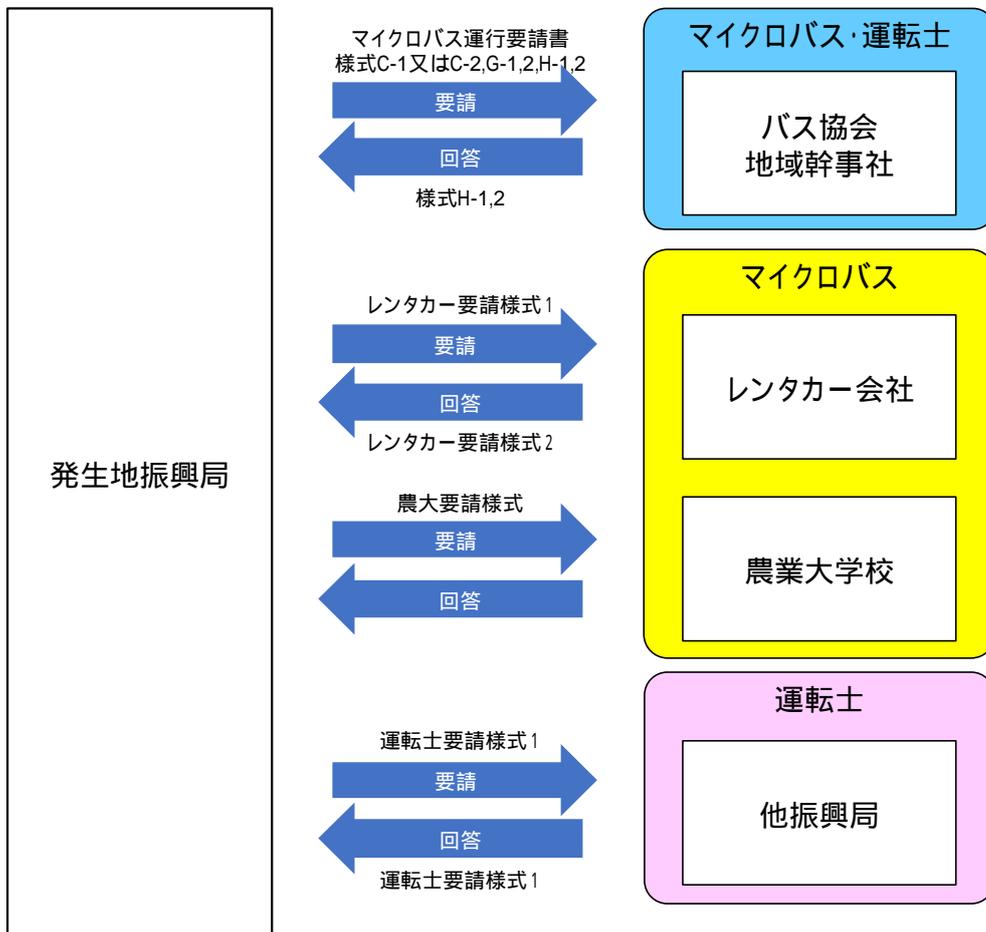


(2) 後方支援センターから農場拠点等までのバス運行

発生地振興局は、バス協会地域幹事社、農業大学校、レンタカー会社および他振興局（運転士）と調整しバスを確保する。

 ○後方支援センターから農場拠点等までのバス経路図を事前に作成しておくこと。

(参考) マイクロバスの調達にかかる手順



 ○建設業協会員と一般作業者は、動員サイクルが異なるため、輸送手段は別々に確保する。

8 必要資材調達と運搬

(1) 地域警戒連絡会議

資材調達班は、購入予定資材(食糧を含む)やリース資材の現地調達を開始する。
赤帽トラックに輸送依頼を行う。

食糧：パン工場（諫早・佐世保） ホームセンター（カップ麺等） 後方支援センター

防疫資材：後方支援センター 農場拠点

(2) 県警戒連絡会議

県備蓄資材の搬送準備を行う。（県トラック協会への搬送作業協力要請）

国備蓄資材の供出を動物検疫所企画管理部危機管理課へ要請する。



資材搬送依頼時の留意点

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）における適用除外業務について（令和4年12月27日付け4消安第5299号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（要約）

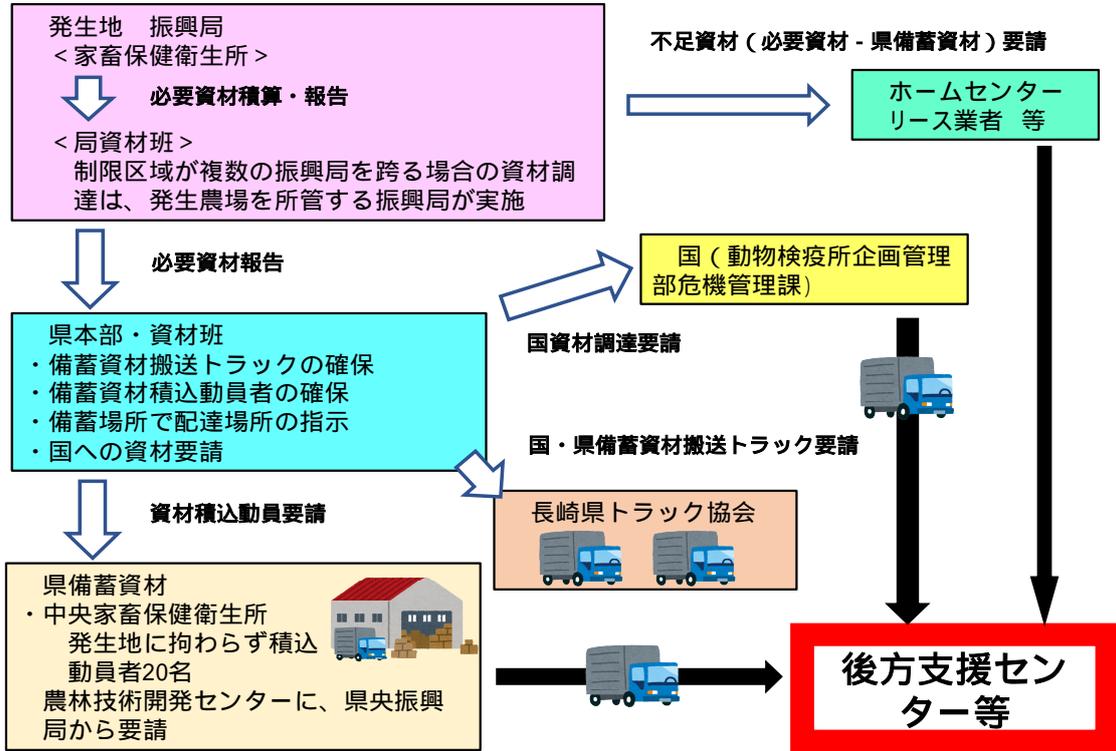
令和4年12月23日付けで改善基準が改正され、厚生労働省労働基準局長からの「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の一部改正等について」（令和4年12月23日付け基発1223第3号厚生労働省労働基準局長通達）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に係る適用除外業務の当面の取扱いについて」（令和4年12月27日付け基発1227第1号厚生労働省労働基準局長通達）が発出され、令和4年12月27日から防疫資材等の運搬業務が改善基準の適用を受ける業務から除外されることとなった。）

防疫資材を依頼する場合には、下記の対応を実施する。

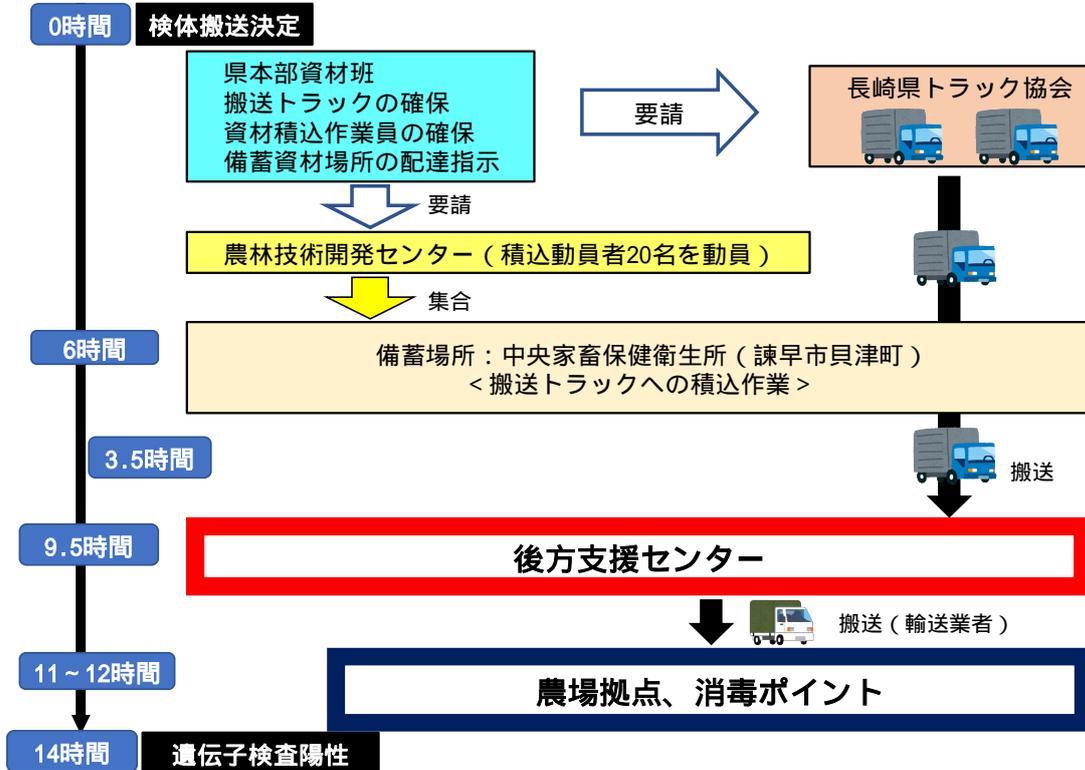
記

- 1 防疫資材等の運搬を依頼する事業者団体又は個別の事業者に対して、家畜伝染病予防法に基づき防疫資材等を運搬することを依頼する文書（以下「依頼文書」という。）を発出すること。
なお、依頼する事業者が所属する団体に当該文書を発出する場合には、団体に所属する個別の事業者にも文書を発出する必要はない。
- 2 依頼文書には、依頼する運搬業務の内容（運搬に係る物資等、区間、期日等）を具体的に記載すること。
- 3 当該文書は、事業者に防疫資材等の運搬業務が実施される前に発出されることが望ましいが、運搬業務の実施後の発出でも差し支えない。

口蹄疫発生時の資材調達フロー（本土地域）



口蹄疫発生時の県備蓄資材の搬送（本土地域）



9 準備状況のチェック及び報告

地域警戒連絡会議は、事前チェック票により準備状況の確認を行う（様式集）。なお、準備状況については、「初動防疫報告票」（様式集）により県警戒連絡会議へ報告すること。

10 後方支援センター、農場拠点の設営

(1) 設営作業

国の遺伝子解析検査により陽性が確定（患畜決定）した段階で農場作業が開始される。結果判明後直ちに防疫作業が開始出来るよう専任の作業員（事前準備班）を動員し、事前に後方支援センター及び農場拠点の設営を完了させる。

1) 組織体制：事前準備班構成員

後方支援センター責任者（家保）：1名
農場（埋却）拠点責任者（家保）：1名
農場防疫責任者（家保）：1名
埋却地衛生班長（家保）：1名
後方支援センター設置要員（県市町）：各振興局で調整
農場（埋却）拠点設置要員（県市町）：各振興局で調整
フォークリフトオペレーター：1名

2) 事前準備班の集合時間及び場所

県備蓄資材が後方支援センターに到着する時間（又はテントの到着時間）を考慮して決定した時間及び場所に集合する（後方支援センターあるいは農場拠点）。移動手段は公用車やタクシー。

3) タイムフロー（12:00 に検体搬送決定を確認した場合の参考）

時間	経過時間	事項
9:00	0:00	異常通報
12:00	3:00	写真判定（検体搬送決定）
13:00	4:00	備蓄資材搬送準備
17:00	8:00	備蓄資材積込班移動開始
18:00	9:00	備蓄資材積込開始
19:00	10:00	備蓄資材トラック出発
20:30	11:30	事前準備班集合
21:30	12:30	後方支援センターへ備蓄資材搬入完了
22:30	13:30	農場拠点へ備蓄資材搬出、農場拠点設営開始
23:30	14:30	後方支援センター、農場拠点設営完了
2:00	17:00	患畜決定（防疫作業開始）

4) 作業内容

後方支援センター設営

○後方支援センターにトラックで搬送された県備蓄資材の荷降ろしと施設内への運び込み。荷下ろしには、フォークリフトとオペレーターが必須。

○仕分け表により、使用する場所ごとに資材を分類し配置。

○レイアウト図に基づき設営。

○農場・農場拠点・埋却地拠点に配置する資材を赤帽トラックへ積載。



- 備蓄資材の荷下ろし用フォークリフト調達
現地でフォークリフトを調達する。
【レンタル業者】
トヨタL&F 福岡株式会社
【連絡先】
 - ・長崎・県央地域、島原半島地域発生時（長崎営業所）
諫早市多良見町化屋 1858
TEL（0957）43-4009 FAX（0957）43-0440
 - ・県北地域発生時（佐世保営業所）
佐世保市指方町 562-11
TEL（0956）58-4009 FAX（0956）58-5578
操作資格者の確保が必要
- 資材の仕分け作業
初動防疫報告票6の仕分けシートにより使用する作業箇所ごとに仕分けする。
- 暖房器具の設置
気象状況によって必要な数量の暖房器具を設置する。
- パーテーションの設置
防疫作業者の更衣スペースには、目隠し用のパーテーションを設置。

農場拠点（埋却地拠点）設営

- レイアウト図に基づき農場拠点テントを設営。
- 後方支援センターからトラック搬送された資材の荷下ろし。
- レイアウト図に基づき資材等を配置。
- 農場拠点（埋却地拠点）で使用する資材、農場で使用する資材を仕分け。
- 農場拠点・農場間に必要に応じ照明器具を設置。



- 農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置
外灯の設置状況を見て、安全性確保に少しでも不安があれば設置する。
- 道案内掲示を設置
農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内の掲示を行うこと。
- トイレの設置
 - ・女性専用トイレ（男女の表示）を設置する。配置場所に考慮する。
 - ・洋式トイレを優先して設置する。
 - ・設置場所が分かりづらい場合は、案内掲示を設置する。



農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
 - ・必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- 必要な設備
 - ・テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）

農場（埋却地）への資材の搬送

- 農場（埋却地）で使用する資材は必要数量を家保等の軽トラックでピストン輸送
- 農場（埋却地）内に資材を搬入



農場内（汚染区域）に資材を搬入する際の注意点

- 車両乗り入れ時の対策
 - ・農場内は汚染区域となるため、車両を乗り入れる場合は、車両の窓は完全に閉め、空調は循環とする。運転手は車両から降りない。
 - ・農場から出る際に、タイヤ周り、車両全体の消毒を受ける。
- 人が出入りする際の防護対策
 - ・農場に入る作業者は、必ず防護服、長靴、手袋、マスクを着用する。
 - ・退場時は防護服の上から全身消毒を受け、脱衣後は手指の消毒を行う。

（2）防疫作業開始に際しての準備

後方支援センターへ情報管理用のOA機器を設置する。



- 現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターにOA機器を設置する。

【準備する資機材】

通信機能付きPC（家保職員公用PC）1台、プリンター（A3印刷可能）1台、延長コード、コピー用紙（A3・A4）、ホワイトボード

V 患畜決定後の作業

1 対策本部の設置

患畜決定後、長崎県口蹄疫、CSF（豚熱）及びASF（アフリカ豚熱）防疫対策本部設置要綱に基づき本庁では知事を本部長とする長崎県口蹄疫防疫対策本部（以下「県防疫対策本部」という。）を設置する。また、発生地域では振興局長を本部長とする現地口蹄疫総合対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 患畜決定のプレスリリース等

- ①県防疫対策本部は、農林水産省動物衛生課と公表の内容、今後の防疫方針について協議した上で、原則として農林水産省と県が同時に公表を行う。
 - ②県防疫対策本部は、法第 13 条第 4 項に基づき農林水産大臣へ発生報告するとともに、発生農場の所在地を管轄する市町長及び関係団体、九州各県へ連絡する。
 - ③防疫措置などに関する報道機関への情報提供は、必要に応じて県防疫対策本部で適宜行う（県総合対策本部と調整）。
- 併せて、まん延防止のため報道関係者に対して、発生農場や周辺農場への取材の自粛を要請する。

3 制限区域内農家等への周知

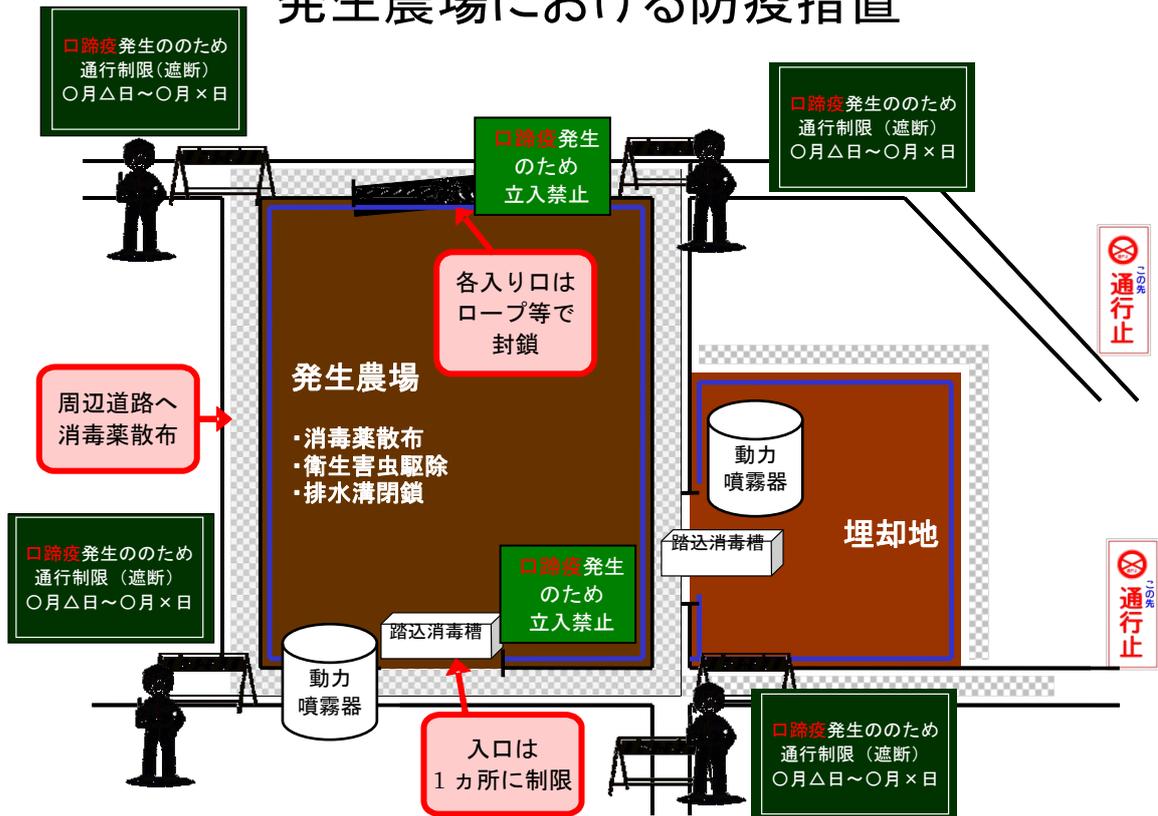
家畜保健衛生所は、市町、関係団体等の協力を仰ぎ、電話により速やかに制限区域内のすべての家畜飼養農場へ次のことを周知する。

- ①発生の概要
- ②貴農場が制限区域内に入ること
- ③今後の防疫措置
- ④制限内容
- ⑤農場の出入口に踏込消毒槽の設置
- ⑥農場内に入る車両及び機材等の入退場時の消毒

4 通行の制限又は遮断

- ①現地防疫対策本部は、法第 15 条の規定に基づき、先遣隊の情報をもとに、患畜確定後速やかに、管轄の警察署及び市町の協力を得て、発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。
- ②通行の制限又は遮断を行うポイントにおいては、制限等を行う旨及びその理由を掲示するとともに、ロープ等により明確に識別できるようにする。
- ③通勤・通学、医療・福祉等のための通行については、動力噴霧器又は消毒用マット等により十分な消毒を行った上で、認めることとする。
- ④法に規定されている上限の 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合は、道路管理者等と協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう調整する。
- ⑤関係市町の住民に対しては、市町の協力のもと、原則として事前にその概要及び必要性を説明する。なお、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

発生農場における防疫措置



5 家畜等の評価

法第58条に基づく手当金の額を算定するため、殺処分開始前に評価を行う。

(1) 評価人の選定 (法58条第4項)

以下のア～ウにおいて各1名以上を選定

- ア 家畜保健衛生所職員
- イ 発生した市町の畜産担当者
- ウ 発生農場が所属する関係団体の職員

(2) 殺処分時における評価物の確認

評価人は、物品等評価調査票(様式集)に下記評価物を記録する。

ア 家畜

- ・飼養頭数、日齢、導入日などについて確認し記録。
- ・と殺対象となる繁殖雌畜、種雄、育成、肥育等の代表的な個体について、体格が分かるように写真撮影。

イ 汚染物品 (防疫指針に規定)

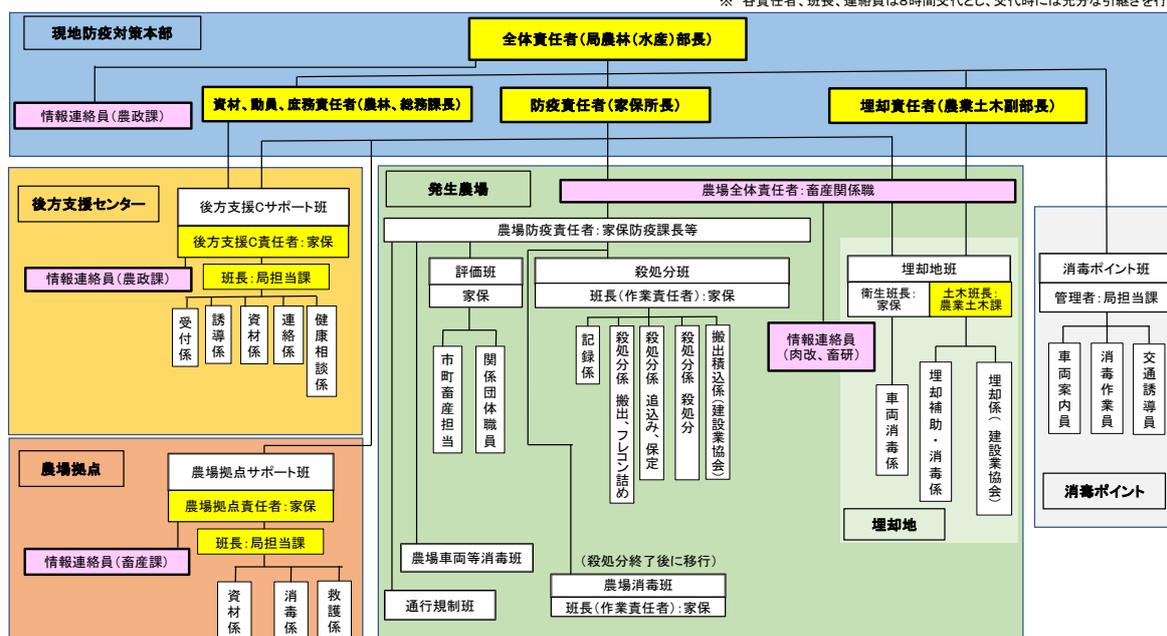
焼埋却の対象となる汚染物品について物品の内容や数量等を確認。

- ・精液、受精卵等の生産物
- ・排せつ物
- ・敷料
- ・飼料
- ・その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

6 防疫作業

(1) 現地の防疫態勢

※ 各責任者、班長、連絡員は8時間交代とし、交代時には充分な引継ぎを行う



■ 現地防疫対策本部

現場作業の進捗管理、作業指示、県防疫対策本部との連絡調整を行う。

○事務所 振興局又は分庁舎の1箇所とする。

○役割

- ・ 全体責任者：農林部部長・副部長等
- ・ 防疫責任者：家保
- ・ 埋却責任者：農業土木職員
- ・ 資材責任者※
- ・ バス責任者※
- ・ 動員責任者※
- ・ 庶務責任者※ ※兼務もあり
- ・ 情報連絡員（農政課）

○人員配置

原則各責任者1名体制とし、8時間交代（1名×3クール）とする。

(2) 作業員サポート体制

■後方支援センター

○防疫作業者の作業前準備をサポート

- ・受付、健康調査場所、私物の預かり、防護服等の配布（着替え）、作業説明、バス乗車（農場拠点行き）案内

○防疫作業者の作業終了後の帰り支度をサポート

- ・健康調査、着替え、預かった私物の返却、食事の配布、バス乗車（各局等）案内

①班体制

役割	所属	設定人数	ビブスの色
責任者	県（家保）	1名（固定）	赤色
班長	県	1名（固定）	黄色
受付係 ^{※1}	県・市町	2名／防疫作業者50名	あずき色
誘導係 ^{※1}	県・市町	2名／防疫作業者50名	〃
資材係 ^{※1}	県・市町	2名／防疫作業者50名	〃
連絡係	県	1名（固定）	〃
資材運搬係	県	1名（固定）	〃
健康相談係 ^{※2}	県・市町	2名	〃

※1：受付係、誘導係、資材係は最大8名までとする。

※2：健康相談係は、長崎県口蹄疫防疫マニュアル健康相談編に準じる

○防疫作業者人数別の必要人員数（責任者、情報連絡員、健康相談係を除く）

農場・埋却地 防疫作業者数	人数	内訳						作業 時間
		班長	受付係	誘導係	資材係	連絡係	資材 運搬係	
50名	9名	1	2	2	2	1	1	8時間
100名	15名	1	4	4	4	1	1	
150名	21名	1	6	6	6	1	1	
200名	27名	1	8	8	8	1	1	

※上記表には、家畜防疫員は含まない。サポート班人数は、200名時の数を上限とする。

○自衛隊動員がある場合の追加対応

	人数	県	市町	配置箇所
連絡係	2名（固定）	1（固定）	1（固定）	自衛隊前進拠点 ^{※1}
資材係 ^{※2}	2名（固定）		2（固定）	後方支援センター

※1：状況によって、情報伝達のため前進拠点と支援センターを往復することがある。

※2：資材係は第1クール（0～8時間）のみ配置する。

②作業内容

役割	主な作業内容
責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・後方支援センター作業全体のマネジメント ・バス運行調整（各局⇔後方支援C、後方支援C⇔農場拠点）
班長	<ul style="list-style-type: none"> ・各係員への業務説明、作業指示
受付係	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿による防疫作業者の確認 ・私物の預かり・保管・返却
誘導係	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫作業者の会場内誘導 ・受付時に配布した役割カードの回収
資材係	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫資材の準備・配布、在庫の確認と補充 ・作業終了後の防疫作業者への食事（カップ麺等）の準備
連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・班内の連絡
資材運搬係	<ul style="list-style-type: none"> ・農場拠点等への資材搬送
健康相談係	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫作業従事者の健康相談

③後方支援センターでの作業の流れ

●防疫作業に入る作業者の受け入れ

ア 受付

バス到着後、誘導係は防疫作業者を受付に誘導し、受付係は防疫作業者の受付を行い、体調が優れない場合には届けるように指示する。

イ 健康調査（必要に応じ問診・診察）

ウ 防護服の配布

①資材係は、防護服の着用方法を説明

②外側（2枚目）の防護服の胸・背中にマジックで「所属」「名前（姓）」「作業班名」「班（殺処分班、農場消毒班のみ）」を下図の要領で大きな文字で記入するよう指示する。

③所属は、本庁は『庁』、振興局は『長崎』『県央』『島原』『県北』『五島』『壱岐』『対馬』、地方機関は機関名（略称可）、建設業協会は『建』と記入させる。

④作業班名は、殺処分班は『殺』、農場車両等消毒班は『車』、埋却地班は『埋』、農場消毒班は『消』と記入させる。

殺処分班及び農場消毒班は、10名毎にA・B・C・D・E・F・Gに分け、『A』『B』『C』『D』『E』『F』『G』と記入させる。



エ 防護服の装着

専用の更衣場所（パーテーションを設置）へ誘導する。

オ 私物の保管

防疫作業者は農場内に持ち込めない私物（汚染物は持ち帰れない）を受付係に預ける。

カ 作業内容の説明

責任者は、防疫作業者を班ごとに集合させ、ホワイトボードで進捗状況を共有し、拡声器を用いて作業当日の日程、作業内容及び留意事項等について説明する。

キ 農場拠点への移動

移動用バスに乗車する際に、配布した担当する作業班等を記載したカードを回収する。

移動用サンダルに履き替えて後方支援センターから農場拠点まで専用バス等で移動する。雨天時はシューズカバー等を配布する。



- 責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- 説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- 更衣用のパーテーション設置を確認する。
- 受付時に動員者に担当班等を記載したカードを渡し、役割を認識してもらう。
農場拠点に移動するバス乗車前にカードは回収する。
- 雨天時等には、バスに乗車する前にシューズカバーを配布する。



●防疫作業を終えた作業者の受け入れ

防疫作業者が帰り支度をする際に、健康調査と、自宅等に帰ってからの注意事項を説明する。

- ア 受付係は、後方支援センターへ戻ってきた防疫作業者を名簿で確認する。
- イ 預かり私物の受け取りと着替え
- ウ 健康相談
必要に応じて保健師による健康相談を行う。
- エ 食事の支給
カップ麺等を支給する。
- オ 帰庁
防疫作業者を、専用バスに乗せて帰庁させる。

■農場拠点

- 設置場所は発生農場に近く、できれば隣接地が望ましい。テント等を使って設置する。
- 農場拠点は、防疫作業開始前の作業者の最終的な準備（防護資材の着用等）や、防疫作業終了後の作業者によるウイルスを拡散するための消毒や作業着の脱衣等を行う。
- 建設業協会の作業者は、作業途中の食事を農場拠点に設置したコンテナハウス又はテントでとるため、食事（カップ麺等）を準備する。

①班体制

役割	配置職員	設定人数	ビブスの色
責任者	県（家保）	1名（固定）	赤色
班長	県	1名（固定）	黄色
資材係	県・市町	県1名（固定）＋市町（3名／防疫作業者50名）	あずき色
消毒係	県・市町	県2名（固定）	〃
救護係	市町	2名	〃

○防疫作業者人数別の必要人員数（健康相談係を除く）

農場・埋却地防疫作業 者数	人数	内訳			作業時間 ／クール
		班長	資材係	消毒係	
50名	6名	1	3	2	8時間
100名	9名	1	6	2	
150名	12名	1	9	2	
200名	15名	1	12	2	
250名	18名	1	15	2	

※上記表には、家畜防疫員は含まない。サポート班人数は、250名時の数を上限とする。

②服装

○責任者・班長、資材係、情報連絡員

清浄エリアでの作業となるので、通常の作業服で可。

○消毒係

準汚染エリアでの作業となるので、通常の作業服等の上に防護服、マスク、手袋、長靴を着用すること。

③作業内容

役割	主な作業内容
責任者	<ul style="list-style-type: none"> 農場拠点作業全体のマネジメント バス運行（後方支援センター⇄農場拠点）に関する後方支援センター責任者との連絡調整
班長	<ul style="list-style-type: none"> 農場拠点サポート班各係員への作業内容説明、作業指示
資材係	<ul style="list-style-type: none"> 防疫作業員への資材配布、在庫管理 建設業協会作業員への食事（カップ麺等）の準備
消毒係	<ul style="list-style-type: none"> 防疫作業を終えた作業員の全身消毒（蓄圧式噴霧器）
救護係	<ul style="list-style-type: none"> 防疫作業従事者の救護

④農場拠点内での作業の流れ

●防疫作業に入る作業員の受け入れ

ア 防疫作業員の受入

農場拠点責任者は、バスで到着した防疫作業員を受け入れ、拡声器を用いて農場拠点内での動きの説明を行う。

イ 防疫資材の配布・装着（手袋、マスク、ゴーグル、長靴等）

- ・資材係は、防疫作業員に作業用の資材の配布を行う。
- ・防疫作業員に、手袋、マスク、ゴーグル、長靴等を装着させる。

ウ 作業場所への移動

- ・農場拠点責任者は、準備が完了した防疫作業員に発生農場（埋却地）への移動を指示する。



農場拠点で配布する資材

1 キャップ



2 ゴーグル



3 マスク



4 薄手のゴム手袋



5 厚手のゴム手袋 6 長靴



最終的に
防護用資材
を装着した
状態



17



- 農場拠点から農場までの経路に照明器具を設置。
安全性確保に少しでも不安があれば設置すること。
- 道案内掲示
農場と農場拠点間が離れていると道に迷うことがあるため、必要に応じ道案内の掲示を行うこと。
- 責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- 説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- 埋却作業に当たる建設業協会作業員の食事休憩は、農場拠点に設置したコンテナハウス又はテント内で行うようにする。

●防疫作業を終えた作業者の受け入れ

ア 農場拠点出入口での消毒

農場を退場した防疫作業者に対し、消毒係は除染テントに入る前に全身消毒を行う。

イ 防疫服等の脱衣

除染テント手前（準汚染ゾーン）で、手袋、マスク、ゴーグル、長靴、防護服等の脱衣をさせる。

※防護服等の廃棄物は廃棄用の容器に投入する。

※ゴーグル、長靴は再利用する。

※防疫作業者は脱衣後、手洗いをする。

ウ 除染テントでシャワーを浴びる

シャワー後、新しい下着及び防護服（移動用）に着替える。

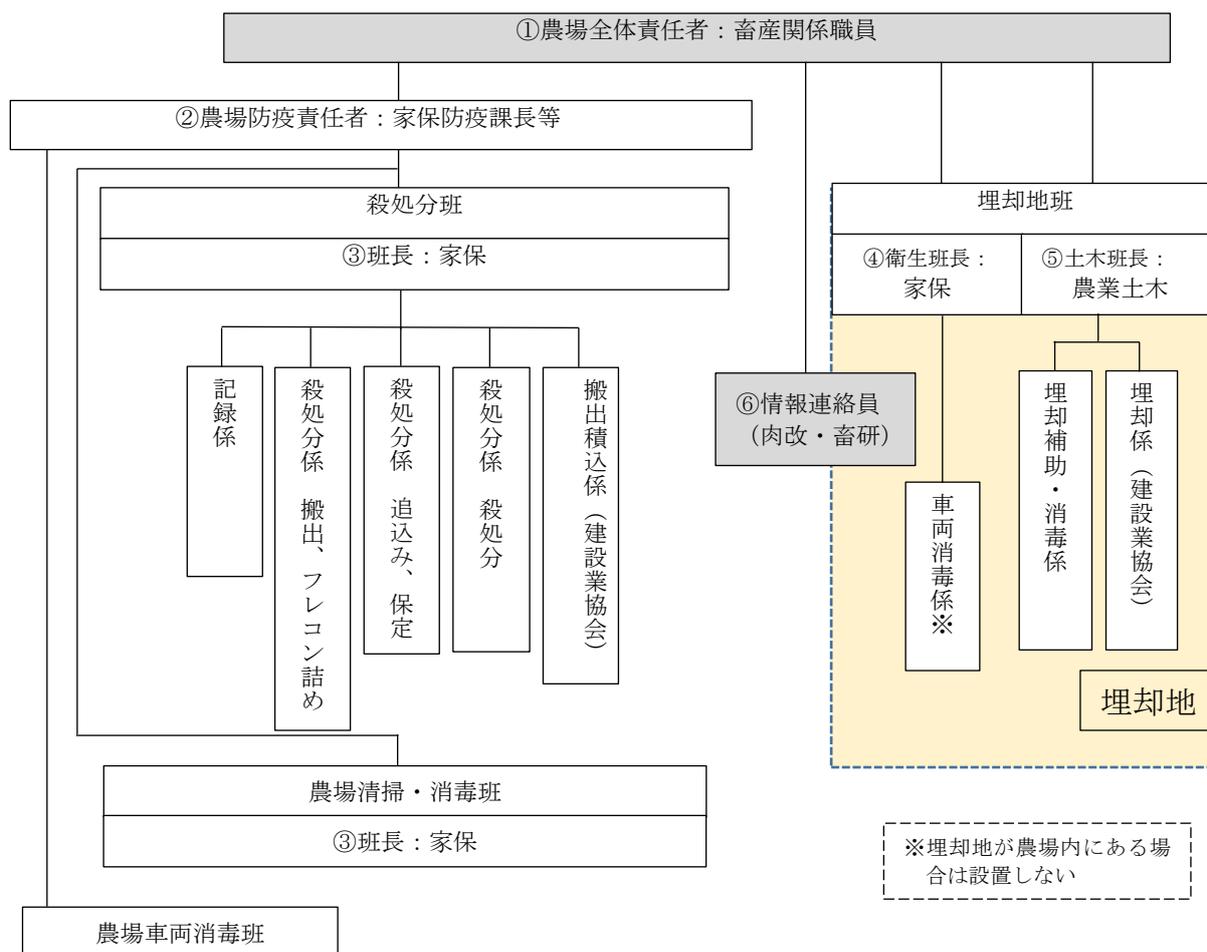
エ 農場拠点

ゴムスリッパに履き替えさせる。

オ 後方支援センターへの移動

農場拠点班長は、防疫作業者に対し、専用バス等で後方支援センターへの移動を指示する。

(3) 現場作業態勢



○作業班体制

責任者・班長	人数	作業時間/ クール	識別 (ビブス)
① 農場全体責任者（畜産関係職員）	1名	8時間	緑色
② 農場防疫責任者（家保）	1名	8時間	赤色
③ 殺処分（農場清掃・消毒）班長（家保）	4名	8時間	黄色
④ 埋却地衛生班長（家保）	1名	8時間	黄色
⑤ 埋却地土木班長（農業土木職）	1名	8時間	あずき色

※殺処分班長は発育ステージ毎に最低1名とし、1ステージの班数が5を超える場合は2名配置する。

※農場清掃・消毒班長は最低1名とし、班員数が60名を超える場合2名配置する。

作業班員	作業時間/ クール
家畜防疫員、獣医師、保定員	8時間
殺処分（農場清掃・消毒）班員（一般）	4時間
機械操作（畜産関係職員）	8時間
埋却作業班員（一般）	4時間
埋却作業班員（建設業協会）	8時間

（4）情報伝達・共有体制

○各作業に関する作業現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との作業情報伝達は、情報連絡員を通じて行う。

○情報連絡員は、後方支援センター、農場拠点、農場、埋却地に配置する。

配置箇所	所属等	人数	作業時間/ クール	識別 (ビブス)
後方支援センター	農政課	1名	8時間	青色
農場拠点	畜産課	1名	8時間	青色
農場	肉改又は農大畜産 学科、畜研	1名	8時間	青色
埋却地		1名	8時間	青色

○関係する情報

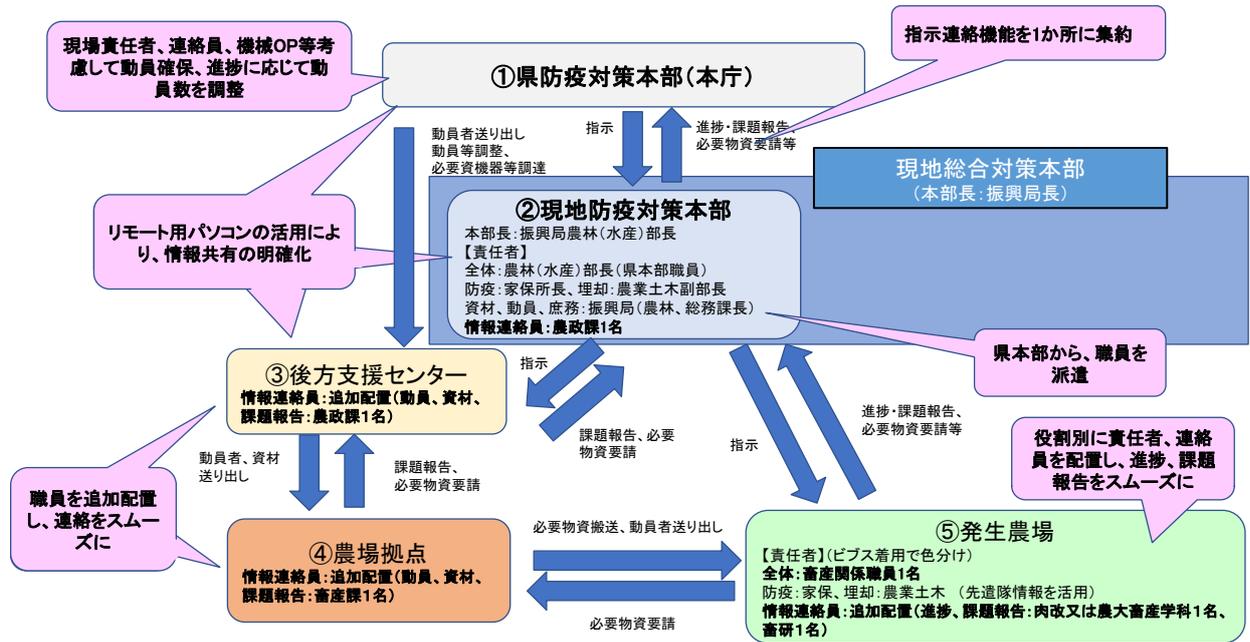
後方支援センター：作業進捗状況、動員、バス運行、資材、課題等

農場拠点：動員、バス運行、資材、課題等

発生農場：作業進捗状況、動員、資材、課題等

埋却地：作業進捗状況、動員、資材、課題等

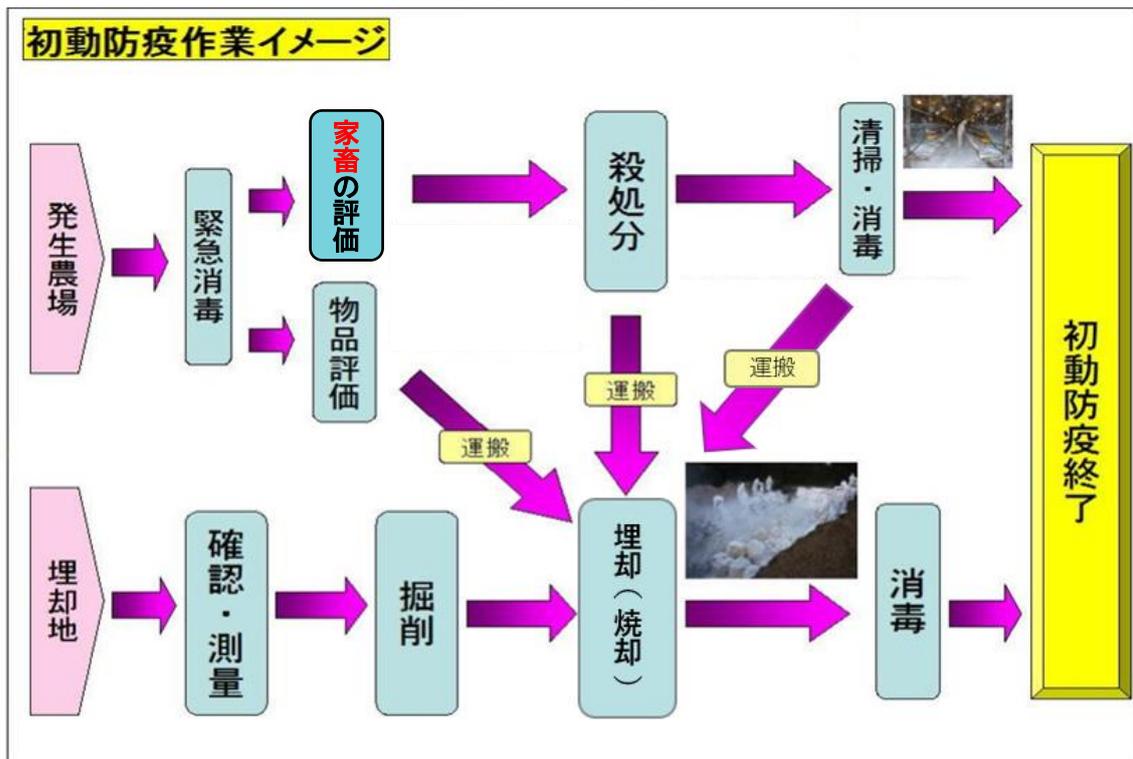
連絡体系図



! 現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との連絡・情報共有、現場での情報共有のため、後方支援センターにOA機器を設置する。
【準備する資機材】
 通信機能付きPC(家保職員公用PC)1台、プリンター(A3印刷可能)1台、延長コード、コピー用紙(A3・A4)、ホワイトボード

(5) 農場での防疫作業

患畜決定後直ちに、発生農場において、緊急消毒、豚等の評価、殺処分、焼埋却、清掃消毒の行程で(下図参照)防疫措置を行う。



■防疫作業の時間的目安（国防疫指針）

肥育牛飼養農場で 150～300 頭規模の飼養規模を想定した目安時間

肥育豚飼養農場で 1,000～2,000 頭の飼養規模を想定した目安時間

殺処分終了 患畜確定から 24 時間以内

埋却処理終了 " 72 時間以内



- 農場・埋却地の責任者、班長、情報連絡員は必ずビブスを着用し、周囲から識別できるようにする。
- 作業班長は、拡声器を使用し、作業班員に分かり易く作業内容を説明する。
- 作業班長は、作業者に時間が分かるように農場内に時計を設置する。情報連絡員と協力し、概ね 30 分間隔で時間をアナウンスする。
- 作業班長は、作業の進捗状況も随時説明する。

■ 牛舎の構造

乳牛・肉牛の牛舎は「繋ぎ飼い牛舎」（単飼）「放し飼い牛舎」（群飼方式、放牧方式）があります。



繋ぎ飼い牛舎（乳牛）



■ 豚舎の構造

養豚農場では、飼養方式に多くの選択肢があり、子豚は発育ステージごとに豚舎を移動して飼育される。

豚の飼養方式には、単飼方式（ストール、囲い・おり）、群飼方式、放牧方式等があり、一般に肥育豚は群飼方式、種雄豚は単飼方式、種雌豚は単飼（ストール）が主流で飼養されている。



◆種豚

種雄豚舎（単飼）

- ・闘争防止のため原則個別の豚房で飼養。種雄豚体重：250-300kg/頭



種雌豚舎（単飼）ストール方式

・交配から分娩前までの母豚の待機豚舎。種雌豚：200～250kg/頭



分娩舎

・分娩前の母豚、哺乳中の親子を1腹単位で飼養（子豚体重：約1～9kg/頭）



◆肉豚

子豚舎（離乳舎）

育成期の子豚を飼養。離乳後（約1～3か月齢未満）の豚。体重：～40kg/頭



【FRP製の子豚舎】とんとんハウス

肥育豚舎

・3か月～出荷まで飼養。体重：～110kg/頭

◆床底の構造による形式

床の底がスノコ、コンクリート、発酵床等があり、古い豚舎では地面の土のままも一部ある



【全面スノコ床豚舎】



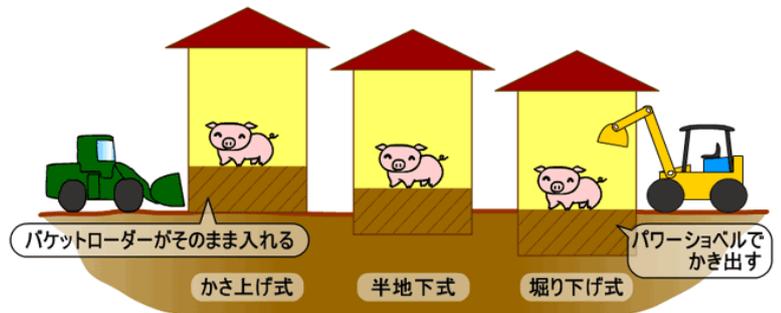
【部分スノコ床豚舎】



【コンクリート床豚舎】（デンマーク式）

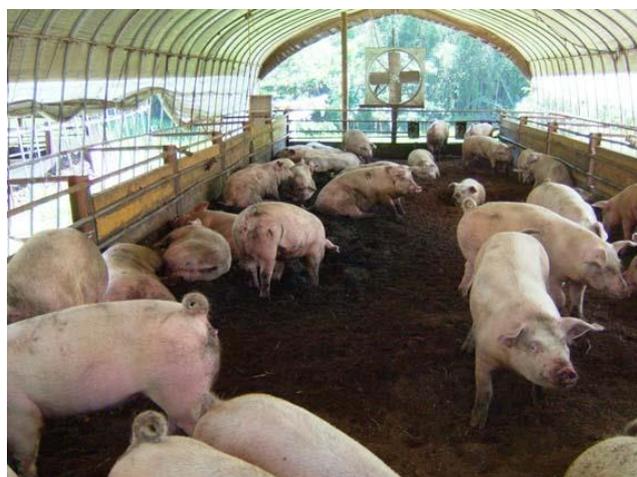
【発酵床豚舎】

発酵床（踏み込み式、オガコ豚舎、深床、バイオベッド）は、おがくず等の副資材を厚く敷くことでふん尿の堆肥化を同時に行い、除ふん省力化を兼ねた飼養方式。



◆建屋の構造

通常の豚舎のように、木造や鉄骨によるものの他に、ビニールハウスを流用した簡易型の豚舎もある。また規模が大きな養豚場の群飼方式の豚舎には豚房の区画をなくした多頭飼育豚舎もある。



【ビニールハウス発酵床豚舎】



【多頭群飼方式の子豚舎】

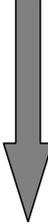


【多頭群飼方式の肉豚舎】

●防疫作業者の一日の流れ

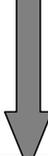
口蹄疫の場合、ウイルスの性質上、衣服（下着を含む）の交換、退出時の除染テント等により拡散防止対策の徹底を図る。

後方支援センター



(バス等で移動)

農場拠点



農場及び埋却地での作業



除染テント

農場拠点



- ① 受付
※私物は手荷物用袋に名前と所属を書いて、受付に預ける
- ② 健康相談
※必要に応じて保健師による健康相談を行う
- ③ 作業用のパンツ、シャツ及び靴下（以下、下着）、防護服に着替え（2枚重ねて着用）、サンダルに履き替える
※外側の防護服の胸・背中にマジックで「所属」「名前(姓)」「作業班名」「班(複数班ある殺処分班と農場消毒班のみ)」を記入
※着ていた衣服や携帯品を袋に入れ、受付係に預ける
- ④ 当日の作業内容の説明を受ける

- ① マスク、キャップ、ゴーグル、手袋、長靴等を受け取る
- ② 資材を装備する
- ③ 農場へ移動



薄手のゴム手袋 厚手のゴム手袋 キャップ ゴーグル
マスク 長靴 防護服

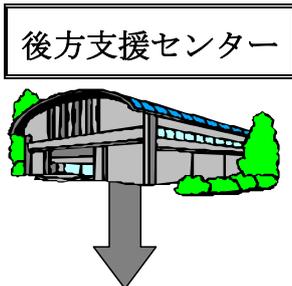
- ① 農場内での作業前に作業内容の説明を受ける
- ② 農場防疫責任者及び班長の指示により殺処分、埋却、清掃消毒等の作業を実施

殺処分及び清掃消毒作業については、4時間作業とし、班長の指示で作業状況により適宜農場内で休憩する。(1時間毎に1回を目安とする。)

作業終了後、農場を出る際は、必ず全身消毒を受ける。

- ① 農場拠点に入る前に、除染テント内で防護服及び下着を脱ぎ、シャワー後、新しい下着及び防護服（移動用）に着替える。
 - ② ゴムスリッパに履き替え退場
- ※除染テントが使用できない場合は、農場拠点に入る前に再度全身消毒を受け、脱衣、新しい下着及び防護服に着替える。
- ※ゴーグル、長靴は再利用のため指示された場所に返却

(バス等で移動)



自宅・職場等

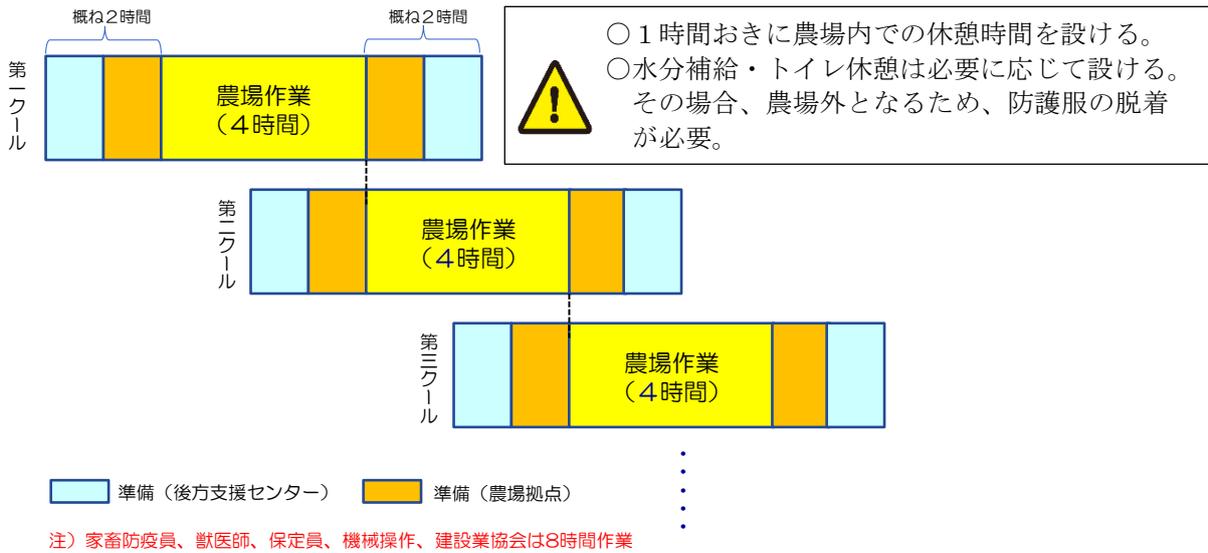
- ① 受付で確認を受ける。
- ② 預けた荷物を受け取り、着てきた衣服に着替える。
- ③ 健康相談
※必要に応じ保健師による健康相談を行う。
- ③ 帰宅

・衣類の洗濯、入浴（特に入念に洗髪）を行う。

防疫作業従事者に対する口蹄疫ウイルス拡散防止対策

場所	服装	靴	下着	靴下	手袋・マスク等
職場等	私服 (移動用)	靴又はサンダル (移動用)	パンツ、シャツ	靴下又は素足	
バス移動	↓	↓	↓	↓	
支援センター	着替え 防護服 2枚重ね着	はき替 サンダル	着替え パンツ、シャツ	はき替 作業用靴下	
バス移動	↓	↓	↓	↓	
農場拠点内		はき替 長靴			装着 薄手・厚手 ゴム手袋2枚重ね マスク・ゴーグル装着
農場拠点外		準汚染区域			
発生農場	汚染区域				
発生農場出入口 (又は埋却地) 作業 作業終了 発生農場出入口	全身消毒(眼鏡も)				
除染テント外	再消毒(眼鏡も)				
準汚染区域	脱衣	脱ぐ			外す
	手洗い(消毒)、うがい				
除染テント内 (除染前)	脱衣		脱衣	脱ぐ	
	除染(シャワー、洗顔)				
除染テント内 (除染後)	着衣 防護服	素足	着衣 パンツ・シャツ	素足	
農場拠点内		履く サンダル			清浄区域
バス移動	着替え 私服 (移動用)	はき替 靴又はサンダル (移動用)	着替え パンツ・シャツ	履く 靴下又は素足	
支援センター	↓	↓	↓	↓	
バス移動	洗濯又は廃棄	最終日に廃棄	洗濯又は廃棄	洗濯又は廃棄	
職場等	うがい、洗顔、入浴				
	着替え 私服 (室内用)	はき替 スリッパ (室内用)	着替え パンツ・シャツ		

農場防疫作業班作業ローテーション（一般動員者）
 （殺処分作業・農場清掃・消毒作業、埋却補助作業）



1) 殺処分作業

殺処分作業は、危険を伴うため、殺処分を行う獣医師は、注射等の作業の前に必ず保定員に声をかけ、安全を確認しながら作業すること

畜種	牛	豚		
ステージ	ステージ区分なし	母豚・繁殖育成豚、種雄豚	子豚（哺乳豚・離乳豚） （3か月齢未満）	育成豚・肥育豚 （3か月齢～出荷前）
方法	薬殺	鎮静剤注射＋電殺器＋薬液注射	炭酸ガス	鎮静剤注射＋電殺器＋薬液注射
班編制*7	獣医師1名、保定員2名、一般1名、 固定一般9名（搬出補助及び資材調達）	獣医師3名（電殺係、電殺器補助係、薬液注入係） 保定員10名（追込み及び保定係10名） 一般10名（搬出及びフレコンバック詰め係9名、 記録係1名）	獣医師1名（ガス殺指示係） 一般10名 （追込み、ブルーシート被せ、搬出、 フレコンバック詰め係8名、炭酸ガス係1名、 記録係1名）	獣医師3名（電殺係、電殺器補助係、薬液注入係） 一般20名（追込み及び保定係12名、 搬出及びフレコンバック詰め係7名、 記録係1名）
殺処分頭数*1	5頭/時間	10頭/時間	子豚 100頭/時間	15頭/時間
手順	<p>①保定員が牛を捕獲</p> <p>↓</p> <p>②牛を殺処分場所（通路等）へ移動</p> <p>↓</p> <p>③鎮静剤3ml筋注 *4 投与後スプレー（黄色○）でマーキング</p> <p>↓</p> <p>④獣医師による薬殺を実施</p> <p>↓</p> <p>⑤死亡確認・台帳記入 *3 死亡確認後にスプレー（青色×）でマーキング</p>	<p>①豚房内で鎮静剤10ml筋注 *2,6 投与後スプレー（赤色○）でマーキング、 注射後、10分放置</p> <p>↓</p> <p>②5～10分後豚房から殺処分場所 （堆肥舎等）へ追込む</p> <p>↓</p> <p>③電殺器を耳の後ろ付近にあてて倒し、胸部 を挟んで通電（10秒程度）する。</p> <p>↓</p> <p>④確実にするために獣医師による薬液注射</p> <p>↓</p> <p>⑤死亡確認・台帳記入 *3 死亡確認後にスプレー（青色×）でマーキング ※暴れて電殺器をあてられない場合は、③を 省略する</p>	<p>①豚をトラックの荷台、移動用ケージ、 カート等に移動</p> <p>↓</p> <p>②ビニールシート等をかぶせ、四隅を 作業員が押える（固定枠8名必要）</p> <p>↓</p> <p>③炭酸ガスを死亡する量（2～3分）を 注入（80頭で10kgの炭酸ガス使用） *5</p> <p>↓</p> <p>④死亡確認・台帳記入 *3</p>	<p>①豚房内で鎮静剤10ml筋注 *2,6 投与後スプレー（赤色○）でマーキング、 注射後、10分放置</p> <p>↓</p> <p>②5～10分後豚房から殺処分場所 （堆肥舎等）へ追込む</p> <p>↓</p> <p>③電殺器を耳の後ろ付近にあてて倒し、胸部 を挟んで通電（10秒程度）する。</p> <p>↓</p> <p>④確実にするために獣医師による薬液注射</p> <p>↓</p> <p>⑤死亡確認・台帳記入 *3 死亡確認後にスプレー（青色×）でマーキング</p>

*1：算出単位として1班当たりで出しているが、実際は複数班で作業に当たる

*2：鎮静剤を投与した家畜は、急に倒れたり暴れたりする可能性があるため、移動させる際には十分に避難できるスペースを確保すること

*3：死亡確認は獣医師が責任を持って行うこと

*4：時間が経過しすぎると完全に横になるので注意する

*5：炭酸ガスを使用する時は、防疫作業従事者等の安全性の確保について、充分注意を払うこと

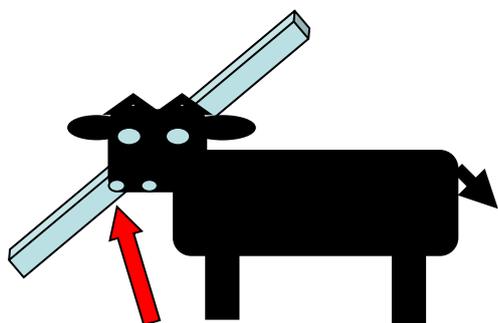
*6：鎮静剤の接種は、発生農場の状況を勘案し、家畜防疫員が適宜判断すること。基本的に種雄豚のみ実施

*7：ステージ毎の殺処分の獣医師のうち1名は家保職員とし、班長として殺処分の指示を行う



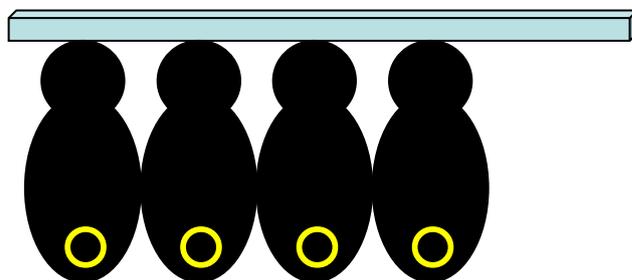
牛殺処分の手順

- 1 保定員はホイールローダーが入る
繋ぎ場に牛をロープで繋ぐ



(注) 頭を固定するためにロープを短く繋ぐ

- 2 獣医師は鎮静剤を筋肉注射する



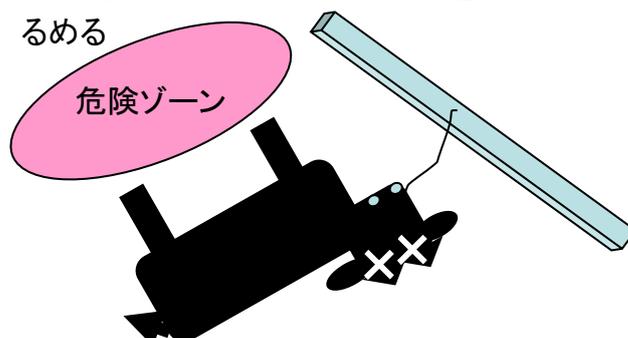
(注) 注射後はカラスプレー(黄色)で牛体に
○印をマーキングする。

- 3 鎮静後、薬剤を静脈注射



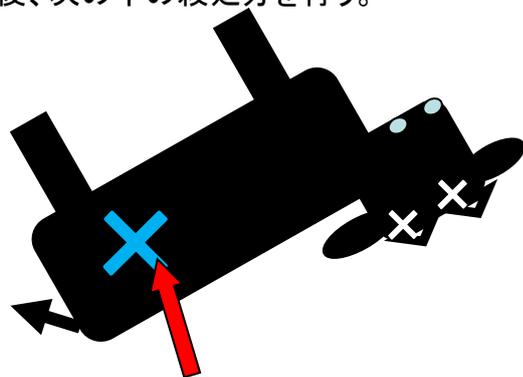
(注) 保定員は獣医師の指示に従い牛を保定。薬剤注入後、牛が倒れそうになったら、保定員は周りに知らせ注意を喚起する。(牛の力が抜けてくる感じ)

- 4 牛が倒れたら保定員はロープをゆるめる



(注) 牛は倒れた後、痙攣して足を激しく動かすことがあるので、牛の周りには近づかない。

- 5 獣医師は死亡確認を行う。死亡確認後、次の牛の殺処分を行う。

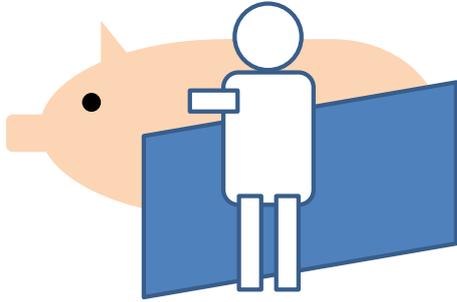


(注) 死亡確認後、カラスプレー(青色)で牛体に×印をマーキングする。

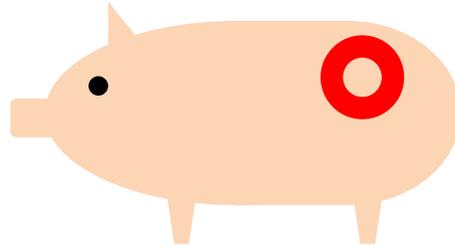
危険を伴う作業なので、危険を察知したら作業員がお互い声をかけ合い、注意喚起をお願いします。

繁殖豚(母豚、種雄豚、育成豚)の殺処分の手順

1 豚房内で獣医師は鎮静剤を筋肉注射する

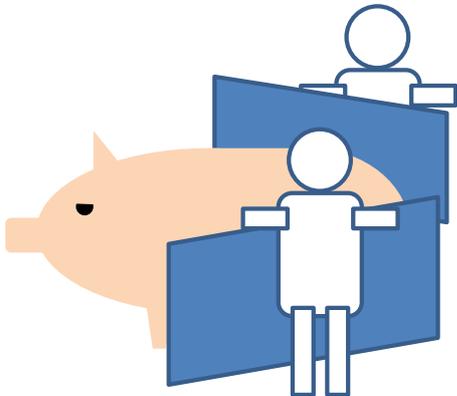


2 注射後はカラスプレー(赤色)で○印をマーキングする

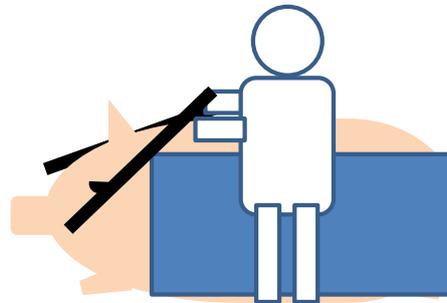


(注)鎮静剤の接種は、発生農場の状況を勘案し、家畜防疫員が適宜判断すること

3 豚房から殺処分場所へ追い込む



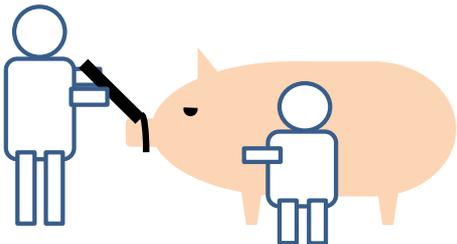
4 電殺器を耳の後ろ付近にあてて倒し、胸部を挟んで通電する※



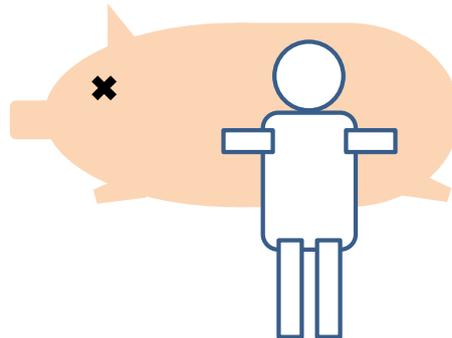
(注)電殺器のコードをもつ係も必要

※暴れて電殺器を当てられない場合は、4の工程は省略する。

5 獣医師による薬液注射実施



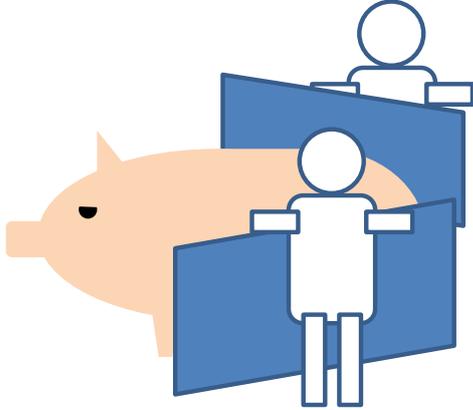
6 獣医師は死亡確認を行う



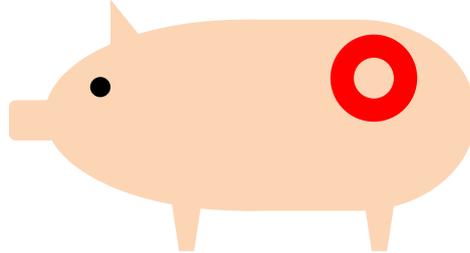
危険を伴う作業なので、危険を察知したら作業員がお互い声をかけ合い、注意喚起をお願いします。

肥育豚の殺処分の手順

- 1 豚を処分スペースへコンパネで追込む
豚房内で獣医師は鎮静剤を筋肉注射する

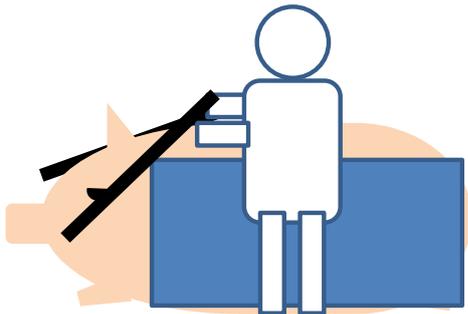


- 2 注射後はカラスプレー(赤色)で○印をマーキングする

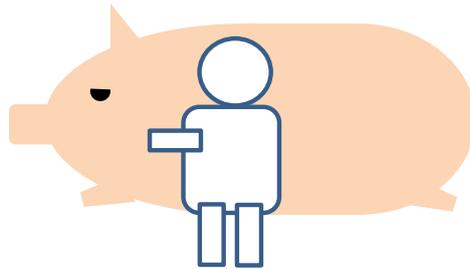


(注)鎮静剤の接種は、発生農場の状況を勘案し、家畜防疫員が適宜判断すること

- 3 電殺器を耳の後ろ付近にあてて倒し、
胸部を挟んで通電する

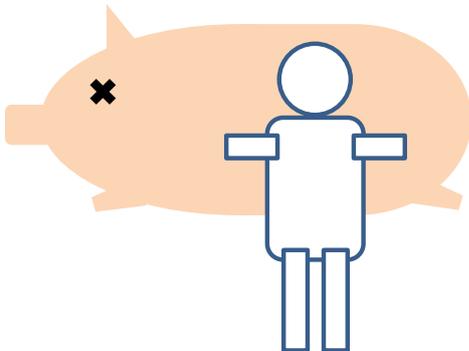


- 4 獣医師による薬液注射



(注)電殺器のコードをもつ係も必要

- 5 獣医師は死亡確認を行う



危険を伴う作業なので、危険を察知したら
作業員がお互い声をかけ合い、注意喚起
をお願いします。

子豚(哺乳豚・育成豚)の殺処分の手順

【哺乳豚】

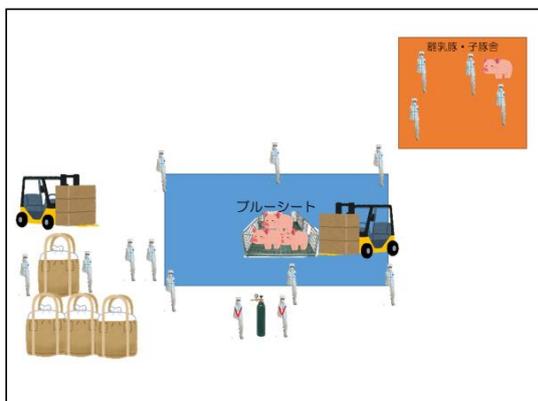
- 1 哺乳豚をカート又はペールに投入し、炭酸ガスを注入する。



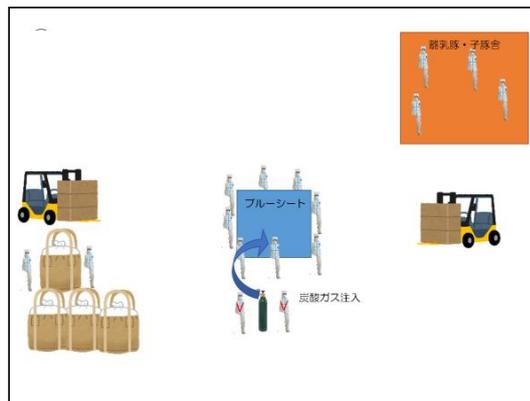
【育成豚】

〈豚移動用ケージ利用の場合〉

- 1 ブルーシートの上に豚移動用ケージを乗せる。

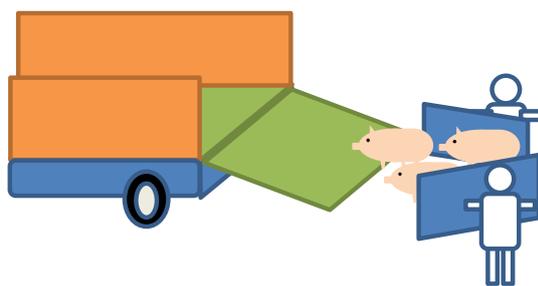


- 2 豚移動用ケージをブルーシートで覆い炭酸ガスを注入する。

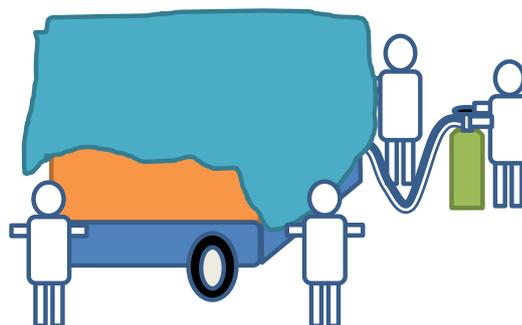


〈トラック利用の場合〉

- 1 豚をトラックの荷台に乗せる



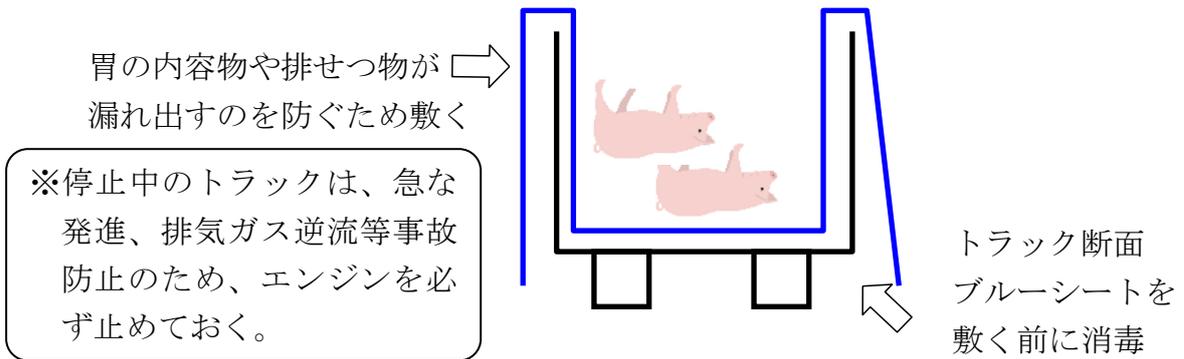
- 2 トラックの荷台にビニールシートをかぶせ、炭酸ガスを死亡する量(ポンペ1本分)注入



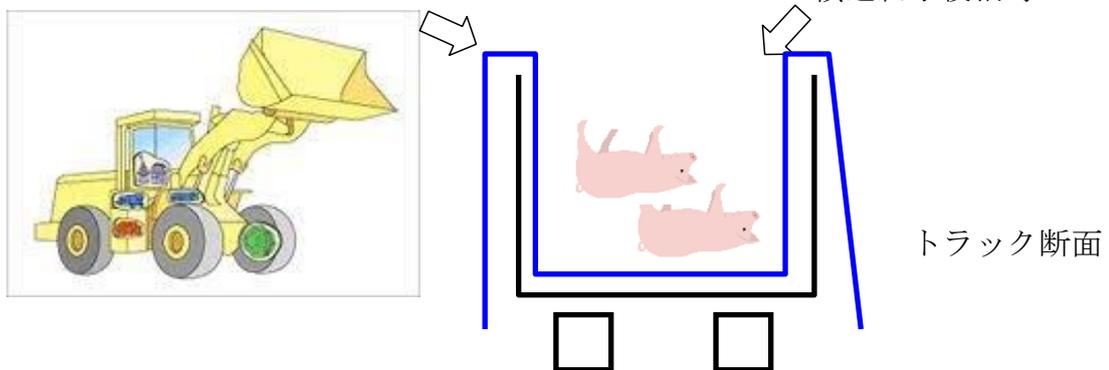
(注)ビニールシートの四隅を作業員が押える

殺処分後の搬出作業

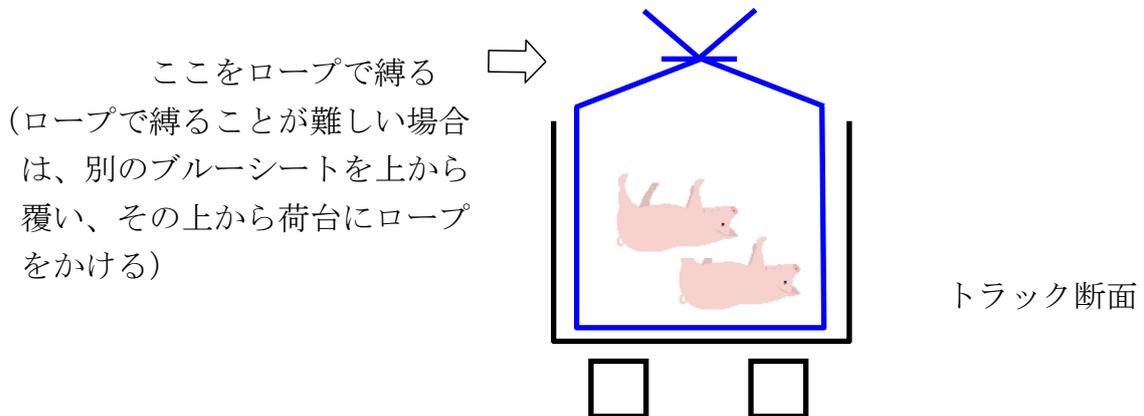
- 1 トラック荷台を消毒後、ブルーシートを敷く



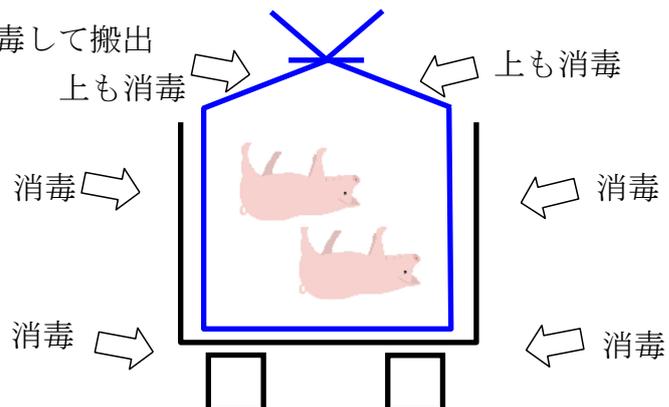
- 2 処分畜をホイールローダーでトラックに積み込み消毒



- 3 処分畜をブルーシートで包み込み密封（しぼり袋の要領）



- 4 最後にトラック全体を消毒して搬出





【殺処分班長の役割】

- 必要資材の確認
防疫作業開始前までに必要な資材が搬入されていることを確認する。
- 作業動線の確認
先遣隊からの情報をもとに追込みのルート、保定場所、炭酸ガスの注入場所、フレコンバッグ詰め場所を設定。また、殺処分家畜を埋却地まで運搬する作業動線についても設定する。
- 必要資材の配置
作業動線の設定に基づき、必要資材をそれぞれの作業場所に配置する。
- 作業班員に拡声器を使用し、分かり易く作業内容を説明する。
- 農場所所有の重機の確認及び農場主へ防疫作業への協力要請する。
農場所所有の重機を有効活用する。防疫作業開始前に農場所所有の重機を確認し、必要に応じ農場主へ重機の利用及び防疫作業への協力（重機の運転等）を要請する。
- 適宜、作業班員の休憩時間を設ける。



- 必要に応じデモンストレーションを行う。
- なお、説明時には確実に声が届くように拡声器を用いること。
- 経過時間の確認
作業者に時間が分かるように農場内に時計を設置する。情報連絡員と協力し、概ね30分間隔で時間をアナウンスする。

[農場拠点を農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応]

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の脱着指導を行う。
- 必要な設備
 - ・テント、暖房器具（冷房器具）、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）



トイレ等で農場拠点到移動後に農場に再入場する場合は、「所属」「氏名」「作業班名『殺』など」「班『A班』など」を記入。

2) 清掃・消毒等の作業

農場の設備等を有効に活用し、機械化に努めること。

殺処分終了後に、飼料の処分、糞除去、堆肥除去を行い、その後、畜舎消毒、農場敷地消毒を行う。

施設の構造等によって、各種作業を分担して行う。

①班体制

- ・ 1班 10名（班長の指示により、各種作業を分担する。）

※施設の構造等により、作業工程が変わるので班長は効率的な作業が行えるよう、各種作業について明確に指示する。

②清掃・消毒作業

○飼料の処分（飼料タンク）

- ・ 飼料タンク排出口にフレコンバッグを設置
- ・ 排出口から飼料を出し、フレコンバッグに受ける
- ・ フォークリフト等により飼料タンク下から引き出す。



○タンク下からフォークリフト等で引き出し可能な量にとどめる。

○ダンクー基当たり 2名（状況に応じて変動）

○飼料タンク下部と地面との距離が狭い場合は、タンクから離れた場所にフレコンバッグスタンドを設置し、コンテナ等でいったん受けてからフレコンバッグに投じる。この場合はタンクー基当たり 3名（状況に応じて変動）

○飼料の処分（給餌器等の残り餌）



- ・給餌ラインがある給餌器は、機械操作しライン中の全てのエサを出す。
- ・給餌器に残ったエサは手作業で全て掻き出し、搬出する。または床にこぼし除糞時に一緒に搬出する。

○畜舎の糞の除去・清掃

- ・飼養場所の排水溝を閉鎖(確認)する。
- ・家畜の殺処分後、畜舎に残った糞、敷料、豚畜舎内のほこりやクモの巣等もほうき等で落とし、畜舎の構造に合わせ通常除糞方法を参考に、重機やスコップ、ほうきなどで集め、畜舎内で集積、搬出する。

<つなぎ牛舎（バーンクリーナー設置）>周囲の糞はクリーナーに落とす。

<放し飼い牛舎（フリーバーン等）>糞等をホイールローダー等で搬出し、隅などの残りをスコップ等の手作業で除去する。

<スノコ床豚舎>隙間からピット（豚舎下）に落とす。

<発酵床豚舎>発酵床をホイールローダー等で搬出し、隅などの残りをスコップ等の手作業で除去する。

<FRP製簡易豚舎等>それぞれの農場に特有の豚舎については、通常農場が行っている除糞作業を参考に、溜まった糞尿混合汚水の除去やスコップ、デッキブラシ等で除糞する。

○糞搬出（堆肥舎内の堆肥含む）

- ・埋却地が農場敷地外の場合は、搬送中の漏出を防止するためフレコンバッグに收容するか、直積みする場合は、荷台にブルーシートを設置し、糞を下から包み込むようにパッキングする。
- ・スコップ係及び竹箒係は、重機で糞をトラック荷台に積込む際にこぼれた糞を集める。



○床下ピットの糞尿混合物（スラリー）除去

- ・ピット（糞尿排出施設）がある畜舎については、清掃後、畜舎下のスラリーをスクレーパー等付帯設備で施設外に排出する。



ピットクリーナー



ピットスクレーパー

○畜舎の消毒

- ・畜舎に残されたその他の物品については、必要に応じ家畜防疫員の指示の下、消毒し搬出する（配電盤などの消毒薬の散布が困難なものは、消毒薬を浸ませた布等で拭き、防水の養生をする）。
- ・畜舎内の天井、壁面、床面の順に隅々まで動力噴霧機を用いて消毒薬で洗浄・消毒を実施する。
- ・ピットがある畜舎については、床面のスノコ部分からピット下も消毒する際、畜舎下の解放口などをブルーシートや板等で覆い消毒液が処理施設に流入しないようにする。

○糞尿処理施設（固液分離後処理施設）

- ・密閉式の堆肥化処理（コンポスト）については、そのまま堆肥化処理を行う。
- ・浄化槽設備等消毒が困難な場合は、拡散防止のためブルーシート等で封じ込め対策を実施する。



密閉式コンポスト



浄化槽の拡散防止対策

○農場敷地の消毒（消石灰散布）

- ・一輪車等で袋詰め消石灰を運び、適当な場所で開封し袋をひっくり返す。
- ・山積みになった消石灰を竹箒で広げる。

<土間、放牧方式>敷地と同様に消石灰による消毒を実施する。



○省力化のため、石灰散布機を利用する（中央家保に石灰散布機配備済み）

○器具・機材の洗浄・消毒

- ・殺処分、清掃・消毒で使用した器具・機材を、動力噴霧器、デッキブラシ等を用いて、洗浄・消毒を行う。(建設業協会調達した機械類は除く。)

3) 車両等の消毒作業

殺処分、清掃・消毒班とは別に、農場入口1か所あたり2名配置。動力噴霧器にて、下記の消毒を実施する。

- ・農場に入退場する車両を消毒する。車両の消毒は、車体全体を消毒し、特にタイヤ周りや荷台の泥等を洗い流すようにする。
- ・農場から退場する防疫作業員（作業時間終了時、トイレ等一時退場含む）の防護服及び長靴を消毒する。防疫作業員に足をあげてもらい、長靴の底の泥も落とすようにする。
- ・殺処分、清掃・消毒で使用した器具機材を消毒する。泥や消石灰等が付着している場合は、デッキブラシ、たわし等を用いて可能な限り洗い流す。

(6) 埋却地での作業

埋却場所は、原則として発生農場内又はその近くに確保するよう努める。

なお、発生農場内あるいはその付近での埋却地の確保が困難な場合は、以下の点に留意して埋却地まで輸送する。

	○輸送中のウイルス拡散防止のため、輸送車両の荷台をブルーシートで覆い全体を消毒する。
	○運搬終了後（再度、運搬のため農場に戻る場合も含む）は、車両及び輸送に使用した資材を直ちに消毒する。

①組織体制：埋却地班

役割	所属	飼養規模			作業時間 /クール
		牛500頭以下 母豚150頭以下	牛500頭以上 母豚150頭以上	母豚800頭以上	
土木班長	県 (農業土木職)	1名	1名	1名	8時間
衛生班長	県(家保)	1名	1名	1名	8時間
現場管理係	建設業協会	1名	1名	1名	8時間
掘削係	建設業協会	4名 (OP2、玉掛技能2)	6名 (OP3、玉掛技能3)	8名 (OP4、玉掛技能4)	8時間
搬出積込係	建設業協会	3名	3名	3名	8時間
埋却補助係	県	4名	4名	4名	4時間
車両消毒係	県	2名	2名	2名	4時間

※記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。

※埋却地が農場から離れた場所に位置する場合は、別途搬送業務（トラック輸送）が必要となる。

※車両消毒係は、埋却地が農場敷地外にある場合に配置する。

※埋却補助・消毒係の作業は、埋却溝掘削後の作業となることから、概ね防疫作業開始から8時間後（第3クール）からの動員とする。

※埋却補助係の人数は、建設業協会と協議のうえ、必要に応じ増員する。

②各係の作業内容

役割	所属	主な作業内容
土木班長	県 (農業土木職)	・掘削・埋却等の工事作業管理
衛生班長	県(家保)	・埋却地内の衛生管理、車両消毒係への指示
現場管理係	建設業協会	・土木班長とともに掘削・埋却等の工事作業管理
掘削係	建設業協会	・掘削・埋却に関する作業
搬出積込係	建設業協会	・農場における汚染物品の積込及び農場から埋却地への運搬
埋却補助係	県	・消石灰散布補助、(埋却溝シート張り※)
車両消毒係	県	・埋却地の出入り口での車両消毒(埋却地出入りの際、運転手及び車両内部も含め厳重に消毒を実施)

※建設業協会だけでは対応できない場合に、県職員も対応する。



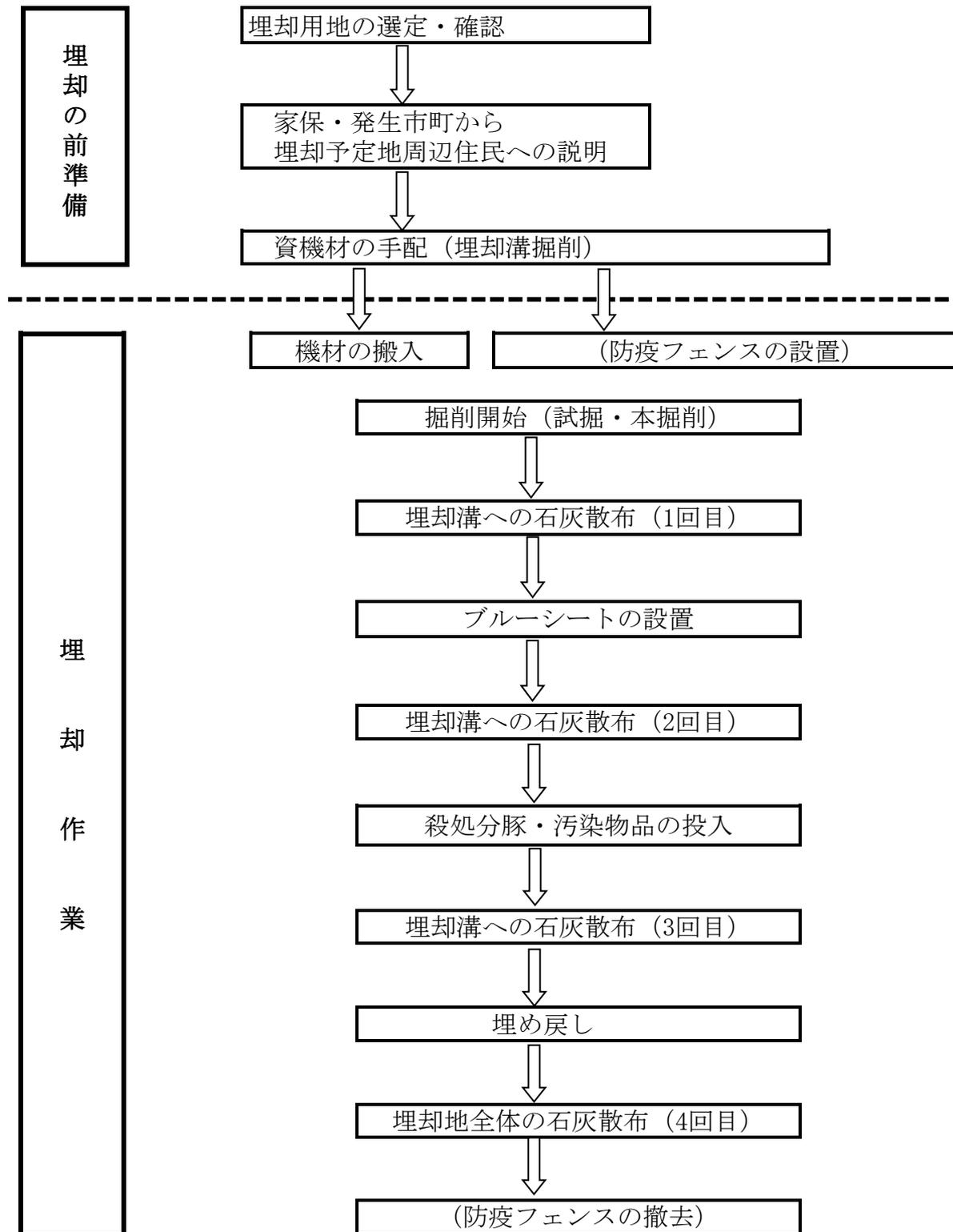
農場拠点を農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応

- 農場隣接エリアに簡易拠点を設置
必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保
 - ・トイレや飲水休憩時の防護服の着脱を行う。
- 必要な設備
 - ・テント、冷暖房器具(必要に応じて)、脱着サポート(少人数)



- 責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- 説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- 埋却地での作業は、危険が伴うため、安全面に配慮し、作業員には必ずヘルメットを着用させるようにする。
- 休憩時間の取り方は、作業開始前に土木班長と建設業協会の管理係等と打ち合わせを行い決定しておく。
- 埋却作業に当る建設業協会作業員の食事休憩は、農場拠点に設置したコンテナハウス又はテント内でとるように誘導すること。

★埋却処分について



() : 埋却地の遮蔽は必要に応じて行う

【基本事項】

○農場内

※埋却場所での作業に従事する人員の選定等に関する注意事項

- ・作業に従事した場合、7日間、偶蹄類の動物（偶蹄類の動物を飼育している人）との接触を避けること。

※積込・運搬に関する注意事項

- ・農場から出る際に車両全体の消毒を実施する。農場から出た後、移動又は搬出制限をまたぐ場合は消毒ポイントで消毒を実施する。
- ・バックホウ等の建設機械への給油は、給油車（ローリー車等）で行うが、給油車が農場現場から出る際、農場入口で消毒を実施する。農場から出た後、移動又は搬出制限をまたぐ場合は消毒ポイントで消毒を実施する。
- ・ダンプトラックの運転手・給油車の運転手は、現場内で下車することがないようにすること。（車両の窓を開けることもできない（現場で車両の外に出た場合、運転手はもちろん、運転席の内部まで消毒しなくてはならない）ので注意すること）

○堆肥等

※牛、豚等の糞・飼料等の汚染物品の処理に関する注意事項

- ・農場内の汚染物（堆肥・糞尿・飼料等）は、原則埋却処分する。
- ・堆肥や糞尿については、含水比が高く、ダンプトラックでの積込・運搬が困難な場合も想定されることから、積込時には農場清掃・消毒班長の指示により行うこと。

- 埋却現場での作業は、土木班長及び現場管理係の監督下で行い、ウイルス拡散防止に関する事項は衛生班長の指示に従うこと。



トイレ等で農場拠点に移動後に農場に再入場する場合は、「所属」「氏名」「作業班名『殺』など」「班『A班』など」を記入。

【その他注意事項】

- 建設業協会へ支援活動出動要請書の提出、施工業者との打ち合せを行うこと。
- 家畜伝染病発生時における支援活動に関して、一般社団法人長崎県建設業協会各支部と各振興局で協定を締結している（協定締結団体は資料編参照）。
- 各団体への支援要請については、現地防疫対策本部で協定書に基づき、「支援活動要請書」により出動要請を行うとともに、速やかに請負契約を締結し費用負担を明確にする。
- 契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約で行う。

【埋却の基本事項】

ア 必要資機材

（ア）機 械

- ・バックホウ 0.8m³級程度（クレーン仕様）
※吊込作業があるため、クレーン仕様が必須。
- ・場内用ダンプトラック 2～3トン、埋却地が農場外の場合は4トン以上
※重機の種類及び台数は、先遣隊調査の結果により最終的に決定する。

※その他、農場の重機があれば活用する。

(イ) 資 材

- ・ブルーシート (10m×15m 又は 10m×10m)
※埋却現場、ダンプトラック荷台に使用
- ・フレコンバッグ
- ・消石灰 (20kg) ※必要袋数については、別途計算
- ・ロープ (100m 巻、目安として直径 14 mm 以上又は引張り強度 2 トン程度)
※ロープは患畜の死体を吊込む際に使用し、使い捨て。
- ・測量杭 (60cm×4.2cm×4.2cm)、木槌又はハンマー (杭打に使用)
- ・土嚢 ※ブルーシートの仮止めや押さえに使用
- ・敷鉄板 (作業スペースの地盤がゆるい場合)
- ・脚立
- ・一輪車
- ・照明器具 (持ち運び可能なもの)
- ・ポータブル発電機
- ・ガソリン缶、ガソリン (灯油缶・灯油)
- ・画版、筆記具
- ・メジャー
- ・スコップ、竹箒
- ・ヘルメット
- ・PP ロープ、鎌・カッターナイフ (ロープ切断用)

(ウ) 防疫フェンス (必要な場合)

- ・H=3m 程度で、単管パイプとクランプの必要量を別途発注
※目隠し材は寒冷紗又はブルーシートを使用

(エ) 投 光 器

- ・夜間作業時に使用

(オ) その他

- ・防護服、ゴーグル、マスク、長靴、ヘアーキャップ、ゴム手袋、軍手等を着用

イ 作業人員

処分畜の吊降ろし作業に 2 名程度必要 (業者)。また、ブルーシートの設置や消石灰散布等の作業は埋却補助係で対応するが、追加で人員が必要となった場合は殺処分班から抽出して対応する。

ウ 埋却溝掘削断面

- (ア) 掘削にバケット 0.8m³ 級のバックホウを使用する場合、基本断面は図-1 を参照。
- (イ) 直堀は危険なので法面は 5 分の勾配を取るようにする (基本は 5 分の勾配であるが、土質などの現場条件を考慮して勾配を検討する。)

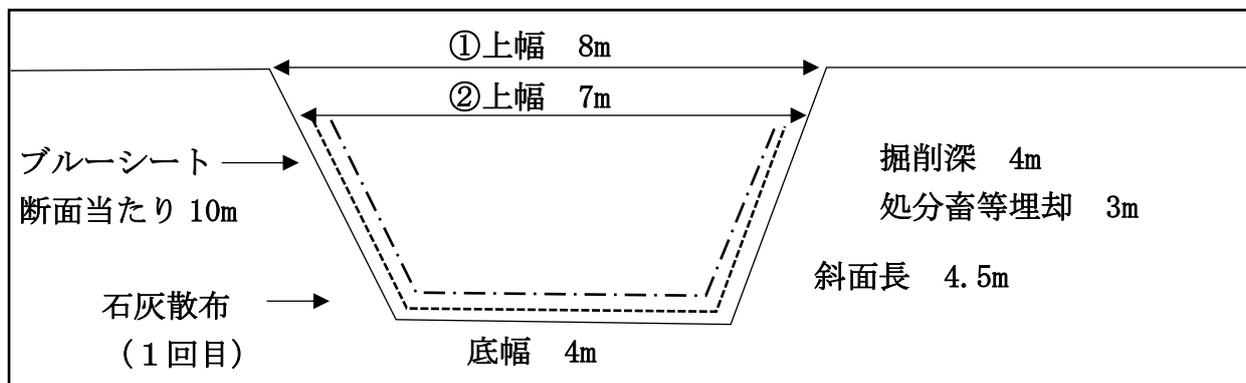


図-1 基本断面

参考：消石灰の必要量の試算（埋却溝分）

[肥育牛 100 頭の場合]

- ・ 1 回目：埋却溝底面： $4\text{m} \times 50\text{m} = 200\text{m}^2$
- ・ 2 回目：畜体： $100\text{頭} \times 2\text{m}^2 = 200\text{m}^2$
- ・ 3 回目：埋却溝上面： $6\text{m} \times 52\text{m} = 312\text{m}^2$ ※底面積と長さにそれぞれ 2m 追加

○合計散布面積： $200 + 200 + 312 = 712\text{m}^2$

○必要消石灰量： $712\text{m}^2 \times 8\text{kg} = 5,696\text{kg}$

（基礎数値：消石灰 1cm の厚さで 1m^2 散布した場合、約 8kg 必要）

※埋却作業終了後、作業領域を含めて埋却地全体に消石灰を散布する必要（4 回目）があるため、埋却地全体の面積 $\times 1\text{kg}$ の石灰量を別途準備する。

[一貫経営 500 頭（母豚 42 頭）の場合]

- ・ 1 回目：埋却溝底面： $4\text{m} \times 54\text{m} = 216\text{m}^2$
- ・ 2 回目：畜体： $500\text{頭} \times 0.4\text{m}^2 = 200\text{m}^2$
- ・ 3 回目：埋却溝上面： $6\text{m} \times 56\text{m} = 336\text{m}^2$

○合計散布面積： $216 + 200 + 336 = 752\text{m}^2$

○必要消石灰量： $752\text{m}^2 \times 8\text{kg} = 6,016\text{kg}$

※埋却作業終了後、作業領域を含めて埋却地全体に消石灰を散布する必要（4 回目）があるため、埋却地全体の面積 $\times 1\text{kg}$ の石灰量を別途準備する。

埋却作業に必要な重機械及び資材等の一覧（一定数量あたり）

重機械・資材	規 格	肥育牛100頭 豚一貫経営500頭	準備	備 考
バックホウ	0.8m ³	2台	業者	掘削、吊下げ用
ダンプトラック	4ト以上	作業効率により 決定	業者	
ブルーシート	10m×10m又は 10m×15m	7枚	県	
消石灰（埋却溝分）	20kg 袋入	10ト	県	
ロープ （ビニールテープ）	丈夫なもの 100m 巻き	牛：8巻き以上 豚：20巻き以上	県	ブルーシート固定用
杭	60cm	200本程度	県	
土嚢		100袋程度	県	
木槌・ハンマー		2～3個	業者	
鎌・カッターナイフ	ロープ切断用	2～3丁	業者	
はしご	5m程度	2台	業者	
敷鉄板		必要に応じて準備	業者	
防疫フェンス	H=3.0m程度	必要に応じて準備	業者	
投光器		必要に応じて準備	業者	
フレコンバッグ		10袋	県	
埋却溝の長さ （底幅4m×深さ4mの場合）		牛：50m 豚：54m		

※防疫フェンスは単管パイプ、クランプを使用し、目隠し材は寒冷紗またはブルーシートを利用

※ダンプトラックの荷台用にブルーシートが必要

【埋却地までの運搬】

- ア 農場において重機等により、殺処分された処分畜等をダンプトラックへ積込む。
- イ 埋却地が農場外の場合、トラックの荷台をブルーシートで覆い農場外に出る際に、トラック全体を消毒する。

※トラックの移動により病原体が飛散する恐れがあるため、十分に消毒を行う。

※殺処分班搬出同行1名（家畜防疫員又は家畜防疫員の指示を受けた県職員等）がトラックに同行する。

③埋却の手順

下記作業方法例を参考に、家畜防疫員の指示の下、建設業者の判断で実施する。

ア 埋却溝の準備

(ア) 埋却用地の選定

- ・埋却用地の選定に当たっては、疑似患畜決定前に先遣隊が土地所有者等の立ち会いにより現地確認を行う。

(イ) 消石灰の散布（第1回目）

- ・掘削完了後、埋却溝の底面と法面（斜面）に消石灰を散布する（約 $1\text{kg}/\text{m}^2$ ）。

(ウ) ブルーシートの設置（例図-6 参照）

- ・掘削断面にブルーシート（ $10\text{m}\times 15\text{m}$ または $10\text{m}\times 10\text{m}$ ）を設置する。
- ・ブルーシートの4隅を3m程度の紐で結ぶ。
- ・ブルーシートの長辺（ $10\text{m}\times 15\text{m}$ を想定）を穴3つ置きに3m程度の紐で結ぶ。
- ・埋却溝の最初と最後に敷くブルーシートについては、短辺1辺だけを穴3つおきに3m程度の紐で結ぶ。
- ・シートに結んだロープは、事前に埋却溝の上端周囲に打った杭に結束して止める。（その場合、ある程度たるみを持たせておかないと家畜投入時シートが破けるので、泥や石を投げ、シートの仮抑えを行う。）
- ・基本断面の場合、シート天端が地表から1m程度下がる状態が良い。
- ・次のシートは2m程度の重ねをとって設置する。
- ・シートの長辺のみを上記と同様に3m程度の紐で結ぶ。
- ・シートの浮上り防止に土嚢を投入する。

※埋却溝のブルーシートは、底面部と側面部（フレコンバッグの高さ）に設置。

(エ) 消石灰の散布（第2回目）

- ・底面を中心にブルーシート全体に消石灰を散布する（約 $1\text{kg}/\text{m}^2$ ）。
- ・バックホウのバケツに消石灰を投入し散布する。

イ 処分畜の埋却準備

(ア) 吊り下げ用ロープの作成

- ・ロープで図-2のような輪を作成する（固結びが良い）。

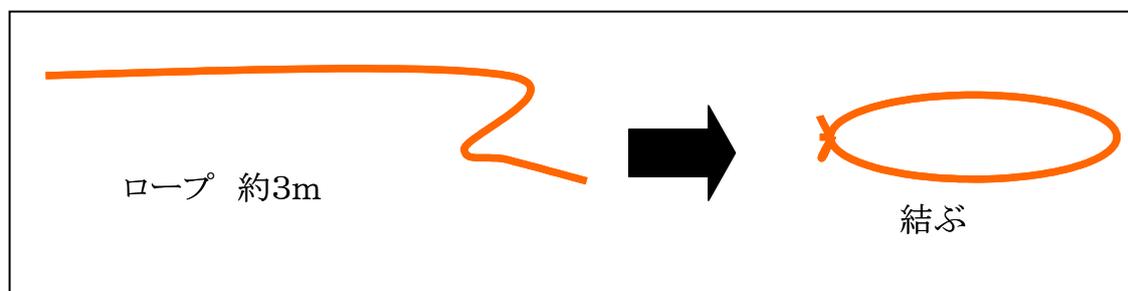


図-2

(イ) 処分畜の投入

- ・準備したロープを前足に結び、図-3のようにバケツのフックに掛けて吊し投入する。（ロープはそのまま埋却）

- ・子牛や子豚のように処分畜が小さい場合は、バケットで投入しても良い。
- ・吊ったときに胃の内容物等が排出する恐れがあることから、頭が上になるように前足を吊ること。
- ・大型の肥育牛等は前足2本、子牛や豚は1本に掛けて行う。

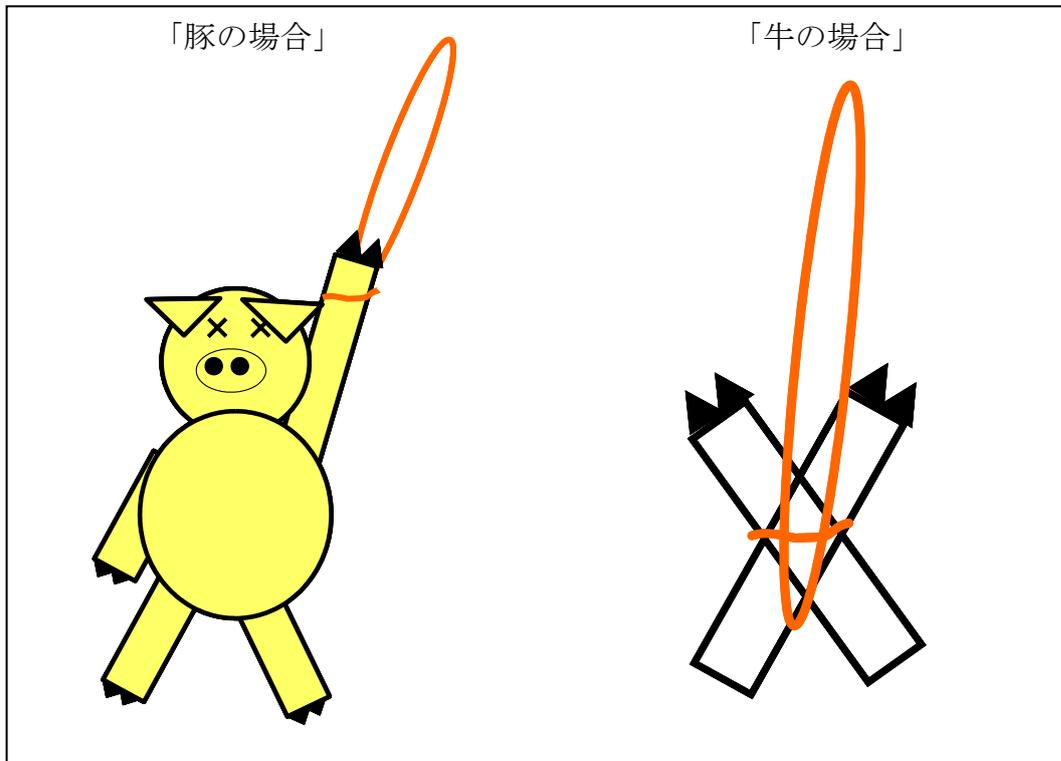


図-3

(ウ) 埋却方法

- ・バックホウにより処分畜を埋却溝に降ろす。
 - ・はしごを使い、埋却溝内に入り、バケットのフックから処分畜のロープをはずす
(十分な勾配がとれない場合は、埋却溝内での作業は行わず、バケットによる積降ろしを行う)。
 - ・牛の場合「並列」に(図-4)、豚の場合は大型の種豚、母豚(200kg以上)や育成豚は「将棋倒し状態」(図-5)のように並べれば効率よく並べることができる。
- ※必ず処分畜からの土被り厚1.0mを確保する必要があるため、積み重ねすぎないように注意すること。
- ※吊り下げ作業については、最大荷重を超えないよう留意し、オペレーターと現場管理者が打ち合せをおこなってから、作業を実施すること。

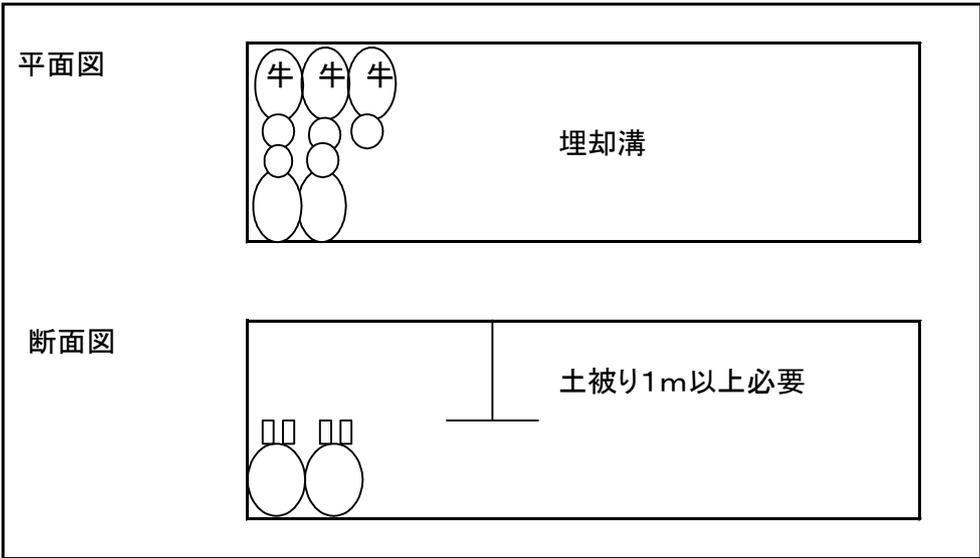


図-4

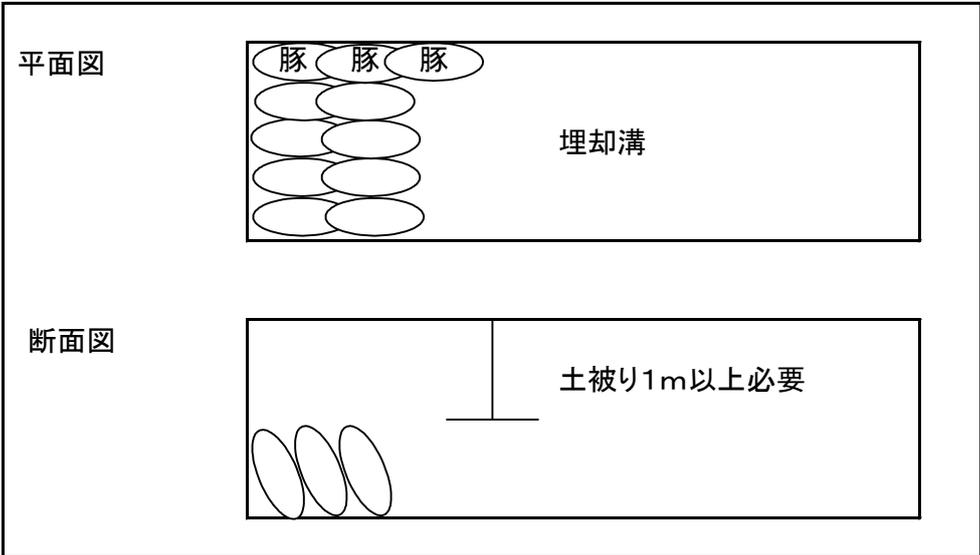


図-5

○埋却地面積基準表（5分の勾配（水平0.5に対し垂直1）で設定）

（単位：m²）

	区分		1頭当たり 底面積	総頭数1頭 当たり底面積	備考
牛	肥育牛		2	2	成牛10頭に子牛 5頭
	繁殖牛	成牛	2	1.6	
		子牛	0.8		
	乳牛	成牛	2	1.6	
		子牛	0.8		
豚	繁殖豚		0.7	0.43	一貫経営は0.43 肥育経営は0.4 2～3段積み
	肥育豚		0.4		

※ 作業エリアを考慮すると埋却溝表面積の約3倍の面積が必要。

※ 乳用牛と肉用牛の飼養総頭数5頭未満の必要面積は、定数「50m²」とする。

※ 乳用牛と肉用牛の飼養総頭数15頭未満の必要面積は、定数「70m²」とする。

※ 埋却溝は、死体又は物品を入れてもなお地表まで1m以上の余地を残す深さとする。

※ 1頭当たり面積は汚染物の埋却も考慮した面積。

○ 参考例（作業領域を含む必要面積）

例1（肉用牛肥育200頭飼養）

$$200 \text{ 頭} \times 2 \text{ m}^2 \times 3 \text{ (埋却溝面積+作業領域)} = 1,200 \text{ m}^2$$

例2（肉用牛繁殖経営100頭（成牛、子牛含む）飼養）（酪農も同様）

$$100 \text{ 頭} \times 1.6 \text{ m}^2 \times 3 \text{ (埋却溝面積+作業領域)} = 480 \text{ m}^2$$

例3（乳肉複合経営160頭飼養）

$$160 \text{ 頭} \times 1.6 \text{ m}^2 \times 3 = 768 \text{ m}^2$$

例4（養豚一貫経営1,500頭飼養（繁殖豚、肥育豚、子豚含む））

$$1,500 \text{ 頭} \times 0.43 \text{ m}^2 \times 3 = 1,935 \text{ m}^2$$

例5（養豚肥育3,000頭飼養）

$$3,000 \text{ 頭} \times 0.4 \text{ m}^2 \times 3 = 3,600 \text{ m}^2$$

ウ 埋却後処理

(ア) 消石灰散布 (3 回目) : 図-6

- ・埋却し終わったら、処分畜の上に消石灰を散布する。

(におい消しと防疫の効果有り) (厚さ 1 cm 程度)

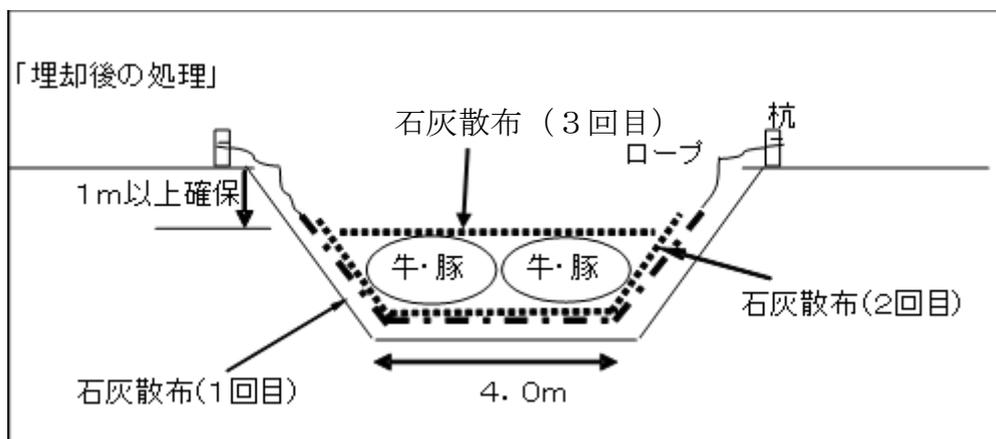


図-6

(イ) 埋戻し及び消石灰散布 (4 回目) : 図-7

- ・掘削土を埋め戻し、4 回目の消石灰を散布し作業終了。
- ・厚さ 1 cm 程度
- ・重機で締め堅めは行わない。バケットで押さえる程度
- ・作業幅を含め埋却ヤード全体に石灰を散布する
- ・処分畜を埋却しているため、余盛り状態での仕上げとなる。

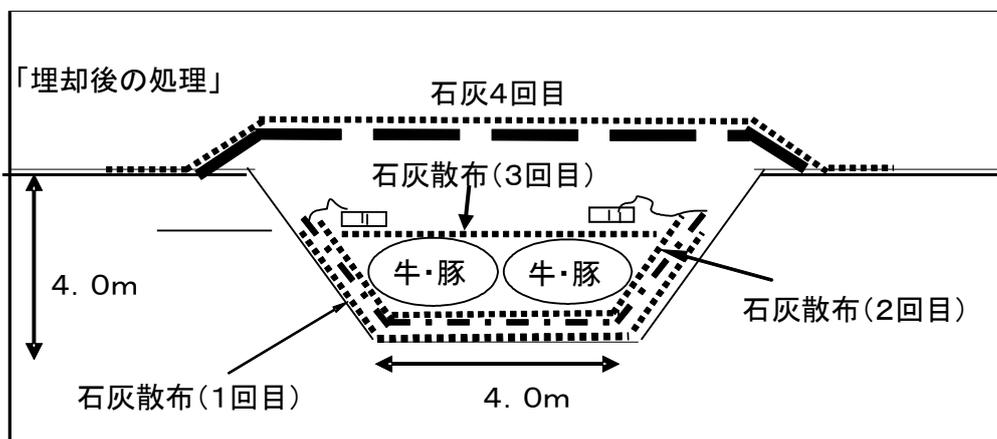


図-7

※埋却溝の位置を特定する必要があることから、埋却溝の四方に標柱 (ポール等) を設置すること。

※余盛り高があまりに高い場合は、埋却ヤード全体で土砂を調整することもある。

エ 立看板の設置（法第 24 条、施行規則第 32 条）

埋却地には、家畜保健衛生所が準備した看板を立てること。

※看板には、埋却年月日・3年間発掘禁止である旨を明記する。

告

当地は、家畜伝染病予防法第 24 条の規定に基づき、下記のとおり発掘を禁じます。

[病名] 口蹄疫

[家畜の種類] ○○

[埋却年月日] ○○年○○月○○日

[発掘禁止期間] 上記埋却年月日から 3 年間

○○年○○月○○日

○○家畜保健衛生所

④埋却溝の配置と作業手順 <50a の矩形用地（100m×50m）の場合>

下記作業手順例を参考に、家畜防疫員の指示の下、建設業者の判断で実施する。

ア 基本事項

○埋却溝の配置は図-8 の様な形を基本とする。この場合、標準断面の溝が 3 本（総延長 $L 80m \times 3 = 240m$ ）確保できる。

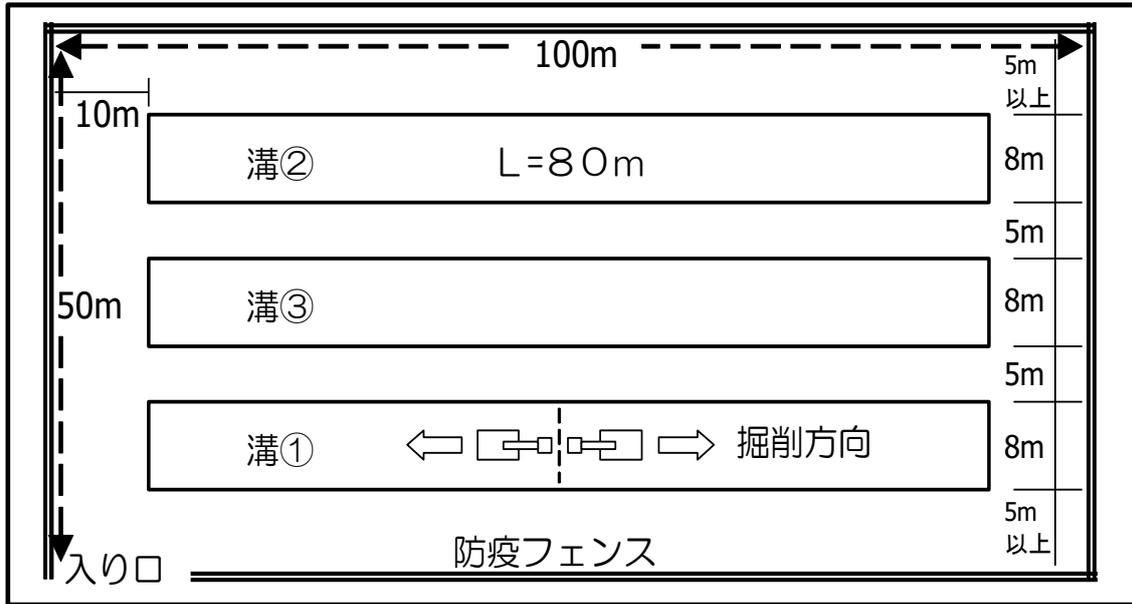
○溝周辺の作業スペースは 10m 程度確保することが望ましい。

○更に密接して溝を確保することも可能であるが、肥育牛で 480 頭、豚の場合 2,200 頭以上が埋却されることになり、埋却後の環境を考慮し、この程度で止める必要がある。

（豚は一貫経営で、母豚 200 頭程度）

○掘削延長が長い場合や搬入家畜頭数が少ない場合など、受け入れ状況を勘案し 1 本の溝を数本に分割して掘削することも検討すること。（用地の有効利用）

【平面図】



【断面図】

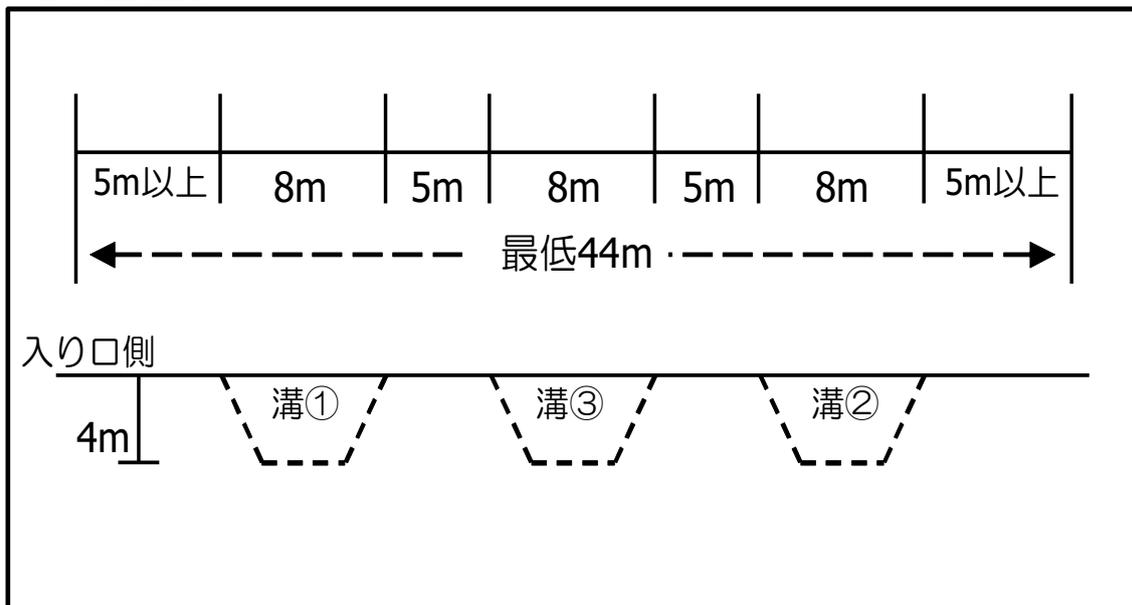


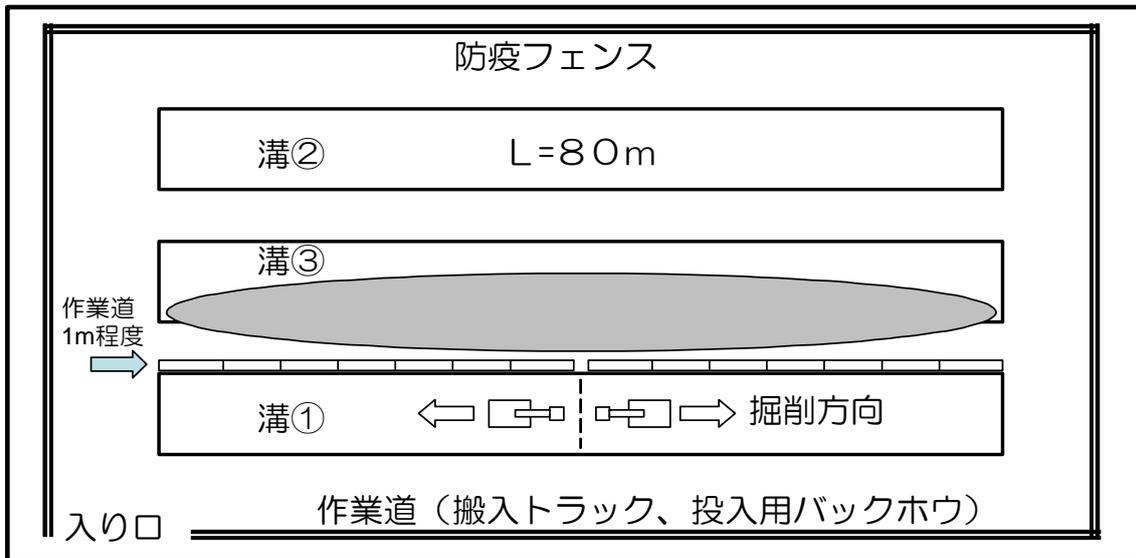
図-8

イ 掘削の手順

【1本目】

- 掘削は溝番号①→②→③の順に掘削する。(図-9)
- バックホウが2台確保できている場合は中央から向かい合って掘削すると効率的。
- 経験的に良好な土質の場合、 0.8m^3 バケットのバックホウで $7\sim 8\text{m}/\text{h}$ 程度 (0.8m^3 バケットの値) の掘削が可能。
- この場合掘削土は溝③側に上げるが、杭打ちやシート埋設のため、人間が動ける程度の作業道(幅 1.0m 程度)を確保する必要がある。
- 掘削土と反対側は家畜搬入や埋設機械の作業ヤードとする。

【平面図】



【断面図】

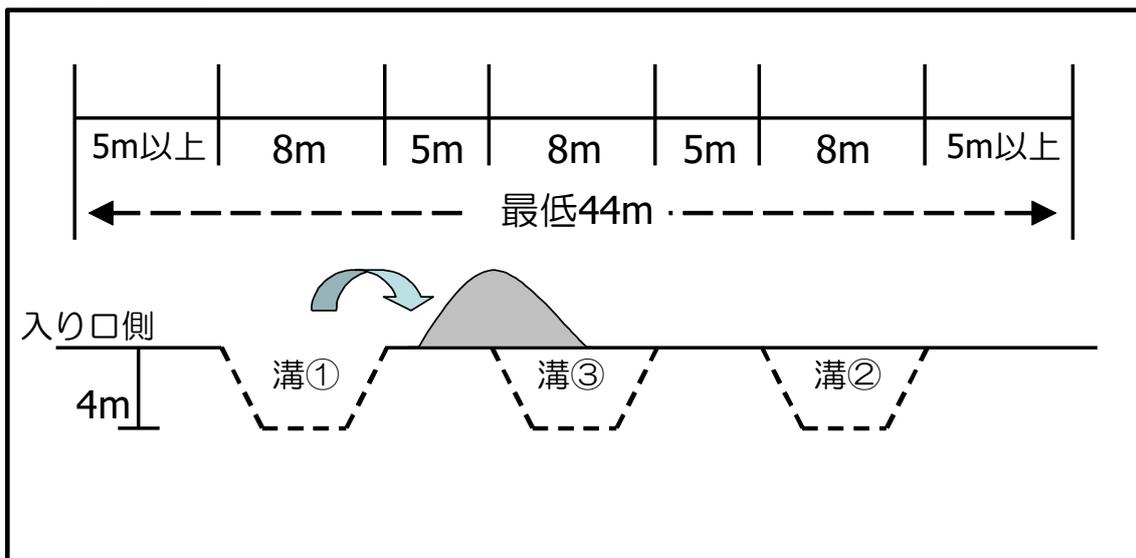


図-9

【2 本目】

○溝番号①の次は溝②を掘削する。掘削土は溝③をふさぐ形で中央に上げる。

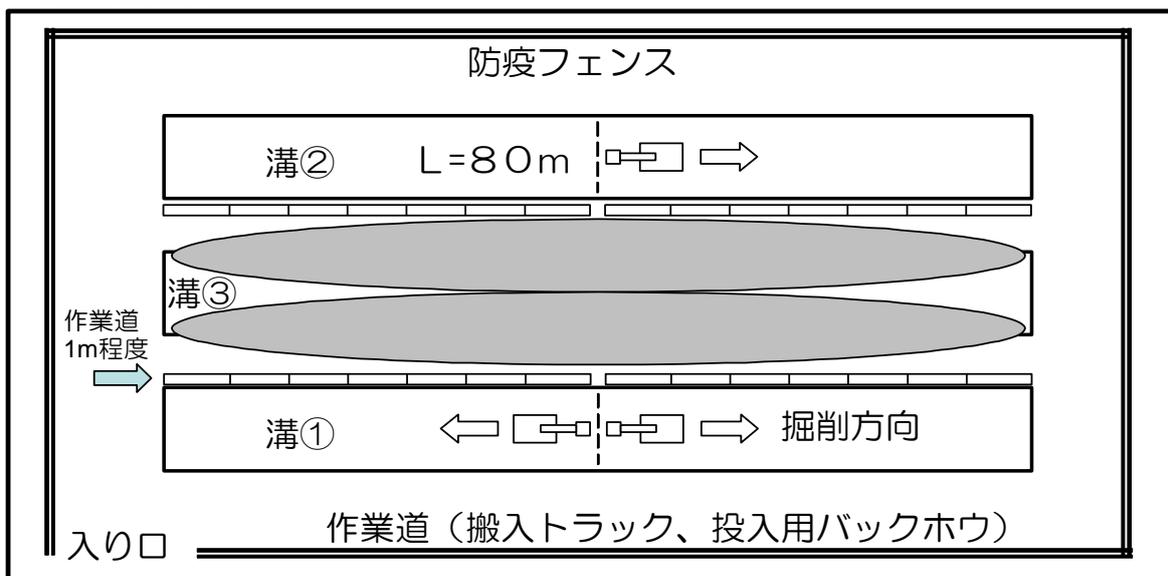
(図-10)

○このように、急ぐ場合は埋却家畜等が到着する前でも埋却溝を、2 本確保することができる。

○埋却溝①の掘削終了後に埋却家畜の受入が始まった場合は、処分畜投入を行いながら溝②の掘削を開始する。

○以上のことから、バックホウは現場状況に応じて適切な配置をする必要がある。先遣隊の調査で必要台数・必要人員数を設定する。

【平面図】



【断面図】

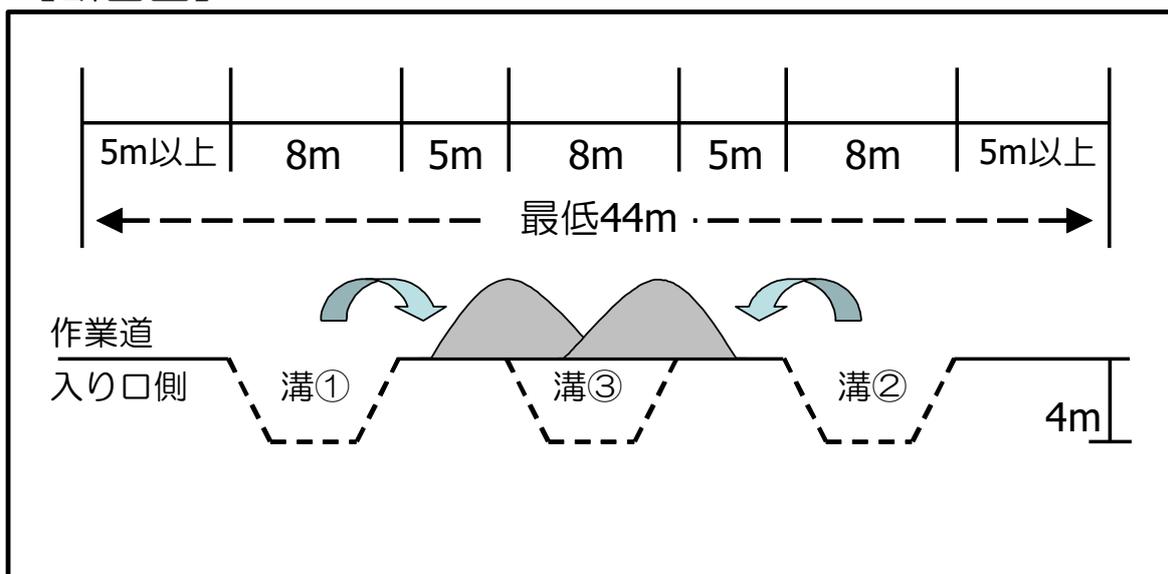


図-10

【3本目】

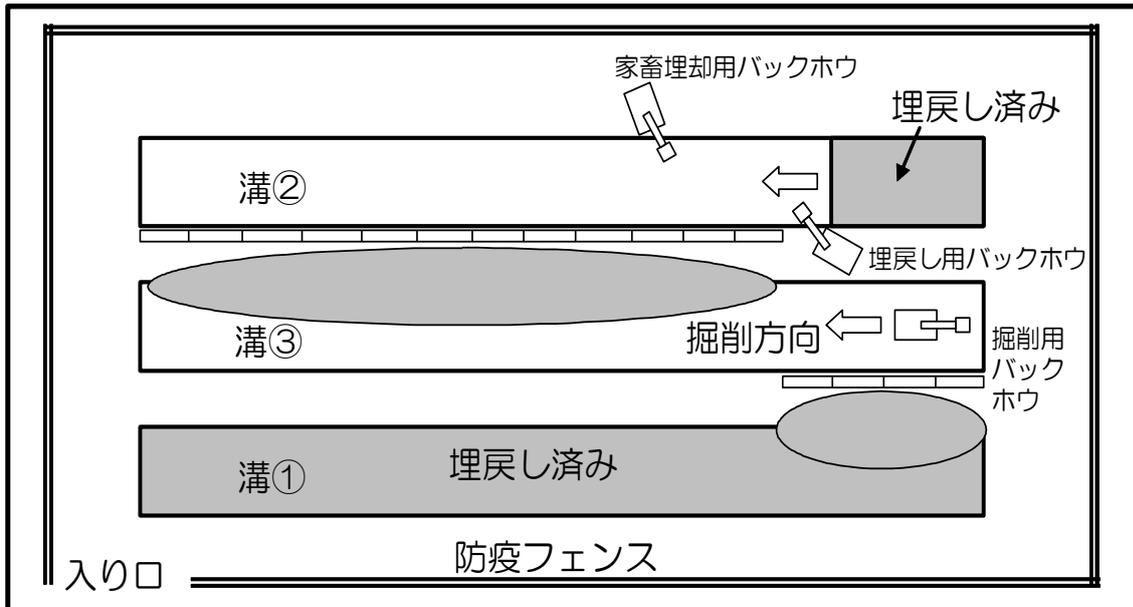
○3本目（溝③）の掘削は、溝①の家畜の埋却と埋め戻しが終了し、溝②の埋め戻しがある程度進んだ状態から開始する。

（溝②の掘削土が溝③を一部塞いでいる状況となっている）

○急ぐ場合は別のバックホウで掘削土を整形し掘削場所を確保しながら掘削を進めることも可能。

○図-11のような状況ではバックホウが3台必要となる。

【平面図】



【断面図】

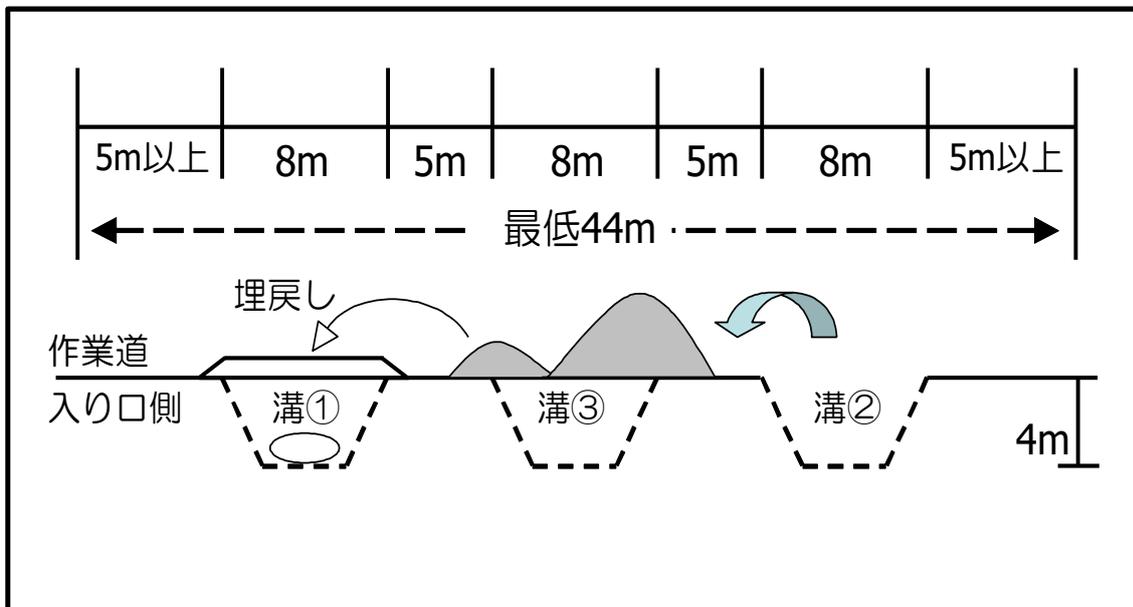


図-11

参考資料

I 埋却場所に関する注意事項

埋却場所の選定に当たっては、所有者及び関係者、関係機関と事前に十分協議する。
(土質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策等を考慮すること。)

※ 埋却場所の条件は以下のとおりである（家畜伝染病予防法施行規則第 30 条及び令和 2 年 2 月 26 日付け消安第 5374 号農林水産省消費・安全局長通知「家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項」に基づく）。

- ① 人家、飲料水（井戸）、河川及び道路から離れた場所。
- ② 水資源等の影響がないこと。
- ③ 最低 4 m 程度の掘削が可能であること。
- ④ 埋却後 3 年以上発掘される可能性がないこと。
- ⑤ 機械、資材の搬入が容易であること。

II 埋却に関する注意事項

掘削後、作業員は埋却溝の中でも作業をすることになるので、十分な安全対策を講じること。

III 作業終了後の注意事項

① 作業終了後は、車両、資材は、汚染物の処理に準じて直ちに消毒、焼却処分等すること。（私物であっても、現場で所持していた物は全て対象となる。）

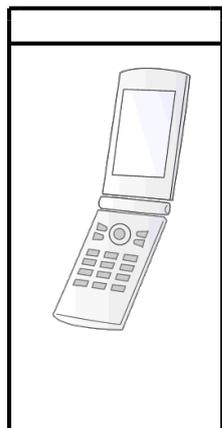
② 作業員は、自らが病原体飛散の原因になる恐れがあるため、着用した衣類、長靴等を消毒、焼却処分等を行うこと。

※ 建設機械、トラックの運転手についても同様の対応となるよう、十分に周知徹底すること。

※ 携帯電話はジッパー付のビニールに包んで使用し、農場から出る際にビニールの上から消毒して持ち出すこと。

① 発生農場へ立ち入る前

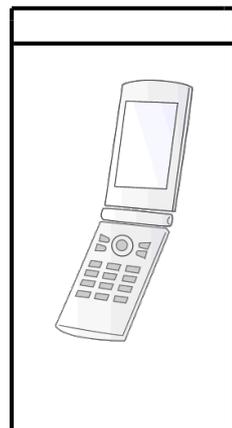
ビニール袋に入れる



ジッパーで
密封

② 発生農場退場時

消毒 消毒



消毒

消毒

- ジッパー付きビニール袋等で密封
- 農場内では袋に入れたまま使用

- 袋全体を消毒して農場を退場

(7) 汚染物品の埋却以外の処理方法

- ①発生農場における次の物品は、汚染物品として、原則として、焼却又は埋却する。
焼却又は埋却が困難な場合は、動物衛生課と協議の上、化製処理又は消毒を行う。
 - ア 精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って 21 日目の日より前に採取され、区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたものを除く。）
 - イ 家畜の排せつ物
 - ウ 敷料
 - エ 飼料
 - オ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- ②焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。
 - ア 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く。
 - イ 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
 - ウ 処理後直ちに、処理施設の出入口から投入場所までの経路を消毒する。

(8) 畜舎等の消毒

法第 25 条の規定に基づき、と殺の終了後、疑似患畜等の所在した畜舎等における消毒を、農林水産省令に定める基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、高圧蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石けん液等を用いて行う。

(9) 撤収作業

防疫措置完了後、農場、農場（埋却地）拠点、後方支援センターの撤収作業を速やかに実施する。ただし、防疫措置完了時間が遅い場合は、翌日に撤収作業を開始する。

- 1) 器具・機材の消毒・積み込み
農場で使用した資材については動噴で洗浄・消毒後、搬出車両に積み込む。
- 2) 炭酸ガスボンベ回収・分別
炭酸ガスボンベの回収と未使用と使用済みボンベを分別する。
業者がボンベを回収する際に家保職員が立ち会う。
- 3) リース資材の回収
リース資材とそれ以外の資材を仕分ける。農場で用いた資材は消毒する。
リース業者が資材を回収する際に家保職員が立ち会う。
- 4) 予備資材の回収・積込
本部と畜舎作業用の予備資材を回収しトラックに積み込む。
- 5) 農場内で使用した重機の搬出
重機を搬出する前に、建設業協会が動噴で消毒を実施する。
消毒の際は家保職員が立ち会う。

- 6) 場内の最終確認係
畜舎内、場内を巡回し、放置された機材や資材等があれば回収する。
- 7) 農場等で使用した防護服等の処分
農場拠点や後方支援センターで回収した使用後の防護服等は、ビニール袋に入れ、ビニール袋の表面を消毒した上でフレコンバッグへ収容する。フレコンバッグは封をして表面を消毒した上で産業廃棄物として業者へ委託処理を行う。

7 安全管理対策等

(1) 事故防止対策

- 防疫作業を安全に行うため、機械類（重機等）のオペレーター、埋却作業の作業従事者については、ヘルメットを装着させる。
- 各作業班長は作業に入る前に、防疫作業者に対し、重機動線付近で作業する場合は重機の動きに十分注意するよう説明する。
- 農場と農場拠点が離れている場合は、その道中に夜間照明器具を設置する。

(2) 環境対策

- 後方支援センター、農場拠点に暖房（冷房）器具を十分に配置するとともに、冬場においては防寒資材として、カイロ、靴下用カイロ、シューズカバーを後方支援センターにおいて防疫作業者に配布する。

(3) 食事等の支給

- 防疫作業者に対しては、防疫作業終了後、後方支援センターにおいてパンや温かい飲食物（カップ麺、スープ等）を支給する。埋却作業に当たる建設業協会の作業従事者については、農場拠点で支給する。
- なお、後方支援センター、農場拠点（埋却地拠点）で作業を行うサポート班員にもそれぞれの作業場所において飲食物を支給する

8 制限区域内の周辺農場の調査

発生農場周辺の清浄性を確認するため、制限区域において電話調査、臨床検査及びウイルス検査を実施する。

	電話調査	立入検査		
		①（24時間以内に実施）		②
対象農場	移動制限区域内の全偶蹄類家畜飼養農場	半径1km圏内の全偶蹄類家畜飼養農場※	移動制限区域内の全ての大規模偶蹄類農場	移動制限区域内の全偶蹄類家畜飼養農場※ （①の農場を除く）
開始時期	発生後直ちに	発生後直ちに	発生後直ちに	①に引き続き実施
調査・検査内容	異常家畜の有無を確認	臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査	臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査	臨床検査 （必要な場合、遺伝子検査及び血清抗体検査）

※鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては6頭以上飼育する農場及び電話調査で異常家畜がいることが確認された農場に限る

（1）発生状況確認検査

1) 電話調査における体制

対象農場：移動制限区域内の全偶蹄類家畜飼養農場

①組織体制

県、市町、関係団体

②事務分掌

- ・異常家畜の有無の確認
- ・移動制限の対象となっている旨説明（家畜等の移動制限の説明）

2) 立入検査（24時間以内実施分）における体制

対象農場：発生農場から半径1キロメートル以内の区域にある農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては、6頭以上飼養する農場及び「1）」の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場）及び移動制限区域内の全ての大規模飼養農場

①組織体制

立入検査班長：家畜防疫員（1名）（庁内待機、他の業務と兼任可）

┌ 検査係 1名（獣医師1名）
└ 案内係 1名（市町・団体1名）

※検査係1名、案内係1名で1班体制とする。

※保定は、農場従業員に依頼する。

②事務分掌

- 検査係：臨床検査及び検査のための検体（鼻腔スワブ及び血液）採材
- 案内係：獣医師を対象農場への案内

3) 立入検査（「2）の検査」に引き続き実施分）における体制

対象農場：移動制限区域内の農場（「2）立入検査」の対象農場を除く。）

原則として、同心円状に発生農場から近い順に実施。

※組織体制、事務分掌については上記と同じ。

【留意事項】

検体数は、1農場当たり少なくとも30頭（各畜舎から無作為に5頭）とし、畜舎が複数ある場合は、すべての畜舎から採材すること。

（2）清浄性確認検査

移動制限区域内における清浄性を確認するため、当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に（1）と同じ組織体制で、臨床検査及び抗体検査のための血液を採材する。

（3）搬出制限区域内農場への連絡

対象農場：搬出制限区域内の全偶蹄類家畜飼養農場

①組織体制

県、市町、関係団体

②事務分掌

搬出制限の対象となっている旨説明。（家畜等の搬出制限の説明）

（4）県防疫対策本部の対応

①対象農場の決定

②対象農場を管轄する家保が複数に及ぶ場合は該当する家保への連絡

③他家保、食肉衛生検査所（県生活衛生課経由）及び農林水産省等へ獣医師動員要請

④動物衛生課への農場リストの送付

（5）現地防疫対策本部の対応

①検査対象農場のリストアップ

②対象農場・関係機関への連絡

③班編制、行程案の作成及び調整

④市町・関係機関等に対し、案内員の動員及び車両提供を要請

⑤発生規模に応じて県防疫対策本部と連携をとり、獣医師の動員を要請

⑥検査に必要な防疫資材の確保

⑦班毎の資材の準備

⑧採血後の血清処理及び中央家保への検体送付

⑨採材リストの作成と県畜産課への送付

（6）市町、団体等の対応

①検査のための行程案の作成に係る助言

②案内可能人員の確保

③車両の確保

(7) 必要資材

- ①防疫資材：作業着、長靴、防疫服、ブーツカバー、ディスポキャップ、ディスポ手袋、ディスポマスク
- ②記録資材：農場調査表、バインダー（紙挟み）、筆記用具
- ③消毒資材：バケツ、消毒薬（ビルコン等）、携帯用噴霧器
- ④検査資材：真空採血管、採血ホルダー、採血針（21G）、アルコール綿、綿棒、試験管立て、PBS入りチューブ、マジック、針入れ、クーラーボックス、保冷剤、ゴミ入れ、ビニール袋、資材用カゴ、ヘッドライト等

(8) 立入検査員の遵守事項

- ①発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、疫学調査及び発生状況確認検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- ②当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- ③帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- ④立ち入った農場の家畜について異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれにも当たらないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。

消毒ポイントの設置と作業

1 消毒ポイントの決定

各制限区域内の幹線道路付近・港湾等に消毒ポイントを設置し、車両消毒等を行うことにより発生農場周辺の感染拡大を防止するとともに移動制限区域の外側及び搬出制限区域の外側への感染拡大を防止する。

(1) 設置場所、期間等

○設置場所

- ・発生農場周辺（当該農場から概ね半径1kmの範囲）、制限区域（移動・搬出）付近の道路・港湾等に設置する。
- ・感染拡大防止に有効と認められる最小限の箇所数とし、畜産関係者には消毒ポイントを通過するルートを通るように周知する。
- ・発生地から遠ざかる畜産関係車両を消毒する。車両の進行方向を考慮し、設置場所を選定する。

○期 間

- ・移動制限区域の解除まで実施
制限区域の解除（搬出制限区域解除 移動制限区域解除）に伴い、段階的に設置したポイントは撤去する。

○消毒対象車両

家畜運搬車両、集乳車、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両、農場機器搬入などの車両及び偶蹄類農場主、同農場従業員、獣医師、人工授精師、削蹄師、家畜商、飼料販売業者、敷料販売者、資材販売者、薬品業者、農協等畜産団体職員等複数の飼養衛生管理区域に出入りする車両

家畜伝染病のまん延が想定される場合は、法第28条の2の規定に基づき一般車両及び通行人の消毒を行う。

(2) 設置場所の条件

大型車両の誘導、駐車可能なスペースを有すること。

車両の出入りに際し、視界が確保されていること。

交通渋滞を引き起こさない場所であること。

コンテナハウス、機材等を設置するスペースがあること。

設置場所の地権者の了解を得られること。

(3) 役割分担

県防疫対策本部

ア 消毒ポイント設置場所の決定

イ 消毒ポイントに係る業務委託事務（運營業務、交通誘導警備業務）

ウ 消毒ポイント設置に係る公報

エ 消毒ポイントにおける雇用人員の確保

オ 制限区域が隣県に及ぶ場合の他県との調整

振興局

ア 消毒ポイント候補地の選定

イ 消毒ポイントの設営、管理及び運営

ウ 消毒ポイント作業人員の派遣

エ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保

オ 道路占用許可申請及び道路使用許可申請等に係る手続き

家保

ア 消毒ポイント候補地の選定に係る協力

イ 消毒薬使用に係る指導及び助言

ウ 消毒ポイントに係る防疫資材の確保に係る協力

市町

ア 消毒ポイント候補地の選定

イ 消毒ポイントに使用する水源及び電力確保に係る協力

ウ 消毒ポイントの設営及び運営

エ 消毒ポイント作業人員の派遣

生産者団体（地域の役割分担による）

ア 消毒ポイント作業人員の派遣

県土木部

ア 警備業者派遣のための公共工事の調整（振興局と連携調整）

農林部農村整備課及び森林整備室も同様の対応

（４）設営作業

国の遺伝子解析検査により陽性が確定し、長崎県口蹄疫防疫対策本部会議において患畜が決定した段階で車両消毒作業が開始される。患畜決定後直ちに防疫作業が開始出来るよう作業員（事前準備班）を動員し、事前に消毒ポイントの設営を完了させる。

１）作業内容

資材搬入

後方支援センターで資材を受け取り消毒ポイントに搬入。

資材：防護服、手袋、キャップ、マスク、長靴、ガソリン缶、コーン、コーンバー、看板等

機材の受け取り

消毒ポイントにリース会社が機材を搬入するので当該機材の受け取り（検収）。

機材：動力噴霧器、水タンク、投光器、コンテナハウス、トイレ、机、椅子等

設営

消毒ポイント資機材の設置、看板の設置。

2) タイムフロー

時間	経過時間	事項
9:00	0:00	【異常通報】
12:00	3:00	【検体搬送決定】
22:30	13:30	消毒ポイント動員者移動開始
0:00	15:00	消毒ポイント資材到着・設営開始
0:00	15:00	消毒ポイント動員者到着
1:00	16:00	消毒ポイント設置完了
2:00	17:00	【国での遺伝子検査陽性】 患畜決定後、消毒作業開始



消毒ポイントの設置について

- 1 消毒ポイント設置に際しては、周辺の環境（騒音・水質汚濁等）に十分配慮するとともに、農産物（米、麦、野菜、果樹等）への飛散防止についても十分配慮する。
- 2 車両消毒マットの設置については、安全性等を十分確認したうえで設置場所の選定を行う。
- 3 他県の消毒ポイントで消毒を受けた車両であっても、本県の消毒ポイントにおいて必ず消毒を実施する。
- 4 消毒ポイント設置に係る誘導看板、セーフティーコーン等の備品は、振興局の建設関係部署や市町関係部局へ調達要請を行う。
- 5 佐賀県で発生し、本県の一部が制限区域に入る場合、畜産関係車両の通行状況を勘案し、県境付近にポイントを設置。加えて、原則、移動制限区域と搬出制限区域の辺縁部にポイントを設置。県境での消毒ポイント設置については、該当県同士で、上り線、下り線を作業分担するなど、効率化を図る。



消毒ポイントの設置箇所数を減らすためには、畜産関係者へ消毒ポイントの設置場所を確実に周知し、ポイントを通るルートをとってもらうことが重要。

県 HP やその他様々な媒体で広報を行う。

HP は、トップページから消毒ポイント設置場所の情報にリンクを張る



制限区域が佐賀県に跨る場合は、県境の消毒ポイント設置について、両県で協議する。（佐賀県での発生時も同様）



冬期においては、コンテナハウス等が配置されるまでは、安全性の確保等から、車中で、待機や事務手続きを実施することも考慮する。

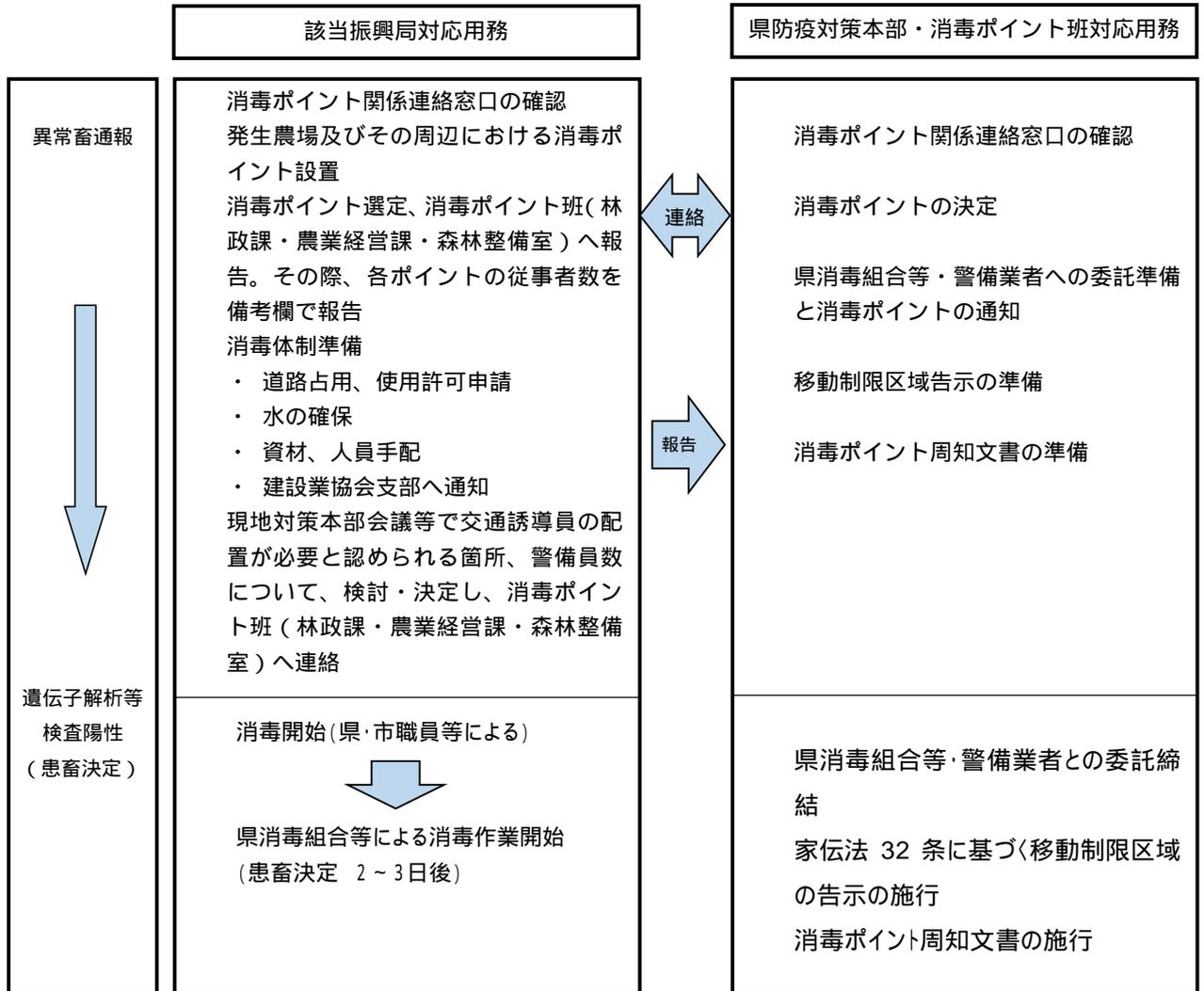


消毒ポイントの作業班には、家畜防疫員がいないため、事前に管理者を選定のうえ、作業内容を十分に理解させておくことが必要



- 交代時には、車両消毒業務引継書(様式集)によって業務内容等を引き継ぐこと。
- 消毒作業時に着用する資材はコンテナハウス内に用意してあるので、着用のうえ作業に当ること。
【着用資材】防護服、防護キャップ、マスク、インナー手袋、アウター手袋、ゴーグル、長靴など
- 食事の支給：カップ麺、飲み物等を支給する。

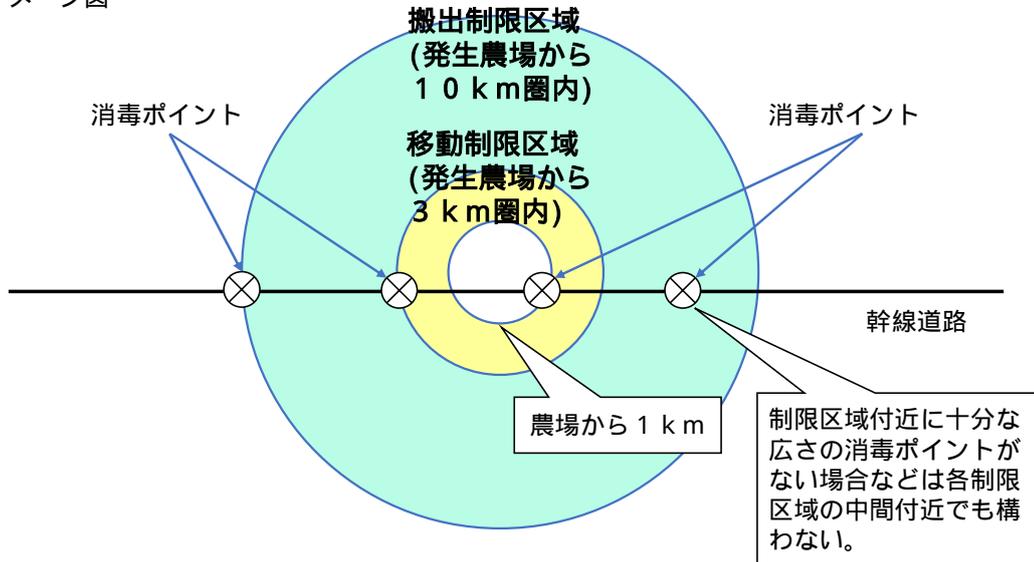
消毒ポイント設置の手順



消毒ポイント設置場所

搬出制限区域及び移動制限区域境界付近、農場から1 km以内の幹線道路及び港湾等に設置する。

イメージ図



発生農場周辺の感染拡大防止及び制限区域外側への感染拡大防止に重点を置き、原則として、制限区域から出て行く車両を対象として設置する。

2 消毒ポイントでの作業

(1) 消毒薬剤

4%炭酸ソーダ、0.2%クエン酸等

(2) 消毒方法

畜産関係車両：動力噴霧器による噴霧消毒

一般車両：車両消毒マットによる消毒

通行人：踏込消毒槽による足底消毒（消毒マットでも可）

(3) 消毒時間

24時間体制（8時間3交代）

(4) 人員配置（1箇所当たり）

計3～5名（常時）

〔内訳〕

管理者 1名

消毒作業員 2名

必要に応じ交通誘導員、車両案内員を置く（0～2名）

交通誘導員の配置が必要な場合においては、交通誘導員が車両案内員を兼務することができる。

業者委託までは県及び市町職員等で実施。

(5) 作業内容

管理者：通行車両の記録、証明書の発行、資材等の調達

消毒作業員：動力噴霧器による車両消毒、車両消毒マットの消毒液補充

交通誘導員：消毒ポイントへの車両の誘導

車両案内員：消毒ポイント内の車両の案内

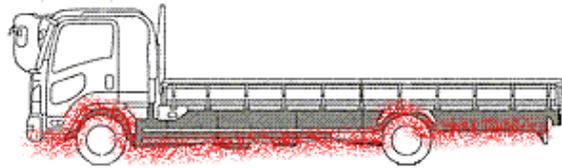
引き込み場所に入ってきた車両を、消毒する位置まで案内する。

(6) 委託業者への引継ぎ

3日程度経過後、県と協定締結団体の請負契約が締結されるので、最後の作業班の管理者は、車両消毒業務引継ぎ書（様式5）を作成し、委託業者と引継ぎを実施。

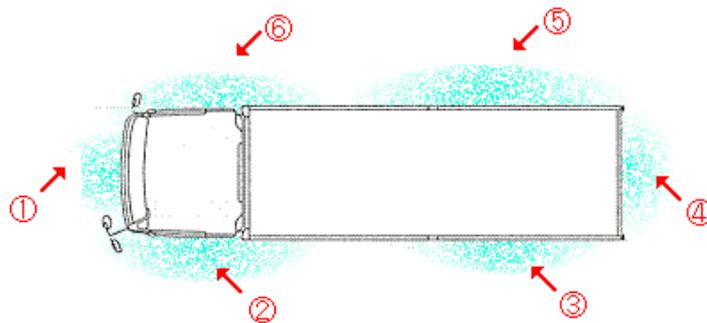
～消毒ポイントにおける車両消毒マニュアル～

消毒ポイントにおける動力噴霧器による消毒は、原則として畜産関係車両（家畜運搬車・飼料運搬車、堆肥運搬車など）を対象とし、必要に応じて一般車両も対象とする。



1. 消毒ポイントに進入してきた車両を動力噴霧器の場所に誘導。（車両案内員）
2. 車両の停止を確認し、車両消毒を実施。（消毒作業員）
3. 消毒は、車両の前面から消毒液を噴霧、続いて側面、後方、反対側面の順に車体上部から下部に向けて実施。荷台や運転席の清拭も含めて車両全体を消毒する。その際、可動部を動かすことによって消毒の死角がないように留意する。（消毒作業員）

（例）



〔作業手順〕消毒作業員 A： 、消毒作業員 B：

4. 消毒作業中に運転手に下車してもらい、コンテナハウス内で聞き取りを行い、「車両消毒済証明書」（様式集）を作成するとともに、車両番号等を確認し「車両消毒実施記録」（様式集）に記録する。（管理者）
5. 予め準備した消毒用スプレー及び消毒マットにより運転手に手指の消毒及び足底消毒を依頼するとともに、運転手の了解のもと車内（ハンドル、ペダル、フロアマット）を消毒する。（管理者）
6. 消毒の実施後、「車両消毒済証明書」に押印して運転手に渡す。（管理者）

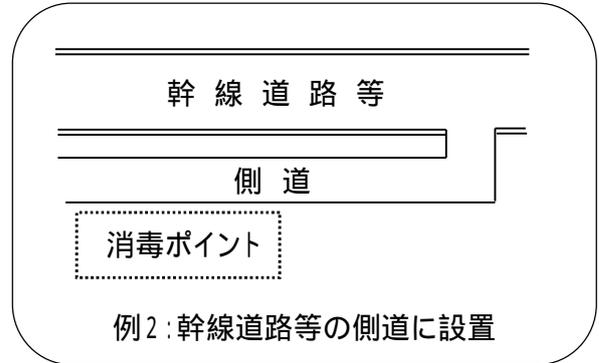
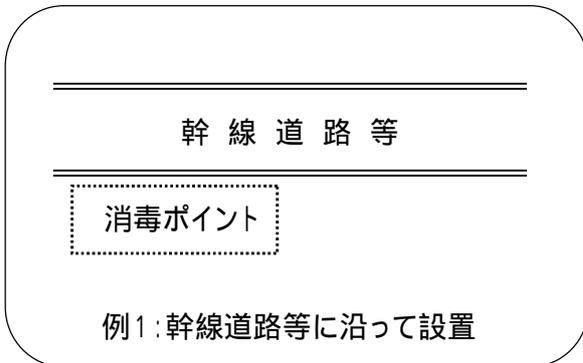
必要に応じ、家畜伝染病予防法等に基づく車両消毒であることを説明する
交代時には、作業内容や状況を次の班に伝達する。

防護服、手袋等は使用后、防疫資材用ゴミ袋に廃棄する。

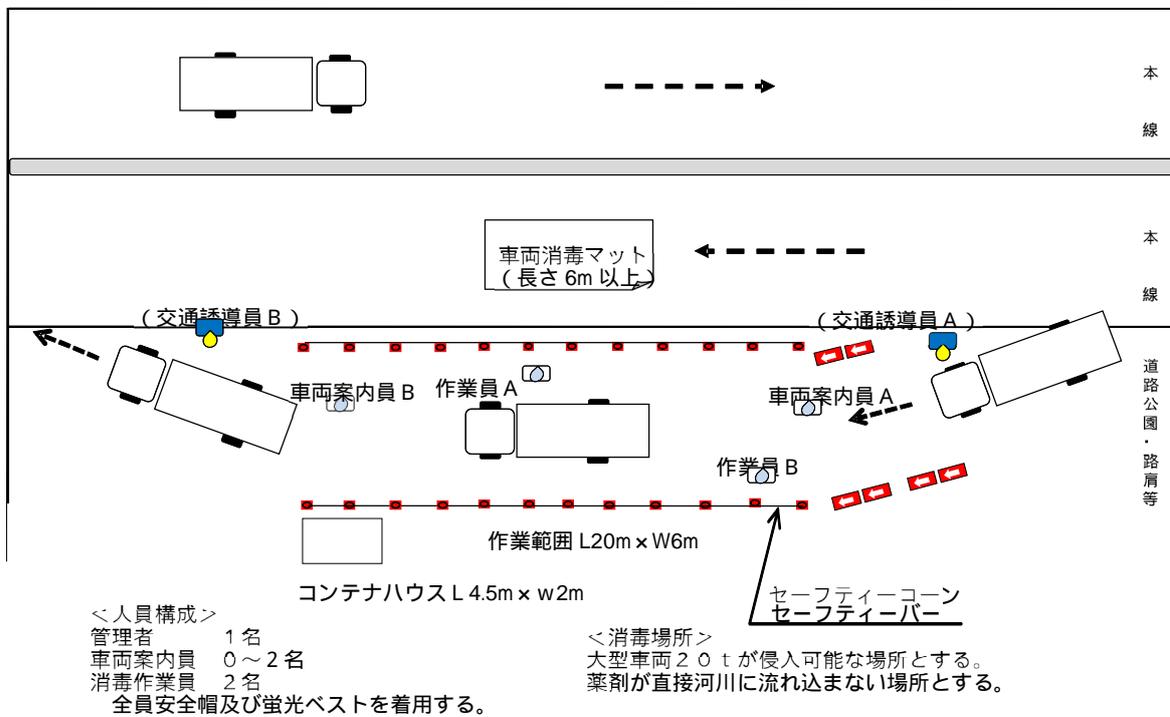
管理者は、使用した消耗品を「消毒関係消耗品等使用簿」（様式集）に記帳する。

管理者は、1日の作業状況を「消毒ポイント作業記録簿」（様式集）に記載し現地対策本部に報告を行う。（現地対策本部は、各消毒ポイントの車両消毒台数を取りまとめ県畜産課へ報告する）。

消毒ポイントの設置事例



消毒ポイント作業実施体系図



畜産関係車両の一例

《飼料運搬車》

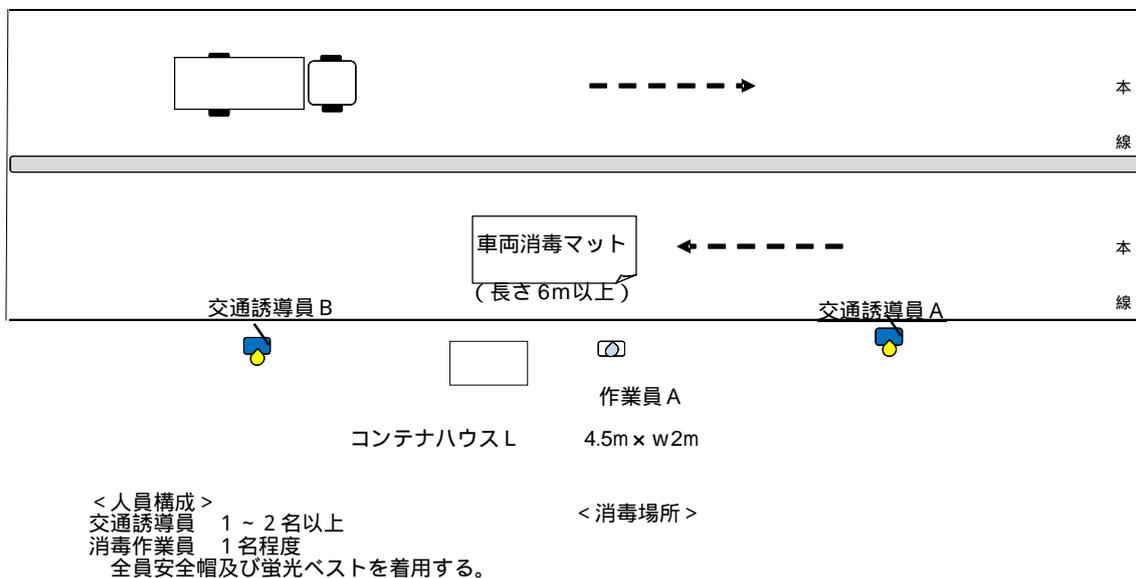


《家畜運搬車》



消毒マットによる車両消毒例

必要に応じて、一般車両等を消毒マットにより消毒を実施する。



3 消毒ポイント作業の委託

(1) 消毒ポイント運営業務

家畜伝染病発生時の車両消毒業務等に関して、長崎県消毒業協同組合、一般社団法人長崎県造園建設業協会、一般社団法人長崎県ビルメンテナンス協会及び一般社団法人長崎県建設業協会各支部と支援協定を締結している。(協定締結団体は資料編参照)

協定締結団体への業務委託に際しては、協定書に基づき、消毒ポイント班(農業経営課・林政課・森林整備室)から支援活動要請書により各団体へ支援要請を行うとともに、同班が速やかに請負契約の締結を行う。

- 1 消毒ポイントにおける消毒作業は原則として業者委託とするが、業者へ委託するまでの発生初期については、現地対策本部と市町が協力して実施する。
- 2 委託団体の選定及び契約締結に係る事務は県対策本部が行う。
- 3 消毒作業は、一般社団法人長崎県造園建設業協会、長崎県消毒協同組合及び一般社団法人ビルメンテナンス協会が主体となっており、消毒作業員が不足する場合は一般社団法人長崎県建設業協会各支部が補完する。

交通誘導員の配置については長崎県警備業協会と支援協定を締結済み。

なお、交通誘導員の配置が必要な場合は県対策本部で確保および契約事務を行う。

(2) 交通誘導警備業務

選定した消毒ポイントの中で、交通誘導業務が必要な箇所については、消毒業協同組合等協定団体に委託する場合には、当該交通誘導業務は、警備業法の規定により、警備業法の認定を受けた警備業者に委託する必要がある。

このため、県防疫対策本部においては、一般社団法人長崎県警備業協会と支援協定を締結し、警備業者の確保をお願いすることになっている。

現地対策本部においては、警察等と協議して、交通誘導員の配置が必要と認められる箇所、人数について、消毒ポイント班（農業経営課・林政課・森林整備室）に連絡し、同班は、同協会へ警備業者の確保について支援を要請し、同協会が確保した警備業者と委託契約をする。



警備業者の確保が困難な場合は、土木部建設企画課と農林部農村整備課、森林整備室は、県発注の工事の中から警備業者の融通について調整する。

(3) その他

作業委託後の資機材の取扱い

初動防疫作業時に投入した資機材、特にリース機材については、業務委託後でも必要な資機材のため同作業場所で継承する。全ての防疫作業終了後の資材の収納作業については、以下のとおり。

再利用できる資材については、各振興局で清掃・消毒を実施。

資材の搬送については、各振興局が指定する場所に県防疫対策本部・資材班がトラックを手配。

積み込み作業は各振興局で行う。

資材の確認及び県備蓄倉庫への収納作業は県防疫対策本部・資材班が担当。

返還までの保管については、長期にならないよう各振興局で随時対応。

再利用不可能な資材の処分については、各振興局で行う。

リース機材は、業者が引き取りにくるまで現地に残し、引き渡す。リース業者への連絡は現地資材班が実施。原則、リース終了後は洗浄消毒して返却する。簡易トイレのし尿処理及び清掃は現地資材班から地元衛生会社へ発注する。

4 道路・港湾等占用・使用許可の手続き

(1) 道路占用の許可

道路に工作物や物件等を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路法第32条の規定に基づき、道路管理者の許可が必要である。

〔申請先〕

- 市町道：所管市町
 - 国道(指定外)及び県道等：所管振興局
 - 国道(指定)：国土交通省長崎河川国道事務所（佐世保、大村、小浜）出張所
 - 高速道路：NEXCO 西日本高速道路（長崎、佐賀）事務所
- 誘導看板を複数の道路管理者が管轄する道路（県道、市道等）に置く場合は道路管理者ごとに占用許可が必要。

〔申請書類等〕

- 道路占用許可申請書、道路占用届書（様式集）
 - 添付書類（道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面等）
- 消毒ポイント候補地選定にあたっては、各道路管理者と事前に協議を行い、緊急時の届出対応（事後許可）や事前申請等を確認し、迅速な手続きが行えるよう準備する。

(2) 道路使用の許可

道路において作業をする場合や工作物等を設ける場合は、道路交通法第77条第1項の規定に基づき、管轄する警察署長の許可が必要である。

〔申請先〕

- 道路を使用する場所を管轄する警察署
- 道路を使用する区間が2以上の警察署の管轄にまたがる場合は、いずれかの警察署長の許可。

〔申請書類等〕

- 道路使用許可申請書（様式集）
 - 添付書類（道路使用の場所、方法等を明らかにした図面等）
- 詳細は所轄警察署に事前に確認が必要。

(3) 港湾施設用地目的外使用の許可

港湾施設の目的外使用を行う場合は、長崎県港湾管理条例第8条及び長崎県港湾管理規則第2条の規定に基づき、県知事の許可が必要である。

〔申請先〕

- 港湾を所管する各振興局(長崎市、長与町、時津町の港湾は長崎港湾漁港事務所)
- 申請書の提出は使用しようとする日の2か月前までとされているが、特別な理由がある場合はこの限りではない。

〔申請書類等〕

- 港湾施設用地目的外使用許可申請書（様式集）
- 添付書類（使用財産の見取図、物件設置状況図等）



関係法令に基づく許可等の手続きを迅速に行うため、原則として、初動防疫準備の際に現地防疫対策本部（当該振興局）と県防疫対策本部（本庁）が連携し、関係機関との調整を行うものとする。

5 警察機関への協力依頼

消毒ポイント設置に際しては、事前に県警察本部及び現地警察署に報告を行うとともに、円滑な運用を図るための協力依頼を行う。

なお、県警察本部への協力依頼は県対策本部が、現地警察署への協力依頼は現地対策本部が行う。

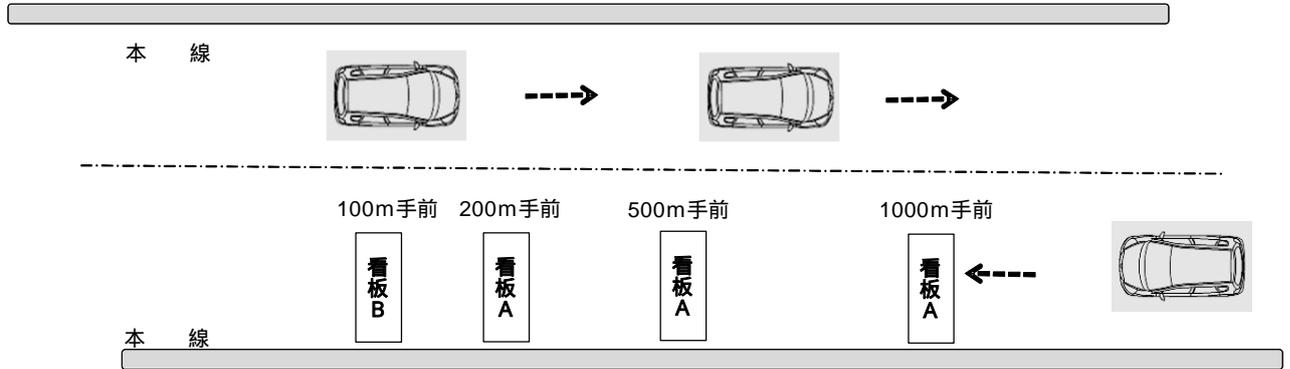
6 関係機関等への周知

県対策本部は、消毒ポイントの設置に際して関係行政機関へ連絡を行うとともに農協、飼料販売業者、県トラック協会等に周知を行い消毒への協力要請を行う。

消毒ポイント看板作成及び設置要領

〔設置例〕

看板は道路等の特殊性に応じて数量を増加させる。

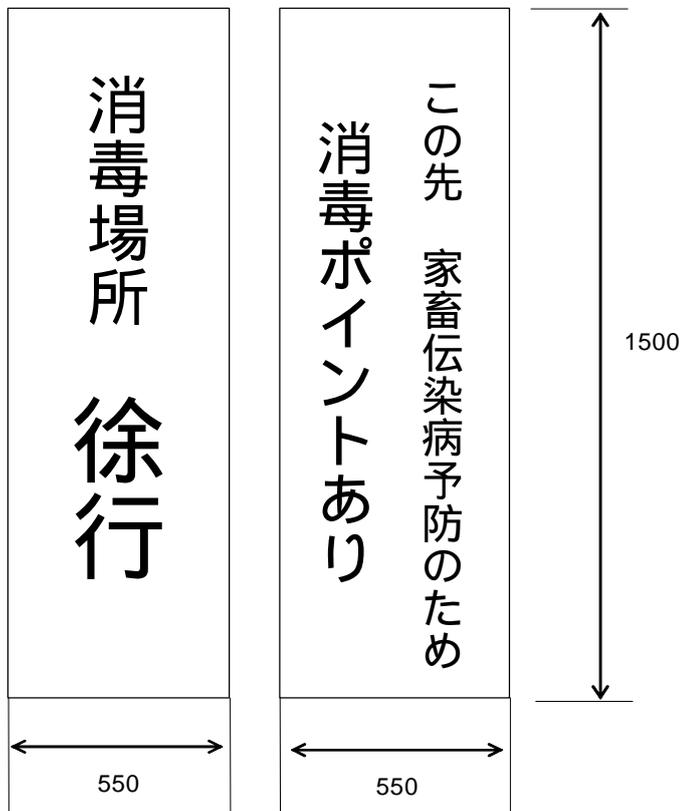


動力噴霧器
消毒ポイント

消毒マットによる消毒
ポイントも同様に看板を
設置する。

誘導看板 B

誘導看板 A



移動制限措置の解除

1 制限の解除

県防疫対策本部は、次の要件をいずれも満たしたときに動物衛生課と協議の上、各制限区域を解除する。

- (1) 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（家畜伝染病予防法第16条に基づくと殺、第21条に基づく死体の処理、第23条に基づく汚染物品の処理及び第25条に基づく畜舎等の消毒（1回目）が全て完了していることをいう。）後 10日が経過した後に実施する清浄性確認検査で、全て陰性を確認すること。

- (2) 当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後 21 日が経過していること。

野生動物への対応

表1【野生動物】国から検体搬送の指示があった場合の連絡体系

情報は原則非公表

円滑かつ的確な防疫作業を行う上で、特段の必要がある場合は、国と協議の上、病性の判定前に公表する。
 その場合の連絡体系は、「表2【野生いのしし】国での検査で陽性を確認した場合の連絡体系」に同じ。

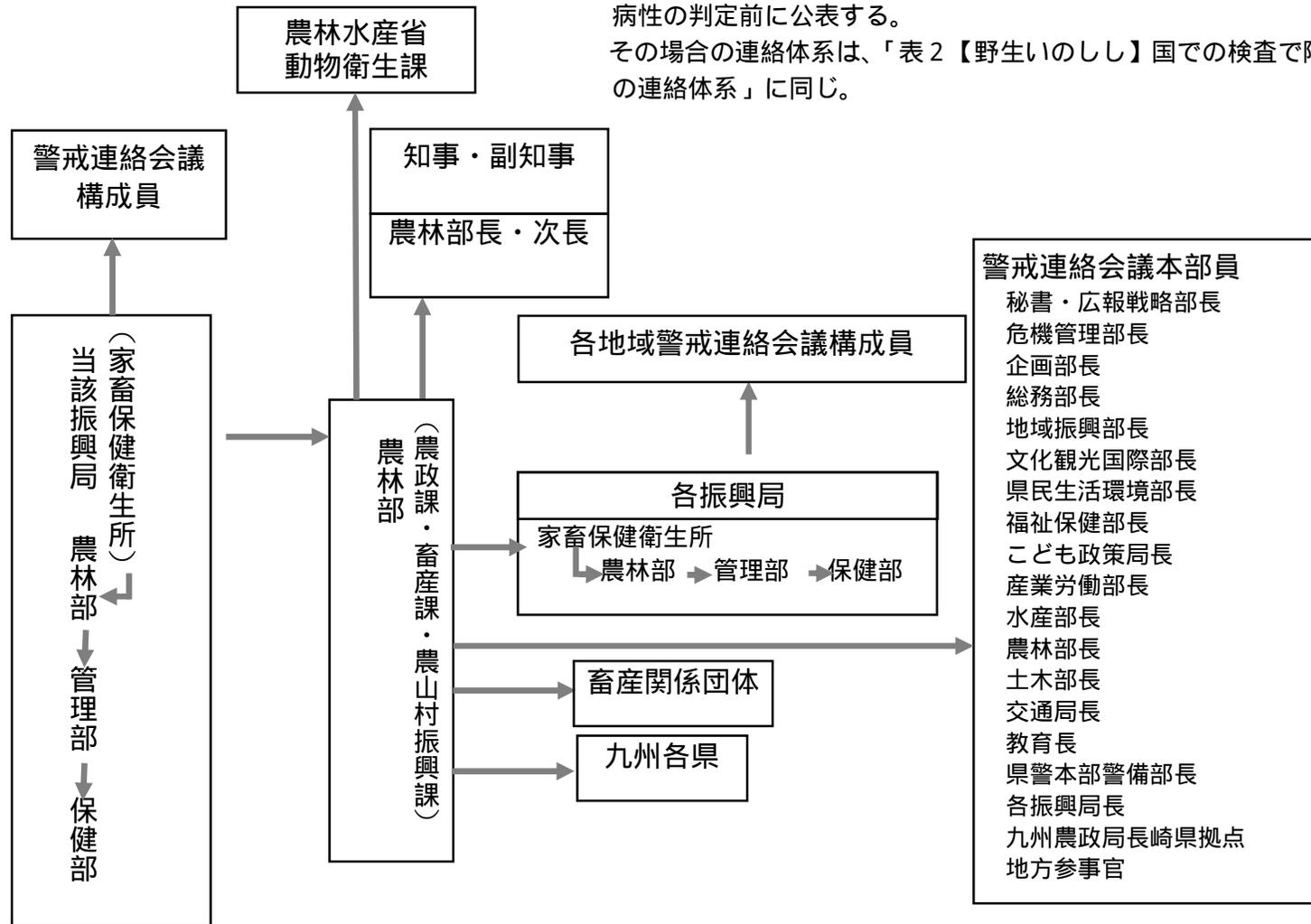
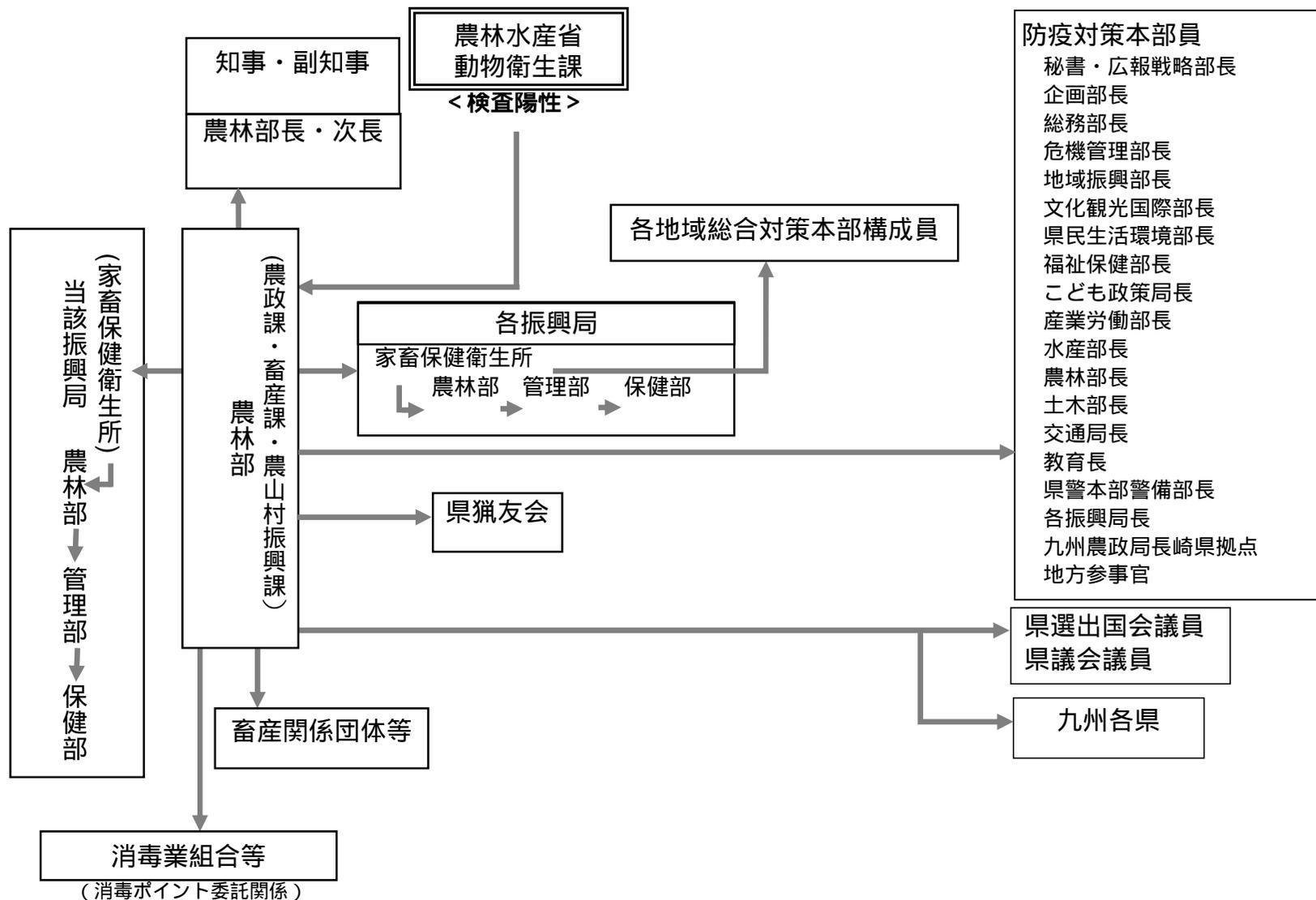


表2【野生動物】国での検査で陽性を確認した場合の連絡体系

公表は農林水産省動物衛生課と協議後、農林水産省と同時に行う



口蹄疫

1 対策本部の設置

- (1) 県は、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物の状況及び野生動物の感染確認検査等により、動物衛生課から検体搬送の指示を受けた段階で、長崎県FMD警戒連絡会議を開催し、病性確定に備え関係者と情報の共有と防疫措置内容を確認する。
- (2) 病性が確定した場合は、長崎県FMD防疫対策本部を設置し、飼養家畜等での発生を防止するため、国・市町・関係団体と連携を密にし、各種防疫措置を実施する。

2 感染の疑いが生じた場合の対応等

当該家畜保健衛生所は、市町の協力を得て、当該野生動物（3において感染疑い野生動物という）が確認された地点の消毒を徹底するとともに、原則として3の準備を進める。

3 陽性判定時に備えた準備

家畜保健衛生所及び畜産課は、必要な検体の動物衛生研究部門への送付を行った場合は、速やかに次の措置を講じ、その内容について、遅くとも動物衛生研究部門が行う遺伝子解析の結果が出る前までに、動物衛生課に報告する。

- (1) 感染疑い野生動物を確認した地点を中心とした半径10kmの区域に所在する農場の戸数及び飼養頭数の確認
- (2) 感染疑い野生動物を確認した地点の周辺農場で発生した場合に備え、家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確認（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- (3) 周辺農場における埋却地又は焼却施設等の確保状況（農林水産省の保有する大型防疫資材の利用の有無を含む。）の確認
- (4) 必要に応じ、消毒ポイントの設置場所の設定
- (5) 感染疑い野生動物が確認された地点の所在する市町村、近隣の都道府県及び関係団体等への連絡
- (6) 感染疑い野生動物を確認した地点を中心とした半径10km以内の区域の農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導
- (7) 感染疑い野生動物が確認された地点周辺における野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図るための体制の確認

4 病性の判定

農林水産省は、必要な検体が動物衛生研究部門に送付された場合は、動物衛生研究部門で行う抗原検査及び血清抗体検査の結果を踏まえ、病性を判定する。ただし、これにより陽性であると判定された野生動物が確認された地点周辺の地域において、既に口蹄疫ウイルスに感染した野生動物が確認されている場合は、動物衛生研究部門の検査結果を待たずに臨床検査により判定する。なお、その結果については、判定後直ちに、動物衛生課から畜産課へ通知される。

5 報道機関への公表等

- (1) 野生動物においてFMDが陽性であると判定されたときは、県は農林水産省とその内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する。
ただし、円滑かつ的確な防疫措置を行う上で特段の必要があるときは、動物衛生課と協議の上、病性の判定前に公表する。
- (2) (1)による公表は、原則として、農林水産省及び県が同時に行う。

- (3)(1)による公表に当たっては、人、車両等を介して感染が拡大するおそれがあること等について正確な情報提供を行う。
- (4)報道機関等に対し、次の事項について、協力を求める。
プライバシーの保護に十分配慮すること。
野生動物の確認地点には近づかないなど、まん延防止及び防疫措置の支障にならないようにすること。

6 通行の制限又は遮断

- (1)県または市町は、野生動物において口蹄疫が陽性であるとする旨の連絡を受けた後、当該野生動物が確認された地点周辺の環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、管轄の警察署及び関係自治体の協力を得て、又は の期間を定め、当該地点周辺への不要・不急の立入りの制限（当該地域で行う経済活動や観光活動等を含む。）や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
なお、当該措置を講じる場合は、当該地点を管轄する警察署等と事前に必要な協議・調整を行うものとする。
当該地点を中心とした半径3km以内の区域の家畜を飼養する農場に対し、発生予防対策のために1の措置を講じる場合：法第10条第3項に基づき、72時間を超えない期間
と同じ区域において家畜を飼養する農場は無いが、病原体の拡散防止のために（1）の措置を講じる場合：法第25条の2第3項に基づき、病原体の浸潤状況等が判明するまでの間を目安とした期間
- (3)通行の制限又は遮断の手續、掲示の方法等については、事前に関係市町の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

7 移動制限区域の設定

- (1)移動制限区域の設定
畜産課は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、速やかに、原則として、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域について、移動制限区域として設定する。ただし、病性の判定前であっても、口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、動物衛生課と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定する。
- (2)移動制限区域の設定方法
移動制限区域の外縁の境界は、市町等の行政単位又は道路、河川、鉄道その他境界を明示するために適当なものに基づき設定する。
移動制限区域が複数の県にわたる場合には、動物衛生課の指導の下、事前に、当該都道府県の間で十分に協議を行う。
移動制限区域の設定に先立ち、その都度、次の措置を講ずる。なお、事前にこれらの措置を講ずることが困難な場合には、設定後速やかにこれらの措置を講ずる。
ア 移動制限区域内の家畜の所有者、市町及び関係機関への通知
イ 報道機関への公表等を通じた広報
ウ 主要道路と移動制限区域との境界地点での標示

8 移動制限の対象

移動制限の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 生きた家畜
- (2) 口蹄疫が陽性であると判定された野生動物が確認された地点を中心とした半径 1 km 以内の区域にある農場（動物衛生研究部門の検査により、陰性が確認された農場を除く。）で搾乳された生乳
- (3) 移動制限区域内で採取された精液、受精卵等（病性判定により野生動物において口蹄疫が陽性であると判定された日から遡って21日目の日（当該野生動物の発見から判定までに21日以上を要した場合にあっては、当該野生動物の発見日）より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
- (3) 家畜の死体
- (4) 家畜の排せつ物等
- (5) 敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

9 移動制限の対象外

FMD防疫指針第21の8を参照し調整する。

10 家畜の所有者への連絡

家畜保健衛生所は、移動制限区域が設定された場合には、速やかに、当該区域内の家畜の所有者に対し、その旨及び立入検査の予定について、電話、FAX、電子メール等により連絡する。

1.1 移動制限区域内の農場への指導

家畜保健衛生所は、移動制限区域が設定された場合は、移動制限区域内の全ての家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について指導する。また、法第52条の規定に基づき、毎日、当日の特定症状の有無、死亡頭数等について、移動制限区域が解除されるまでを目安として報告するよう求める。

1.2 移動制限区域の変更

(1) 移動制限区域の拡大

畜産課は、野生動物における感染の確認状況等から、移動制限区域外の家畜での発生が想定される場合には、動物衛生課と協議の上、移動制限区域を拡大する。

(2) 移動制限区域の縮小

畜産課は、野生動物における感染の確認状況等から、感染拡大が限局的なものとなっていることが明らかとなってきたときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の範囲を半径 3 km まで縮小することができる。

1.3 移動制限区域の解除

畜産課は、野生動物における感染状況等から、家畜への感染リスクが無視できると考えられる場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、動物衛生課と協議の上、移動制限区域の解除又は制限措置の一部を解除する。

1.4 家畜集合施設の開催等の制限等

FMD防疫指針第22を参照し調整する。

1.5 消毒ポイントの設置

野生いのししにおけるCSF又はASFの病性判定後、必要に応じて、速やかにウイルス拡散防止のため消毒ポイントを設置する。具体的な設置場所は陽性確認地点の周辺の山道出入口、近隣農場の周辺、移動制限区域の境界その他の場所を中心に選定する。また、豚等において発生があった場合は、その都度、設置場所を見直す。

1.6 ウイルスの浸潤状況の確認等

畜産課は、野生動物においてFMDが陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、動物衛生課と協議の上、以下の措置を講じるよう家畜保健衛生所へ指示を行う。

なお、これらの措置は、必要に応じて病性の判定前に行うことができる。

(1) 野生動物における検査等

家畜保健衛生所は、当該野生動物が確認された地点を中心とした半径10km以内の区域において死亡し、又は捕獲された野生動物について、ウイルスの浸潤状況の確認のために必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。また、当該区域においては、野生動物間及び野生動物から家畜への感染拡大の防止を図る。

農山村振興課は、猟友会、市町に対し、死亡した野生動物を発見又は野生動物を捕獲した場合は、家畜保健衛生所に連絡するとともにこれら野生動物からの検体の採材に協力するよう要請する。なお、感染の拡大状況等によっては、牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家の意見を踏まえ、対象区域の拡大に加え、実施期間の「少なくとも21日間」については、当面継続とする。

また、当該区域に外接する地域においては、感受性動物の個体数の削減を図るため、農山村振興課は、猟友会、市町に対し、野生動物の捕獲を進めるよう協力を要請する。その際、可能な限り防護柵等により囲い込みを行う。

(2) 家畜における検査

畜産課は動物衛生課と協議の上、家畜保健衛生所に対し、移動制限区域内の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養するものに限る。)に対する立入検査の指示を行い、家畜保健衛生所は特定症状の有無を確認する。その際、必要に応じて、病性鑑定を実施するための検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する。

1.7 周辺の野生動物におけるウイルス拡散防止対策

家畜保健衛生所は、市町の協力を得て、1.6の(1)により検査された野生動物が確認された地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、市町は、速やかな焼却又は埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、協力を要請する。

1.8 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認

(1) 家畜保健衛生所は、野生動物において口蹄疫が陽性であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、立入検査、直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果、これまでの飼養衛生管理に係る指導等により、移動制限区域内を中心に家畜を飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認する。

(2) 家畜保健衛生所及び畜産課は、(1)の結果、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守しておらず、直ちに改善しなければ、FMDがまん延する可能性が高いと認められる場合には、当該家畜の所有者に対して、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、改善すべき旨の勧告を行う。

(3) 家畜保健衛生所及び畜産課は、(2)の勧告を受けた家畜の所有者が、当該勧告に従わない場合には、期限を定め、改善すべき事項等を記載した文書を交付することにより、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずる。